

令和7年第3回御宿町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

令和7年9月18日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度健全化判断比率について
- 日程第 6 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第2号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第3号 令和7年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第4号 令和7年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第5号 令和7年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第6号 令和7年度御宿町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番 藤井利一君
3番 塩入健次君
5番 土井茂夫君
7番 伊藤城祐君

2番 岩瀬環樹君
4番 滝口一浩君
6番 北村昭彦君
8番 石井芳清君

9 番 椎 木 藤 弘 君 1 0 番 田 中 とよ子 君
欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	原 宏 君	副 町 長	田 邊 義 博 君
教 育 長	海老根 秀 昭 君	総 務 課 長	吉 野 信 次 君
企画財政課長	金 井 亜紀子 君	産業観光課長	米 本 貴 志 君
税務住民課長	上 野 千 晶 君	建設環境課長	伊 藤 広 幸 君
保健福祉課長	吉 田 和 幸 君	教 育 課 長	市 東 秀 一 君
会 計 室 長	石 井 学 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	吉 野 和 久 君	主 任 主 事	長 谷 真 子 君
---------	-----------	---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第3回定例会が招集されました。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和7年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会においてもインターネットでの議会中継を放送いたします。インターネット中継に際して、個人情報の取扱いにご配慮いただければと思います。

また、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

暑い方は、議員、執行部とも上着を脱いで結構です。

（午前 9時30分）

◎会議録署名人の指名について

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。10番、田中とよ子君、1番、藤井利一君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（滝口一浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ配付した日程により本日から2日間とし、本日は、諸般の報告の後、7名の一般質問を行い、報告第1号及び議案第1号から第6号を順次上程の上、質疑、採決を行い、散会します。

明日19日は、議案第7号から第11号並びに選任第1号及び第2号を順次上程の上、質疑、採決を行い、閉会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から19日までの2日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告について

○議長(滝口一浩君) 日程第3、諸般の報告について。

議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですのでご確認ください。

続きまして、原町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

原町長。

(町長 原 宏君 登壇)

○町長(原 宏君) 本日、ここに令和7年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

9月に入りまして、朝晩大分涼しくなりましたが、日中はまだ暑い日が続いております。皆さんも体調管理、私も含めてやっていきたいと考えております。

今定例会に提案します案件は、報告1件、条例改正2件、補正予算案4件、決算認定5件、計12件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、議案の提案理由を申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度健全化判断比率についてですが、令和6年度決算に基づく健全化判断比率を算定しましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により議会に報告するものです。

議案第1号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、仕事と生活の両立支援の拡充について、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第2号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例の制定についてですが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、保育内容支援及び代替保育等に関わる連携教育の見直しになります。

議案第3号 令和7年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）（第1号）ですが、今回提案いたします補正予算は、歳入歳出ともに2,884万7,000円を追加し、補正後の予算総額を10億726万5,000円とするものです。

主な補正の内容は、国民健康保険システム標準化対応の経費を一般会計から国保会計に移行したことによる増額、子ども・子育て支援金制度に伴う国保税システム改修費用の増額及び人件費等の計上になります。

なお、本補正予算につきましては、去る8月25日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第4号 令和7年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）（第1号）ですが、今回提案いたします補正内容は、歳入歳出ともに148万5,000円を追加し、補正後の予算総額を2億1,068万円とするものです。

主な補正の内容は、コンビニ収納サービス導入経費、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修による委託料の追加になります。

議案第5号 令和7年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）（第1号）ですが、今回提案いたします補正予算は、歳入歳出ともに7,300万4,000円を追加し、補正後の予算総額を10億4,832万8,000円とするものです。

主な補正の内容は、人事異動に伴う人件費の増減及び令和6年度における介護給付費の実績に伴い、国・県支払基金への返還並びに一般会計への精算繰り出しになります。補正財源につきましては、法定負担分として、国・県からの交付金や一般会計からの繰入金のほか、令和6年度からの繰越金を充てております。

議案第6号 令和7年度御宿町一般会計補正予算（案）（第2号）についてですが、今回提案いたします補正予算は、歳入歳出ともに1億187万1,000円を追加し、補正後の予算総額を45億7,913万円とするものです。

主な補正の内容は、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活支援及び地域経済の活性化事業として、プレミアム付商品券事業を行うほか、高齢者福祉タクシー事業に係る費用や、制度改正に伴うシステム改修、また後年度を見据えた基金の積立て、令和6年度の精算に伴う国庫支出金及び県支出金返還金、介護保険特別会計繰入金の計上、そのほか今年度の人事異動等による人件費の調整等の予算措置をお願いするものです。

議案第7号 令和6年度布施学校組合会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法の規定に基づき、去る6月25日に監査委員による審査を受けましたので、議会の認定に付するものです。本決算の規模は、歳入総額4,262万3,013円、歳出総額3,888万288円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は374万2,732円となりました。

本差引き額は、布施学校組合解散に伴い、全額を一旦令和7年度御宿町一般会計の収入として処理しておりますが、本議会終了後に、負担割合に基づき、いすみ市と清算事業を行うこととしております。

議案第8号 令和6年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第233条第2項の規定により、去る8月1日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものです。

本決算の規模は、歳入総額9億8,180万8,382円、歳出総額9億6,395万4,368円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1,785万4,014円となりました。

なお、本決算につきましては、去る8月25日に開催された国民健康保険運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第9号 令和6年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第233条第2項の規定により、去る8月1日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものです。

本決算の規模は、歳入総額2億317万8,290円、歳出総額2億169万545円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は148万7,745円となりました。

議案第10号 令和6年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月30日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものです。

本決算の規模は、歳入総額12億1,133万9,778円、歳出総額9億4,620万8,140円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は2億6,513万1,638円となりました。令和6年度は第9期介護保険事業計画の初年度となります。歳入は、繰越額の増加により前年から増加し、

歳出は、施設サービスの利用者の減少などの要因により前年度を下回りました。

議案第11号 令和6年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第233条第2項の規定により、去る8月1日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものです。

本決算の規模は、歳入総額44億2,304万7,055円、歳出総額41億2,267万1,159円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は3億37万5,896円となり、この額から翌年度に繰越すべき財源を引いた実質収支額では2億7,404万1,918円の黒字決算となりました。

執行にあたっては、2年目を迎えた第5次御宿町総合計画「ひと・マチ・自然がつながりつなげる「ちょうどいいまち」御宿」の実現に向けて、デジタル化の推進に向けた取組をはじめ、人口減少対策、公共施設の老朽化対策など、時代に即した住民福祉の向上に努めました。

具体的な取組としましては、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内観光消費増加を図る観光誘客促進業務を実施、御宿町DXを推進するための自治体システムの標準化・共通化に向けた基幹系等各種システムの改修、勝浦デマンドタクシーを御宿町内へ乗り入れすることにより、安定的で持続可能な地域公共交通を確保するなど、限られた財源をバランスよく配分し、効率的な執行に努めました。

今後も社会保障関連経費の増加、老朽化が進む公共施設等への対応、デジタル化のさらなる加速に加え、長期化する物価高騰から厳しい状況が見込まれます。引き続き、事務事業の見直し、自主財源の確保、基金の積立て確保などに取り組み、計画的な財政運営と安定した財政基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。

ただいま申し上げた議案の詳細につきましては、担当課長から説明申し上げますので、何とぞご審議をいただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、諸般の報告ですが、私の公務の日程の報告につきましては、配付させていただきましたお手元の資料のとおりです。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

夏の観光シーズンを迎え、7月18日に海水浴場修祓式とプール修祓式を行い、多くの皆様のご協力により、海水浴場には2万7,169名、御宿ウォーターパークには2万4,250名の来場者をお迎えし、無事に終了することができました。

7月22日から24日には、野沢温泉村中学校の1年生19名をお迎えし、第50回目の夏季交流事業、夏の交流を開催することができました。期間中は天候に恵まれ、先生方をはじめPTAの皆様方の協力の下、両校の生徒の笑顔があふれる思い出深い交流会となりました。

8月21日には、御宿町出身の菰田陽生選手を応援するため、御宿町公民館にて山梨学院高等学校対沖縄尚学戦のパブリックビューイングを行いました。今後も甲子園に限らず、状況に応じて開催したいと考えております。

8月22日から24日にかけて、第31回ビーチバレームーンカップ in 御宿が開催され、熱戦が繰り広げられました。ほかにも、ビーチサッカー大会、ライフセービング大会も御宿町で開催されています。

9月1日より伊勢えび祭りが始まり、町内の飲食店をはじめ宿泊業においてオリジナルの伊勢えび料理が用意されております。多くの方が町にお越しいただき、伊勢えびはもちろん、御宿町をより知っていただき、町全体がにぎわうよう喚起していきたいと思っております。

5月より開催している、はら町長とハラを割って語る会ですが、6月24日に2名、8月19日に1名の参加がありました。次回は10月9日の開催を予定しております。

また、10月26日には合併70周年記念式典を予定しておりますので、皆様にはご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

以上、諸般の報告といたします。

○議長（滝口一浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（滝口一浩君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 岩 瀬 環 樹 君

○議長（滝口一浩君） 通告順により、2番、岩瀬環樹君、登壇の上、ご質問願います。

（2番 岩瀬環樹君 登壇）

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬環樹です。議長からのお許しが出たので、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

今回の議会でちょうど定例会が8回目で、一般質問も8回目となります。今までどおり付度することなく、前例主義に偏ることなく、いい意味で空気を読まない一般質問をしていきたいと思えます。

それでは最初に、1年前、令和6年第3回の定例会、私が一般質問をした中で、進捗についてを2つばかりお聞きいたします。

最初に、義務教育学校への移行についての質問です。

このときは恐らく、布施小学校を活用して義務教育学校を、御宿中学校と施設分離型でできないかという質問だったと思いますが、それはかなわないことではありましたが、そのときの教育課長からの答弁で、教育費の集約化を図り、また、施設の集約化、再整備を図りながら、小中一貫型教育を目指してまいりたい。その先に義務教育学校の意向があると思っていますと答弁いただきました。これの進捗について伺いたいです。

もし、施設の集約化が行われない場合にも、この小中一貫型教育を進めていくのかどうか、お答えください。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） それでは、答弁いたします。

議員から、令和6年第3回定例会の一般質問における答弁後の進捗状況についてということで、1つ目、施設の集約が行われない場合にも小中一貫型教育を進めるのかというところから答弁いたします。

議員のご質問にありますとおり、令和6年第3回定例会当時の状況といたしましては、施設の集約化、小学校、中学校が1か所に集約化された場合の答弁であったかと思えます。義務教育学校は、小学校から中学校までの義務教育を一人の校長、1つの教職員組織で9年間の教育目標の設定、9年間を見通した教育課程を編成し、系統性を確保した教育を行うものであり、小中一貫型教育は、小学校、中学校それぞれに校長を置き、それぞれに教職員組織があり、9年間の教育目標、9年間の系統性を確保した教育というものです。

いずれも施設の集約化を図りながら、こうした教育を目指すということでありましたが、現段階におきましては、小学校の更新については、協議を行うための調査を現在実施している最中であり、この調査結果から更新に係る協議を進めていくということになります。

町といたしましては、御宿町の教育大綱、教育方針を基にした教育の推進をしておりますが、小学校、中学校がそれぞれ1校ずつとなっている当町におきましては、小中の連携を図りやすい環境にありますので、この小中の連携が図られた先に小中一貫型の教育があると考えており

ます。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） 承知しました。それでは、再度お聞きします。

議会では昨年、視察で野沢温泉村に伺って、施設分離型の一貫教育の勉強をしてまいりました。その際に、施設が別々であつてもうまく進んでいるという現状を見てまいりました。その際に、野沢温泉村では保育所も一緒に一貫になっていたんですが、御宿町の場合、この先こども園はそれに含まれていくのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 現在、こども園を一体として行うことは考えていないんですが、交流は今小学校のほうと行っていて、おんじゅく認定こども園の年長が小学校に上がるにあたって交流会を実施しています。その交流につきましては、小学校に上がったときになじむように、年1回実施しております。内容については、校内を見学することと、1年生が校内を手をつないで回って、あと1年生が発表してくれるとか、そういう交流を行っています。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。では、今のところその考えがないということで理解しました。

それでは、小中一貫型教育になっていくまでの、大まかでもし分かれば、それまでの工程をお示してください。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） 目標達成までの工程をというご質問でございますが、小学校、中学校の連携というものを推進いたしますが、校舎の更新に係る進捗状況に応じて、町の教育の方針などにつきましても協議していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） 承知しました。御宿小学校の耐力度検査の結果が待たれるわけですが、引き続き注視していきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、もう一つ1年前にした質問で、町民文化施設と社会教育施設の複合化、集約化による整備運営改善についての質問です。

こちらはちょっと分かりづらいんですけども、歴史民俗資料館が閉館していて、それを直して使うことが可能かどうかという質問を最初にしました。ですが、建物もかなり古く、バリアフリーにもなっていない、それから空調もないと、いろいろ古いので直すことは考えていな

いという答弁だったと思います。

その後、それであれば集約化を、記念館と一緒にできないものかという質問をしたんですが、それにはちょっとスペース的に問題があってできないということでありました。

ただ、教育課長から、将来的には町の歴史上重要なものを1か所に集約し、保存環境を整え、後世に残していかなければならないと思っていますが、山積した多くの課題もございますので、優先順位をつけながら進めていきたいと思っていますという答弁をいただいています。

この答弁の中の山積した課題の中での優先順位ということについて、これが今どうなっているかお聞きしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） 議員のほうから、町民文化施設と社会教育施設の複合化、集約化による整備運営改善についてのご質問ということで、山積した課題の中での優先順位はついたかということですが、御宿町の歴史民俗資料館につきましては、経年劣化による屋根の腐食から生じる落下物の危険防止のため、フェンスを設置する工事を行いました。また、資料館にありました指定文化財は公民館に移動しておりまして、こうした資料、文化財の展示を公民館で行い、公開、周知を図っているところであります。

議員ご質問の山積した課題の中で優先順位はついたかということですが、資料館の移設における課題といたしましては、貴重な民俗資料や文化資料の補修、それぞれの資料に応じた最適な保存環境の整備やバリアフリーの整備などございますが、大きな課題といたしましては、資料館の展示品や貴重な収蔵品を受け入れられる規模があり、保存環境が整った施設という厳しい条件がございます。

また、資料の保管と展示という資料館としての役割を果たすことも求められております。令和5年3月の閉館より、現在の資料館での保管というものは、一定の保存環境はあるものの、資料に応じた最適な保存環境ではないため、資料の経年劣化は免れないということを深く認識しておりますが、町にとって重要な郷土の歴史を継承し、文化の振興を図る重要な施設であると考えておりますので、引き続きとなりますが、継続して慎重に検討させていただければと思います。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。大切にしてはありますが、まだその先のことが分からない状況だということが分かりました。

それで、これは1年前の質問ではなく、先般6月議会で、廃園・廃校の利活用についてお聞

きしたときに、公共施設等総合管理計画の一文を読んでいて、もしかしたら旧御宿高校の建物がその候補にあったのじゃないのかなと思っただけの質問です。

総合計画には、旧御宿高校の建物については、現在特別教室棟を学校法人に貸与していますが、普通教室棟を含め施設全体の老朽化が進んでおり、大規模改修や更新など多額の費用が見込まれます。そのため、学校法人等への売却等も考慮しながら、教育文化を中心とした地域にとっての有益な活用について検討を進めますとあります。

それで、2つ、これは質問があります。学校法人等への売却等の検討は進んでいるのか、それと、歴史民俗資料館の候補地として理解してよいのか、2つお聞きします。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、初めの売却する検討は進んでいるかというご質問にお答えいたします。

ただいまの議員ご発言のとおり、御宿町公共施設等総合管理計画において、旧御宿高校は学校法人への売却を含め、教育文化を中心とした地域にとっての有効活用を検討するとあります。5月に学校法人中央国際学園と旧御宿高校の購入等について話をいたしました。現在購入は考えていないというお話がございましたので、現時点で売却の検討については進んでいない状況でございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） 歴史民俗資料館更新の候補地との理解でよいのかというご質問ですが、繰り返しとなりますが、資料館につきましては継続して慎重に検討させていただければと思います。現段階では旧御宿高校が候補地とは考えておりません。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。候補地ではないということ、それから売却が進んでいないということが分かりました。

それでは、旧御宿高校は県からの購入だと思いますが、このときの金額が分かれば教えてください。

それと、このままであると校舎を解体しなければならないことになるのかなと今思ったんですが、その費用が大まかで、もし分かれば教えてください。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 県が売却したときの金額ということなんですけれども、正

確な数字を今持っておりませんで、申し訳ありません。中央国際のほうに20年間で賃貸借契約を結んでおる金額よりは下でございますので、4,000万円はいついていないかと思うんですが、すみません、後でお答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

あと、特別教室棟の解体につきましては、3年ぐらい前のときに、今ある校舎を壊す場合はというところで、アスベスト等を含めて2億円弱というふうに言われておりましたけれども、今年度に入りまして再度確認いたしましたところ、概算でその当時の金額の1.8倍と考えてくださいというふうに言われましたので、かなり高額な解体工事費用になるかと思います。

すみません、以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。では、20年間の賃貸費用のほうを上回っているという理解ができました。

それから、やはり解体に関してはものすごい金額になるということですね。これは前町長の時代のことなのかもしれませんが、これが企業とかであつたら、すごく問題なことになると思うんです。買った値段はクリアしたとはいえ、これを壊すとなると、それだけの費用がかかるということなので、この先、どのようにしていくかをしっかり考えていきたいと思います。

それでは、原町長におかれましては、この歴史民俗資料館についてどのように考えているか、歴史資料、民俗資料、それから五倫文庫等、この文化財はどのように継承していくのか、もしお考えがあつたらお願いします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） とても重要なことだと思っております。ただ、先ほど来からお話がありましたように、どこに持っていくとか、どういうふうにするというところが、まだ詳細には決定されておきませんので、まだ検討ということになります。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。とても大切な資料であり、いろんな観点から考えても、できれば、前回の質問のときに申し上げたとおり、1か所に全て集めることができれば、御宿町のアピールになるのかなと思っています。

こういった施設のすることを考えるにあたって、よく行政の言葉で事前分配と事後分配とありますが、こういった施設はそのどちらに入るか、その用語の説明も一緒をお願いします。

○議長（滝口一浩君） 岩瀬議員。

○2番（岩瀬環樹君） では、私のほうから。

社会における格差の影響をなるべく小さくするために行われる政策、行政が行う政策のこと

で、それが事前分配で、事後分配というのは、逆に格差が生じてしまったときに、それを埋めるために生活保護とか、医療費の補助とかを行うことだと思っています。

やはりこういった施設、教育や文化に関わる施設は、子どものうちからどんどんなれ親しんだ子のほうが豊かな人生が送れているというような文科省のデータがありますので、本当に子どもたちに体験格差がないような、なるべく縮めてあげられるようなことを大人がしていきたいと思っています。

記念館と一緒にしたいという話もしたんですけども、それは、せっかく記念館でいい企画展をやっていて、僕は好きなのでよく見に行くんですけども、町民割引がないんですね、あれやっぱり観光施設なので。そういうところも町民が半額とかで見られたりするように、子どものうちから、美術館、博物館とか、映画館もないし、演劇も見られないでしょうし、相当足を運ばなきゃならないので、なるべく町内で町の子どもたちが利用できるような、安く利用できるようなにつくっていったらうれしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

職員エンゲージメント向上に資する上司選択制度について。エンゲージメントとは、ビジネスにおいて企業と従業員、または企業と顧客との強い結びつきや関係性を示す言葉です。従業員エンゲージメントは、従業員が企業に対して持つ愛着や貢献意欲を表し、顧客エンゲージメントは、顧客が企業やブランドに対して持つ愛着や信頼を表します。高いエンゲージメントは、従業員の定着率向上や生産性向上、顧客のロイヤリティ向上につながり、企業の持続的な成長に不可欠な要素とされています。御宿町役場なら成長できる、安心して働けると思ってもらうために、町は職員に対して今まで何をしてきましたか。

この質問をつくるのに、話は遡ります。令和5年4月24、25、26日、それから5月8日に選挙人名簿の閲覧をするため、選挙管理委員会に届けを出し、午前中いっぱい、総務課の中にあるコピー室でそれを書き写す作業をしていました。そのときに聞こえてきた、上司が部下を叱咤激励する声です。その内容は、「残業届を出していても10時を1分でも過ぎたら、おまえらの評価1にすっかん」。また別の日には、「何でマスクしてんだ、今日から外さなけりゃ、いつ外すんだ」という指導の声でした。

行政機関は魑魅魍魎が跋扈する伏魔殿とはよく聞く話ではありますが、このような指導が日常的に行われているとしたら、若手職員の離職率が高いのもうなずけました。

人はそれぞれ培った認知のプロセスや、育ってきた価値観も異なる相手に対して、何をどう伝えれば、やがて相手が分かるのか、理解が及ぶのか、または無理なのか。これは仕事を通じ

た人権のテーマかもしれないなという思いがありました。

そこで、幹部職員のコンプライアンス研修は職員の離職防止につながっているのか。コンプライアンス研修としましたが、内容がハラスメントに関するものなんかの研修をしていて、それがうまくいっているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

岩瀬議員が、今年の、多分5月のことをお話しいただいたんだと思いますけれども……

（岩瀬議員「一昨年です」と呼ぶ）

○総務課長（吉野信次君） 一昨年ですか。一昨年のお話をされたと思いますが、その後、私も外部の課長としていろいろお話は伺ってきていて、議員の皆さんもいろいろご心配をさせていただいてきたと思います、今までも。なので、今私が総務課長になって取り組んでいる状況をまずお話をさせていただいて、これがこれから先、職員に対してどういうふうに、そういう状況をなくしていくかというような取組をしていこうと思っておりますので、一旦その答弁をさせていただきます。

時代の変化により、上司の部下に対する言動や指導に大きな制約が生じており、管理職の役割を正しく理解することが求められております。以前、田中議員の一般質問にもありましたとおり、職員それぞれが自分の仕事をやっていけば仕事上は問題にならないが、役場全体、課全体としてあまり自分主義になっているのではないかというご質問だったと思います。私もそのように感じていました。こういう時代だからこそ、人間力を向上させなければならないと思い、私が総務課長になり、初めに取り組んだことは各課内での人間関係の構築でございます。

管理職になると、外部の研修に出され、コンプライアンスに関する研修は行ってきております。今回、管理職なら知っておきたい部下マネジメントの基礎知識というプリントを配付し、管理職の役割や部下の扱い方など、管理職が体験してきた状況との違いを理解していただく取組をまず行ったところでございます。その上で、それぞれのやり方で課の運営について、とにかく自分の課を盛り上げるようお願いをしたところでございます。

課長職だけでそれぞれが困ったとき、他課の課長の意見を聞いたり相談をできる会を、課長同士の風通しもよくしていこうと思っております。それぞれ課長が招集することができるようになっておりますので、課長会ということで相談をできる場所をつくったというところでございます。

また、課長職の経歴をまとめたものを職員に公開しました。この取組は、単に仕事の相談を

するだけでなく、課長職も同じ業務にあたってきたという親近感を感じ、より身近な人間として感じてもらうための取組でございます。

これで、一部の課長さんからもお聞きしたんですけれども、今まで、ほかの課の職員が以前やっていた仕事を聞きに来ることはなかったけれども、今回仕事を聞きに来てくれているんですよというお話が聞けましたので、多少風通しがよくなったのかなということを感じております。職員同士が助け合い、課に活気が生まれ、仲間意識や一体感、役場に対する貢献意欲が湧き、業績が向上する、理想かもしれませんが、やり続けようと考えております。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。とても頼もしい答弁をいただきました。ありがとうございます。

やはりそのとき思ったのは、課長同士のコミュニケーションも大切なんだと、ちょっとそれができない状況にあるということも、総務課長というのが特別な職であるところがあるというふうにお聞きしています。ただ、そのときより、今はそのとき空席だった副町長もおられることですし、どうにかそこら辺のコミュニケーションをみんなしっかり取って、あまりにも総務課長に権限が多くて、仕事も多くてとなって、どうにもいなくなるようなところがないように計らっていただきたいと思います。

それで、各課長の紹介みたいな話もあったんですけれども、結局、今前半の職員エンゲージメントの話をしたんですが、その後の上司選択制度というのはまさにそれで、希望を出して、あの上司と一緒に働きたい、第1希望、第2希望、希望しないという人もいていいと思うし、そのための評価、評価というと大げさかもしれないですけども、部下が上司と一緒にあって、課長の評価と一緒につくって、これが得意、これが不得意、こんな性格というのをやったりして、不得意なところを、じゃ、俺があそこの課長の下へ行って、俺が埋めてあげる、埋めるよということも可能だと思うんです。その、一応質問としてつくってあります。

若手が仕事もできるようになった矢先に、上司と相性が悪いといった理由で辞める事例があると思います。仕事は好きだけれども、上司と合わないとき、一般的には、嫌な上司だけれども、我慢して働き続けるか、転職するかのも二択しかありません。その中間に、上司を替えて同じ職場で働き続けるという選択があってもよいと考えて始まった組織改善制度の一つが上司選択制度です。上司を自分で選べれば、人間関係の問題が起きにくくなり、職員の満足度は向上することと考えます。上司選択制度を導入することで、職員が自ら考える機会が増えるため自然と自主性が育ちやすくなるのではないのでしょうか。

人口減少により、地域に若い世代が減っていく中で、意欲のある若者から選ばれる役場にならなければなりません。多くの職場では上司が部下を評価するのみですが、上司も部下から評価されるようになることで、一度ポジションを得た人材が現状に満足することなく、常に研さんを心がけるといふ好循環が生まれやすくなるのではないのでしょうか。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） それでは、上司選択制度の関係を少しお答えさせていただきます。

大規模市では、一人の担当する事務が限られております。そのため、上司選択制度はある程度可能なことなのかもしれません。小規模自治体ですと、一人の担当事務も広範囲となり、その業務がやりたくないとか、単に上司の好き嫌いでの異動規模となるのではないかと危惧するところでございます。

また、部下から上司の評価制度についてでございますが、評価基準の策定の難しさや、人気投票のような、単に好き嫌いなど気分的な評価となりがちのため、制度化するには平等性に欠けるのではないかと感じるところでございます。

町長も進めておりますトップダウンではなく、ボトムアップの取組、職員からの意見具申のできる柔軟な体制づくりに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。確かにこのままやっていくのは難しいかと思いますが、少しでも、いいところだけでも取り入れられたらなというふうに思っています。

それで、私は活動を始めて2年たちますが、その間に、身近では、議会事務局長が今3人目なんです。総務課長に至っては4人、課の再編もあり、4月には大きな人事異動もありました。こういった中で、職員の混乱とか、モチベーションの低下とかがないといいなと思っておりますが、町の一部の人たちも、それを心配している人もいます。何でこんなに変わるんだというような、私は、町の正式な言葉はないんですけども、僕の感じたところはこうですよというふうには伝えて、徐々によくなっていっていると思いますというところしか答えられませんし、この後、塩入議員から人事に関する質問もございますので、ここではしませんが、そういったところもうまくケアしていただいていたらいかなと。

その関連で、開庁時間と勤務開始時間が今一緒なんですけれども、これ意外と変わりつつあるような兆しがありまして、県税事務所が、10月1日から9時から16時に短縮になるということです。それから、やっぱり通常の会社から考えると、開庁時間と、開店時間というんでしょうか、会社だったら15分前とか30分前に来て仕事に備えるというか、そういう時間があつてし

かるべきだなと思うんですけれども、だんだん自治体のほうも、開始時間と開庁時間を少しずつ
らしていくようなところも増えているように聞いています。その日の作業量の把握とか、進捗
管理なんかがちちゃんと共有される時間が必要なのかなと。先ほど言った、上司が職員に話をし
ているのも朝の時間でしたので、そういう時間が取れないと、これからはちょっと働き方のこ
とも考えていただけたらと思っています。ありがとうございます。

それでは次の質問です。秩序ある多文化共生社会の実現と課題について。

近年、都市部の大きな公園に謎の看板が立てられていることがよくあります。「食用にセミ
を取らないでください」。私の知る限り10年ぐらい前からこのような看板が設置されています。
夏の夜、公園では、大勢の大人がうろうろと徘徊し、ふ化のため地上に出てきたセミの幼虫を
捕っているのです。セミの幼虫は、動きが非常に遅いので簡単に捕らえられてしまいます。乱
獲する人たちはセミの幼虫を酒のつまみにするそうです。

また、千葉県では、一昨年の秋からガザミ類、これは主にワタリガニのことですが、ガザミ
類を捕獲する外国人が増え出し、木更津市金田、牛込地区の漁協が県水産課に要望し、9月か
ら11月の夜間遊漁者によるガザミ類の採捕を禁止することとなりました。

我々が暮らす世界は、同じ生活様式や生活習慣で民族が構成され、同じ価値観や同じ風習に
より民族国家が形成され、文化が違う他の民族とは地球上において住み分けがされています。
これが多文化共生です。しかし、一つの民族や一つの家の中に違う文化を持ち込んで、郷に
入っても郷に従わず、自分たちの郷を維持しようとすれば、あつれきや摩擦、対立と衝突が必
ず生じます。これが移民政策に成功した国家が存在しない理由です。EUの移民推進は機能せ
ず、地域に取り返しのつかない犯罪や破壊を生んでいます。

我が国において、令和5年の刑法犯の認知件数は前年比17%増の約70万件で、急増の背景と
しては国民の貧困化が挙げられますが、令和4年から令和5年で在留外国人が約33万人増加し
たことも要因の一つだったと考えます。

特に、在留外国人が起こした犯罪が不起訴となるケースが目立っています。また、起訴後に
裁判では無罪となってしまうなどもあり、在留資格がないのに、そのまま不法滞在を続けてい
る外国人が起こした犯罪を、なぜ日本人に対するのと同様に厳しく取り締まらないのでしょうか。
こうした人々の批判は、今やヘイトスピーチとして処罰されてしまう法律までつくられて
いる始末です。

2014年、入国管理法の改正により、従来の「投資・経営ビザ」が「経営・管理ビザ」に変更
されたことにより、経営ビザでの在留者は2024年におよそ4万人と、5年で5割増加しました。

制度を悪用し、経営実態のないペーパーカンパニーを申請して日本に滞在する外国人が増えて
いるとの指摘があるため、出入国管理庁がパブリックコメントを得て、本年10月に法令の改正
を目指しています。日本政府は、今までしてきた過激な移民政策や不法滞在者を見逃してきた
ことを改め、不法移民の強制送還を推進すると石破総理大臣が答弁しています。

この質問をつくった後の7月15日に、内閣官房に外国人との秩序ある共生社会推進室が発足
されました。それまでは自治体任せであった外国人問題が国によって一本化され、石破氏から
一部の外国人による犯罪や迷惑行為、各種制度の不適切な利用など、国民が不安や不公平を感
じる状況も生じているルールを守らない人たちへの厳格な対応や、現下の情勢に充分対応でき
ていない制度や政策の見直し、政府として取り組むべき重要な課題だと指摘されました。

しかし、その裏側では、官報の記載で、帰化人の記載が90日間に限定され、つまり遡って調
査できないように改悪されました。同日、紙ベースの官報は廃止され、帰化した国会議員など
の調査は一層困難になることが予想されます。このように、国民の知る権利である外国人の帰
化申請情報を恣意的に剥奪する法務局の行為は、国民主権と民主主義の根幹である政治投票行
為の重要な判断基準の削除となります。

地方議会では、不法滞在者や外国人に関する問題を主要な政策課題として掲げ、今年1月に
行われた埼玉県戸田市議会議員選挙において、歴代最多得票数にてトップ当選を果たした河合
悠祐市議の結果は、多くの有権者が地域の治安や公共秩序に関して、外国人問題に対して非常
に強い不安や懸念を抱いていることの表れであると受け止められます。

千葉県においても、国際協力機構が推進するアフリカホームタウン構想で、特にナイジェリ
ア政府の信頼性の低さや腐敗の深刻さは国際的にも認識されています。にもかかわらず、これ
を軽視する外務省やJICAの浅はかな対応は決して看過できません。両国間に実質的な信頼
関係が存在しない状況下でこのようなプログラムを進めることは、国民の安全や地域社会の安
定を脅かすリスクをはらんでいます。それに対して、熊谷知事の無責任な対応にも深刻な懸念
が広がっております。埼玉県川口市のクルド問題をはるかに超える可能性の高い木更津市にお
けるナイジェリア問題は、実質上の移民受入れや地域の社会の変化に対する国民の不安が充分
に配慮されておらず、説明責任が果たされておられません。

移民に否定的な考え方は排外主義、人種差別主義などと攻撃されるのですが、これは全く本
質をついておらず、外国人問題は単なる政治の問題であります。日本の土地を外国人に売らな
い。外国学生を優遇して金銭を支給しない。移民を推進しない。不法滞在者を送還する。海外
から低賃金労働者を増やす政策を改める。このようにすれば何の問題もございません。

正規のルートで入国し、日本に溶け込んで働いている外国人、外国出身者に文句を言う人はいません。人種を問わず、現在日本で暮らしている人たちがみんな争うことなく、協力して賢くなっていきたいと考えます。

そこで、当町において、観光ビザで入国したまま不法滞在を続けている外国人の人数などを把握していますか。

今年度の国民健康保険の掛金は、7割軽減の場合、年額1万4,140円になります。したがって外国から転入された方は、前年度の日本での収入がゼロですから、毎月1,000円程度で、3割負担や2割負担、あるいは高額医療費の給付などが受けられます。そして、保険証には顔写真がついていません。一部の在留者では、1人の保険証を使いたくさんの人が保険医療を受けていることが、病院関係者から問題視されています。当町でそういった事例はありますか。

また、身寄りのない男性の死後数か月から数年後に、外国人女性と子どもが、自分たちは死亡した男性の内縁の妻と子どもであると申し出て戸籍を受理し帰化人となる、いわゆる背乗りが野放しになっていると聞きます。当町で疑われる事案があるかお答えください。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（上野千晶君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、観光ビザで入国したままで不法在留している外国人の人数を把握しているかというご質問ですが、観光ビザでの入国のような短期滞在の場合は、町への届出義務がございませんので、不法在留している方がいるかどうかの把握はできません。

就労や留学等による中長期在留者の場合は、町に住居地の届出が必要となりますので、その方が在留期間を超えて不法に在留した場合は、出入国在留管理庁から通知がありますが、現在そのような方はおりません。

続きまして、1枚の保険証を複数人で使用し、保険診療を受けた例はあるかというご質問ですが、保険診療はマイナ保険証や資格証明書を直接医療機関に提示し診療を受けるため、仮に他人の保険証を使用する事例があった場合も、すぐに町が把握できる仕組みにはなっていません。町では、医療機関から審査機関を通して提出される診療報酬明細書、いわゆるレセプトにより内容の点検や重複多受診者のチェックを行い、不正な受診がないよう努めております。

次に、戸籍を不正に入手し、その人物に成り済ますいわゆる背乗りが疑われる事案があるかというご質問ですが、現在町で把握している事案はございません。仕組みとしまして、町が背乗りを確実に把握する手段はありませんが、窓口で戸籍の届出があった場合は、顔写真つきの身分証明書で本人確認を行い、第三者によるなりすましの防止に努めております。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。当町ではそういった事例が全てないということが分かりました。

それでは、この外国人問題がすごくクローズアップされたのは、今回の参議院選で記憶が新しいかと思いますが、これの際に行われていたマスコミの報道にはかなり問題があるなと思っております。参議院選で、米国から日本に強要した日米貿易協定と関連して、日本は、アメリカへの輸出に、当初提示されていた25%の関税ではなく15%の関税を課すことを受け入れました。これは目くらましです。その裏では、日本の生命線の米や農産物を保護する国内規制を撤廃し、参議院選を利用して強要させられました。

これで日本は、モンサント社製の米国産グリホサート米が大量に流通し、カーギルなど穀物メジャー企業の草刈り場になります。ウクライナでも同じようなことが現在進行中です。日本の最後のとりでである自給食糧の米も破壊されることとなりました。

それと同時に、孫正義氏らが米国で立ち上げたスターゲート計画の資金、これ何と5,500億ドル、7月末の為替レートで81兆6,943億円もの巨額投資を日本が供出させられることとなりました。日本は、米国のスターゲートや産業を構築するために、ウォール街で管理される81兆円以上の資金を提供し、その見返りに米国の90%に対して10%の投資リターンを得るという合意です。

その当事者であるベンセント財務長官がFOXニュースに出演したとき、同盟国の富をアメリカのソブリン・ウェルス・ファンドとみなし、大統領の裁量によってその資金をどのように使うかを指示し、アメリカの工場を建設し、アメリカの産業を国内回帰させると言っています。司会者でさえも信じられない様子で、これをオフショアの収奪と呼びましたが、言い換えれば窃盗であり、あからさまな植民地略奪で、日本が現在も主権国家でないことを証明しています。

この厳しい状況に触れていた方は石破氏以外に存在したでしょうか。マスコミや他党が石破氏を継続的に否定したり、参議院選で苦戦させたりしたのは、この要求に石破氏が難色を示したからです。1985年のプラザ合意、86年の日米半導体協定でダンピングを停止し、市場開放に応じ、87年に国鉄民営化、その後、マイクロチップ部門の妨害工作、各種の経済妨害工作を通じて日本を継続的に破壊したのは三極委員会であり、今お話ししたことが、日本が世界で最も厳しい重税国家である理由です。

参議院選の争点は、憲法改正の一点であるはずが、改革改憲派がマスコミを駆使し……

○議長（滝口一浩君） 岩瀬議員、通告から質問内容が脱線していますので、この辺で。

○2番（岩瀬環樹君） すみません。

○議長（滝口一浩君） もし町への質問があれば、そちらに関連として簡潔に質問願います。

○2番（岩瀬環樹君） 分かりました。

では、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） ちょっと待ってください。

先ほど御宿高校の購入金額について保留となっている質問がありますので、企画財政課長から答弁があります。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 先ほどご質問いただきました旧御宿高校の購入価格につきまして、すぐにご答弁できずに大変申し訳ありませんでした。

県からの購入価格でございますが、平成24年7月に3,708万円で購入してございます。ちなみにでございますが、中央国際学園との賃貸借契約につきましては、平成25年10月からの20年間、令和15年9月30日までの契約で、賃貸借料につきましては4,323万4,800円でございます。

大変申し訳ありませんでした。以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 以上で2番、岩瀬環樹君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩いたします。

（午前10時55分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時06分）

◇ 田 中 とよ子 君

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君、登壇の上、ご質問願います。

（10番 田中とよ子君 登壇）

○10番（田中とよ子君） 10番、田中とよ子です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今年の海開きは7月18日に行われ、修祓式終了後にドローン活用による海岸監視デモなどが行われました。そして7月21日には海水浴場での津波避難訓練が実施され、観光客等の参加による危機管理を図る取組がされました。その数日後です。7月30日の朝、テレビ、ラジオによりカムチャツカ半島の地震による太平洋側に津波注意報が報道され、驚く間もなく注意報が津

波警報にと切り替わりました。御宿町でも防災行政無線により津波警報の発令と避難が呼びかけられました。

ここで、住民の避難の状況について伺います。町における災害対策本部は、どの時点でいつ設置されたのかを伺います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） それでは、7月30日に発生したカムチャツカ半島沖地震に係る津波警報についてというご質問にお答えさせていただきます。

まず、初めに7月30日水曜日の午前8時25分頃に発生したカムチャツカ半島沖地震について時系列でご報告を申し上げます。

午前8時37分、Jアラートによる津波注意報が発表されました。8時55分、海水浴場ウォーターパークを閉鎖、月の沙漠記念館は水曜日ですので休館日でした。9時30分に防災無線にて津波注意報発表中注意喚起の放送を行いました。9時40分、Jアラートによる津波警報が発表されサイレンが吹鳴、避難指示を行ったところでございます。同時刻の9時40分に災害対策本部を設置したところでございます。役場民生部に避難所開設の指示をし、準備ができたのを確認し午前10時に避難所を開設いたしました。避難所設置や御宿中学校多目的室を翌日の午前8時まで開設したところでございます。

避難者が多くなってきたので、正午に校舎の1階特別教室を避難所として拡大させていただいております。また、臨時高台避難場所として、役場コミュニティホールを午前11時から午後17時までで、避難者ゼロになりましたので臨時のほうは夕方終わっております。中学校の避難者の最大で103人が避難しております。また、役場のほうのコミュニティについては最大35の方が避難していたところでございます。

また、避難の呼びかけについてです。午前10時から避難所開設及び避難の呼びかけの放送を午前10時から夕方の18時30分まで計11回放送をさせていただいております。

また、10時55分には岩和田地区の自主防災会長から報告が入っております。サンドスキー場に、車両で最大25台が避難したということで、午後1時にはゼロ台となったということで報告を受けております。

また、今回報道でもありますとおり、暑い日でしたのでほかの市町村では熱中症とかになった方がいらっしゃったようですけれども、避難の当初から避難施設の冷房の入る場所に避難者にいていただいたので、具合が悪くなった人はおりませんでした。

次に、18時30分……

(田中議員「ちょっと待ってください。一問一答ということで、いつ開設したんですかということをお願いんですけど。いいです」と呼ぶ)

○総務課長（吉野信次君） 経過から最初に言わせていただいた後にお答えしますので。

(田中議員「どうぞ」と呼ぶ)

○総務課長（吉野信次君） 18時30分に警報から注意報に切り替えられ、対策本部が解除、避難指示も解除となっております。ただ、JRの運休がありましたので、予定していた宿泊施設の閉鎖もございまして、町外からの避難者19名が翌朝まで避難所にいたというような形でございます。

7月31日の木曜日の午前6時に津波注意報が引き続き出ていたため、海水浴場ウォーターパークについては閉鎖、月の沙漠記念館も休館としたところでございます。午前8時、避難者がいなくなったため避難所を閉鎖、16時に津波注意報が解除されたという経緯になっております。

ですので、最初のお答えですけれども、9時40分に災害対策本部を立ち上げたということでございます。

以上でございます。

○10番（田中とよ子君） 分かりました。先のことも答えていただいたのかなというところでもあります。津波警報の発令時、まず避難所に行く人ばかりじゃなかったと思うんですね。一次避難場所とか避難場所、そこへ避難した方々についての誘導がどのようにされたのかについても伺います。

当日は非常に暑かったんですね。先ほど課長おっしゃいましたが、非常に暑くて、警報は長時間発令されていました。避難者は、取りあえずは身近にある高台に逃げますということで、いつ解除されるのかも分からなくて、自己判断によって降りてきちゃった人たちもいるんですね。だから、そういった対策がどのようにされたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） 住人に避難訓練を行う場合、地震が発生して数分後に津波警報が発表され避難となるというような通常の避難パターンを日頃訓練しています。今回は地震もなく、津波注意報、津波警報と連続で発表されたために、東日本大震災後の今回の住民自体の対応としてはすごく鈍かったのかなというところはございます。当然、教訓を生かして、全ての住民は高台に避難するのは率先避難ということで、自分の命は自分で守るということで皆さんには訓練してきているところでございますので、避難をしていただいているとうちのほうは判断をしております。

また、先ほど議員からお話がありましたとおり、夏期観光シーズンでの時期でしたので、津波注意報が発表され、ウォーターパークは開始前だったので、お客さんに、今日はやりませんということで、そのままお帰りいただいております。海水浴場については、既に開設されている時間でしたので、多くの観光客は、伝えたところ車でもうお帰りになった方が多かったというのが今回のことです。

先ほどお話がありましたとおり、本年7月21日にライフセーバー対象で津波避難訓練を行いましたので、訓練どおりライフセーバーは海水浴客に津波避難ビルへの避難呼びかけを行いました。今回避難したのはライフセーバーのみで、ライフセーバーもその後二次避難場所として中学校にやはり避難をしてきたと。津波警報の解除に伴い宿舎に帰ったようなことでございます。呼びかけはして、皆さん車でもうすぐ帰られたというのが多かったということでございます。

8月29日の読売新聞では、北海道から茨城県の沿岸自治体で避難所、避難場所に避難した人は8万人超と、全国で避難指示された201万人のうち約1割が避難したと調査報告が出ておるところです。なので、やはりあまりぱっと逃げなかったというのが今回の教訓になると思います。

今回のカムチャツカ半島の地震について時系列で報告しましたが、今後も、こういう地震もあるんだということでやはり訓練はしていかなきゃいけないのかなというところでございます。

以上でございます。

○10番（田中とよ子君） 幸いなことに津波襲来ということはありませんでしたけれども、町の一連の時系列についてはよく分かりました。

ただ、心配なのは時間が長かったんですね。時間が長くて、警報発令中でありますよということがなかなか周知されていなかったところもあったのかなというのがありまして、海岸、砂浜に出ている方がいるよというような情報も入ってきました。そういったこともあって、先ほど防災行政無線11回放送しましたということだったんですが、警報発令中であれば頻繁な情報発信というのが必要じゃなかったのかなというふうに思われます。

後で聞いたんですが、役場のほうへ、こういった人がいますよということで、私も電話させていただきました。その後警察とか広域の消防の方が見回りに行ってくれたというような話もちょっと聞いたんですが、人が見回るといことはなかなか大変なことなので、防災行政無線を、例えば海岸に向けて放送するとか、そういった方法も可能ではないかなと思うので、そういった対応についても今回の検証の中に入れていただけたらありがたいと思います。

この後、質問で避難状況とか検証についてお聞きしようと思ったんですが、今先に答えていただきましたので、それについては割愛させていただきます。

次に移ります。

同じような話になると思うんですけども、現地の情報収集はどのようにされているのかということで、津波警報はほぼ太平洋側の他地域に発令されていました。全国的な状況については、テレビ、ラジオ等で常時報道されていました。住民もこれら報道によって情報を得ていたと思われます。防災行政無線ももちろん聞いていたと思うんですが、どちらかというとテレビつけっ放しで多分それに見入っていたんじゃないかと思います。ただ、町の対策本部での現地、現場のデータ収集についてはどのようにされているのかをお伺いしたいと思います。

多分、先に聞かないとまた全部答えていただけちゃうのかなと思うので、今回の津波警報が長時間に続いて、警報発令中にもかかわらずに海岸、砂浜に降りている人がいましたよというような情報も聞きました。時間がたてばたつほど観光客の方なども情報を知らずにいたかもしれないですね。いたということはないと思うんですが、そういったこともあり得るんじゃないかと思います。

過去には、津波警報等が発令されたときには、役場の職員ですとか消防団員などが現地の見回り等に携わり、危険な業務を担っていました。また、災害発生時には関係者が見回り等に携わり、命の危険にさらされる事態の発生等があり、痛ましい事故による被害が発生しています。特に、東日本大震災時には津波被害による多数の被害者が出ています。県内でも多くの犠牲者が出ました。関係者の見回り活動等によっても的確な情報収集を行うことは重要ではありますが、まず自らの命を第一に守ること、これを重視しなければなりません。警報発令時などの危険場所への見回り等は禁止をしています。

しかしながらその一方で、本部で的確な指示をするに当たってはリアルタイムの情報収集が必要ではないでしょうか。従来から行われていた人的による消防団員とか、役場職員による見回りなどは禁止されていますが、現在それに代わる情報収集の方法などについての検討がされているのかどうか。人命第一です。危険は回避しなければなりません、人によって見回り等で情報収集できないのであれば、何らかの方法を考えていかなきゃいけないんじゃないかと思います。警報解除までは、関係者でも危険区域への立入りは禁じられます。情報は的確に得なければならないと思われますが、検討の一つとして、人にはできない情報収集について機器類を活用して行うこともできるんじゃないかと思われます。

以前も一般質問させていただきました、提言させていただきました定点カメラ等の設置を今

回再度検討されますよう強く要望するものでありますが、従来から行われていた見回りができないのであれば、やはり何らかの目で見える情報についてを検討しなければならないのではないかと思います。確かに、テレビ、ラジオでの情報は、我々にとっては、こういうことがもう発生しているんだなということで分かりますが、もっと身近な情報が欲しいということは誰しもが思っています。身近な情報、本部からの情報を我々住民は求めているということを考え、町のほうでもそういう機器類の購入というか導入、それについて考えていただけないでしょうかということで、要望、お願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） それではすみません、先ほど全部答えちゃったので、今回は分けて答えようと思ったんですけれども、まとめていただいたので1つずつお答えします。

本部の現地の情報収集についての関係でございます。

住民の方と一緒に、本部も、違うのは気象庁とか県から直接情報が来るというのは皆さんとは違うんでしょうけれども、やはりテレビ、ラジオの情報というのが一番大きい情報になります。

現場の情報については、今回の津波警報については、やはり率先避難ということと、近寄らないというのはもう徹底していますので、現場には出向できませんから、やはりそういう形で情報収集、通常ですと、自主防災会の訓練も区長さんにはトランシーバーを持っていだいておられますので、ご自分が逃げた先でどういう状況かというような情報を送ってきてくださいということを訓練の中ではやってきているところですが、今回機能したのは役場で職員をやっていた区長さんがたまたま1人いたということで、うまくそこはきましたけれども、他の区長さんはなかなか難しかったのかなというところでございますので、その辺の訓練はまだやらないといけないのかなというふうに考えております。

それと、警察と広域消防については、今回地震がなくて津波警報が出ました。そこの組織の考え方も多分今回は働いたんだと思いますけれども、津波が到達している情報がすごく少なく、高さもそうでもなかったという実態の下、警察と広域消防は見回りをしていただけていました。ただ、役場としては警報が出ている以上、現場には誰も行かせないと、消防団についても率先避難ということで、消防車も機庫に置きっ放しというような形で避難をしてもらっているという状況でございます。なので、情報についてはそんなに大きくは変わりませんが、県とか、国からは来ないんですけれども、気象庁から直接来る部分が多少違いますけれども、情報はそういう形で取っていたというところでございます。

あと、定点カメラについてのお話がありました。

以前から田中議員が定点カメラのお話をされていたということは伺っておりますけれども、この必要性について内部検討しました。必要性を感じませんでした。理由としては、災害が起こるところをカメラで見えていても何もできないんです、私たち。なので、すぐ逃げなさいということの訓練を積み重ねるしかない。なので、過去の教訓により自助の考えを基本としている点が、その必要がないという部分でございます。

ただ、唯一、全国的にも、今ゲリラ豪雨とかが起きたときに河川が氾濫するところに定点カメラが設置されている映像がこのところよくテレビでも出ていると思いますが、増水による河川管理上の設置ということで、あれは橋を守るために設置がされているというところでございます。なので、震災、風水害の対策として定点カメラの必要性を感じていないということで、今回お答えをさせていただきます。

以上でございます。

○10番（田中とよ子君）　今回は地震がなくて、率先避難ということだったんですね。そういうことを基に要らないというふうに感じたのかもしれないですけども、そうじゃなくて、地震が起きました、数分後、数時間後には津波が来るかもしれないという場合に、見に行けないのであればどこからかで、例えば御宿の海岸線、波打ち際を映すのではなくて、その周りの海岸線、道路であるとか、その近くの民家であるとか、道路を走っている車とか、道路を歩いている人とかということの把握はカメラでできるんじゃないでしょうか。

確かに、もう避難してくださいよ、避難した後だったらそれは要らないかもしれないです。ただ、皆さん逃げますから、逃げ遅れる人とかそういった人たちもいるんじゃないんでしょうか。海岸線とか波の状況のみを投影するのではなくて、例えば港の周り、海岸通り、付近の住宅等について投影できるのではないかと思います。中には逃げ遅れの人などの状況も把握できるのではないかと。状況が把握できないで行動している人、例えば観光客などへの呼びかけも、こちらでその映像を見て、先ほど言ったように部分的でも防災行政無線を通じて情報の発信ができるんじゃないか、そういうことで、前にもそのようなことでカメラが必要じゃないかということ要望してきたんですが、要らないという今の言い方を聞くと、情報はどういうふうに分かるんですか。気象庁からと言いますが、気象庁からの情報はキキクルでみんな見られるようになっていきますよね。そういうもので情報を得てくださいよというようなことも、先日我々も議員の研修で気象庁の方からお聞きしました。気象予報士ですね。気象予報士の方からお聞きしました。

だから、そういう情報を得たいというのは分かるんですけども、地元の情報が必要なんです。例えば、銚子のほうの情報をテレビやそういうもので放映されても、こちらでは分からないんですよ、正直。だから、近場のことが分かればいいなということで再度お願いしたんです。

お金もかかるから要らないんじゃないかということかもしれませんが、人の命を守る立場であつたら多少の、設置するのに物を買ってそのままということじゃないと思うんです。委託とかそういったもので対応すると思うんですけども、それを設置することで何千万円もかかるというようなことではないと思うんですね。

今回は、先ほど話がありましたように地震もなかったので、率先避難ということですが、地震があつてすぐに対応しなきゃいけないということであつたら、今みたい答弁はできないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） お金がないとかそういう話で私が考えているわけではなくて、これを、例えば定点カメラがあつたときに、反問権が今ないので逆にお聞きすることはできませんけれども、基本的に、逃げ遅れた人がいて、それを私たちがそのカメラで見て何ができるんですかということなんです。車がそこにあつて、逃げ遅れた人がいるから何をするんですかということなんです。

日頃から、まずそういうことが起きたら逃げるんだよということを植え付けるしかないんですよ、私たちは。なので、定点カメラは必要ないというような結論に達しているので、これは予算があつてもつけるつもりがないというようなお答えをさせていただいたところでございます。

○10番（田中とよ子君） 例えば、逃げ遅れの人がいるとかという情報を得ることだけでも重要なことじゃないですか。例えば、流されちゃった人がいるという情報を得ただけでも大きなことじゃないんですか。私はそっちのほうで、人命救助、逃げ遅れちゃったから仕方ないねということはあるかもしれですけども、何もしないで放っておくのか、そういう人が何名か御宿町にはいましたよというような情報を得ただけでも違うんじゃないですか。

確かに、お金の問題じゃないと言えばお金の問題じゃないかもしれないです。でも、そういう逃げ遅れる人がいた事実というのは把握しておくべきじゃないんですかね。じゃないかと私は思いますけれども、人間としてそれが一番大事なことはないかと思います。多分逃げ遅れたんでしょうと言うのか、逃げ遅れちゃいましたよ、あの時点でという情報を管理するのか、それによつてはかなり違うと思いますけれども、それについてはまた庁舎内で検討してみてく

ださい。

やはり人間の命を守るというのは、助けられなかった、でもこういう対応があって、対応したけれども、助けられなかったということなのか、何もしないで流された人が何人いるかも分からなくて、カメラだけで全部把握できるとは思っていません。ただ、そういう状況もその中で対応できるような方法も考えられるんじゃないかというふうに思います。

次に移ります。今の問題については庁舎内で検討していただけたらと思います。

最近、国内における地震情報がテレビの字幕などによく映されます。今もその話だったんですが、近くで、例えば茨城県でとかというときに、地震が起きたというと津波はと、誰しもがそう思うと思うんですね。そういう状況の中で、地震、津波だけに限らず、今状況が線状降水帯ですとかいろいろな状況、それによる豪雨とか崖崩れ、土砂災害などの被害状況などが大変気がかりであります。まだこちらには来ていないので大丈夫だよということではないと思うんですね。

台風とか大雨等の対策は、天気予報等で情報収集がある程度は予測できると思っていました。今まで思っていました。最近は予測できない自然現象による災害発生で、未曾有の被害が全国的に発生して、人命を脅かす大きな被害が発生しています。当町でも、今月の5日には台風15号に見舞われ、大雨警報や洪水警報、土砂災害警戒情報も出された不安な一日を皆さん過ごしたと思います。

今回一般質問するにあたり、御宿町地域防災計画を見直してみました。その中での御宿町の災害環境という資料を見ました。土砂災害警戒区域は186か所、急傾斜地、崩落危険区域は8か所、山地災害危険地区は24か所、災害重点ため池11か所などが示されていました。

人災を防ぐためには、事前に危険箇所の状況把握なども必要であると思います。そういったものがもう示されていますから、当然町も見ているとは思いますが、人の目で下から見るだけでそういう場所の把握というのはできないと思うんですね。それでドローンの導入が必要ではないかということで、過去にも一般質問して提言してきました。その後に、町でも職員がドローンの操縦免許取得をしたという報告を受けています。今年度の予算には、ドローンの購入、ドローン講習会の負担金についてが予算化されています。一歩前進したなというふうに考えています。

しかしながら、半年たった今、ドローンを購入したという、活用しているという、そういったことの確認はしておりません。前回の一般質問においても、予算化した備品等については早期に購入して活用すべきと申し上げてきました。ぜひ予算の効果的な活用を望むものでありま

す。予算化したものはフル活用を図ってください。もう半年過ぎています。今後どのような体制を整えて対応を図っていくのかを伺います。

災害は予測できないです。ドローンは防災のみに使用することなく、多目的に活用できる、そういったことに活用できるのではないかとということで導入の提言をしてきましたが、備えあれば憂いなしです。災害環境の中には危険箇所が、先ほども申し上げました200か所以上あります。早急に対応を望むものであります。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） それでは、ドローン免許とドローン購入についてのご質問にお答えさせていただきます。

ドローンの活用について、昨年、職員1名が資格を取らせていただきました。また、9月2日に、本年のドローン本体の納品が済んでおります。現在、職員が取得したドローン飛行の資格については、飛行している機体を目視しながら飛行させることができる資格を取ってきているところでございます。活用としましては、飛行範囲を登録し、機体を目視しながら、平常時では施設の高所点検、危険箇所の点検、不法投棄箇所の調査、飛行訓練、災害時での活用としましては、危険建物など現場の進入が困難な場所に安全な場所からドローン飛行をさせ、近寄らずに調査を行えることが可能となっておりと考えております。

災害時には、目視外でドローン飛行による調査を行わなきゃいけなくなった場合には、業者委託の活用も検討していかなければいけないと考えております。

また、ドローンの資格1名の取得について、本年も予算を頂いているところなんですけれども、本年、この職員は業としてやれる資格になるんですね。職員を離れても、この資格を持っていると、業としてドローンの操作をやってお金を稼げるような資格を取るような形。それよりも、ドローン業者が今回納品する中で、資格がなくても職員が飛ばせるんだよということが分かりました。なので、その業者に講習を受けて、職員を10名程度、資格ではないんですけれども、飛ばせるような訓練をして、その職員は相談窓口として飛ばす中ではその職員が1人いることによってほかの職員がいろいろ聞くことができるということもありますので、一旦この10名を、飛行講習会を行って範囲を決めるだけで飛ばすことができるということですので、安全に飛行ができるような訓練をしてもらって、人数を増やそうという取組にします。なので、今後、各課から職員を募ってどの課でもドローンを飛ばすことができるような体制をつくろうということで考えております。

以上です。

○10番（田中とよ子君） ありがとうございます。既に本体は購入されているということですが、職員が資格がなくとも操作できるんだということを今日初めて聞きました。ぜひ経験を積んで有効活用を図っていただくようお願いいたします。

最後になりますが、先日の台風15号のとき、先ほどテレビで情報を得るというような話もあったんですけども、ちょうどそのときにテレビの受信障害が起きて、そういう時期があったんだそうです。電話を受けたりしたんですけども、受信障害が起きて、その日はテレビを受信することができなかった。だから、その台風の情報がよく分からないということで話があったんです。大したことがなかったので、それはそれで、よかったということじゃないんですけども、そういったこともありますので、たまたまテレビの受信障害があったということと、停電によるということもあり得るんですよね。だから、そうなってくると、やはり防災行政無線の報道というんですか、報道をまめにしていただけると、警報の状況だけでもいいです。こういう警報が発令中ですよということを住民が頭に入れられるような体制を、情報発信についてを頭に入れておいていただきたいなということを要望して一般質問を終わらせていただきます。

最後にすみません。防災行政無線がうるさいとか、そういうことがあるのであまり流さないんだよというようなこともちょっと耳にすることがあるんですけども、危機管理のときには、うるさいと言われても、これはどうしても必要なものなんだという、問合せがあったり苦情があったときにはその旨住民に伝えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） 今の防災無線の関係でございます。

これは、取決めの中で流すものの中には、緊急の放送というのは当然入っておりますので、そういうことの場合には当然ばんばん流すような形ですけども、どうしても地区のお知らせとか、行事を中止にするとか、そういう話がいまだに流せないのかというお話をいただいております。その中ではやはり、また放送するのかということにもつながりかねないので、緊急のためにやりますよということは、議員の皆様も住民の方に伝えていただけると放送がスムーズになるのかなということでございますので、よろしくお願いいたします。

○10番（田中とよ子君） 分かりました。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 以上で、10番、田中とよ子君の一般質問を終了します。

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君、登壇の上、ご質問願います。

（6番 北村昭彦君 登壇）

○6番（北村昭彦君） 6番、北村でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、いつも私1個だけなんですけれども、今回は幾つかあります。

主に町長と、あと教育長、どちらかというトップのお二人にお伺いするようなことが中心になろうかと思えます。よろしくお願いいたします。

まず、1問目です。大きな1つ目として、先の、今年の3月議会における私の一般質問項目、幾つか質問させていただいたんですが、その進捗状況というか、今やってみて手応えなんかも含めてお伺いできればと思います。

ということで1の（1）ですね。原町長におかれましては、ご出馬されたときの公約等々にも、それから就任された後も、いろんな場面で「挑戦と対話のまちづくり」というスローガンを掲げて進めてこられているということで、そのうちの1つ、対話のほうに関して3月議会で私は2つの観点から質問させていただいております。

1つは、じかに町の皆さんと顔を突き合わせて対話を深めるという意味で、はら町長とハラを割って話す会というのを計画しているというご答弁をいただいて、その後も、開催したよというようなご報告は都度都度いただいて、つい先ほどの議会の開始直後の報告にも6月と8月にそれぞれやられたというような報告を伺っております。

そんな中で、先ほども申し上げたとおり、もう少し、手応えも含めてこんな形でこんな話をして、できたよと、やってみて、ここはちょっと改善したほうがいいなみたいなことなんかももし出てきていたら、そんなことも含めて進捗状況というか、今後も含めての思いをお伺いできればというのが1つ目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 前回ご報告しましたけれども、第1回を5月8日、第2回を6月24日に開催しております。2回終わったところで一回見直しを行いました。参加者との意見交換の時間配分と参加者の人数をちょっと変えました。1回目35分というくくりでやったんですが、その時間内では収まらないと。それからあと、一方的なお話になって対話に至らないということもありましたので、時間を延長して45分に延ばして、それでやることを見直しを行いました。そして第3回目を8月19日に行っております。若干参加者は減ったんですけれども、少しずつ内容が濃くなってきているなというふうに感じています。

1 回目の内容については、第 2 回の定例会で田邊副町長が説明しております。第 2 回目についてなんですけれども、第 2 回目は 6 件の応募がありました。そのうちの 2 件、これが要望事項ということなので、担当課での対応にさせていただきました。2 件は、やはり要望に近い内容だったんですけれども、私と直接お話をしたいということで対応しております。6 件のうちの 2 件は、提案となるべき内容でしたので対話をしております。内容についてなんですけれども、道路の拡幅の要望、それから保健福祉のカウンセリング、地域づくり推進事業の申込みにについての質問、小中学生と一緒に何かをやりたい、また歴史民俗資料館の活用について、遊歩道の整備、それからウミガメについてという件でございました。

それから、第 3 回目は、1 件の担当課の対応、それから 1 件の対話、これを行っております。内容については、道路整備の要望、それから在宅終末期医療及び医療体制についての提案がございました。いろいろ、特に医療関係については大変貴重な提案であったと考えております。ただ、これから詳細等、これからどうしようかというのは今考えておりますので、まだちょっとこうやるという段階にはまだ至っておりません。もう少しまとまってからにしたいと今考えております。

以上です。

○6 番（北村昭彦君） ありがとうございます。幾つか具体的に、こういった話があるよ、あったよというご報告をいただきました。

まず私が思っていたことの一つは、今これ私が質問したから町長お答えいただいたと思うんですが、これ町のほかの皆さん、あるいはほかの周りの皆さんも知りたいなと今関心を持っていらっしゃる方たくさんいらっしゃるかなと思うんですね。なので、どこまでかというのはいろんなご判断あるかと思うんですが、こういった形でやったよということを町のホームページ等々で出していくということが、一つやられたらいいんじゃないかなというふうに思った次第です。

ほかの自治体でも、そういった形で、写真入りでご報告を上げておられる自治体がございます。そのことについて町長がどう思うということが 1 つお聞きしたいのと、それから、これは 1 対 1 だったのか、それともグループで何名かいらっしゃって町長とお話しされたのかというような、その辺についてももう少しお伺いできますでしょうか。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 参加される人数については、一人で来られる方もおりますし、グループで 3 名ぐらいで来られる方もおりました。また、こちらの対応といたしましては、担当課と、

それから私と副町長と、それから記録係という形でやらせていただいております。

○6番（北村昭彦君） 公表に関しては今のところいかがでしょうか。どんなお考えを。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 個人的な要望とかも入っていますので、まだ全て公表はできないと考えていますし、聞いた内容を、こうするんだ、これをやりますよというところにもまだ至っていません。この中で、じゃ、どこまでできるのというところがまだまとまり切っておりません。先ほど言ったとおりです。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

やりながら、そしてやればまた一つ悩ましいことが出てきて、またそれに対応しながらということで、やりながら、悩みながら進めていかれるということで、私もそれで構わないと思います。そうするしかないなと思っています。ただ、一つ申し上げたいのは、やはり公表ということに関してはぜひやるべきだということ。これは、一つには今町長がおっしゃられた個人的な要望みたいなものもあるからというお話がありました。これに関しては、これは私の考えですが、なるべくそういうものは町長とハラを割って話す会の趣旨ではないということを町の皆さんにきちっとご理解をいただいくということを、一つやっぱりミッションとしてちゃんと明確に掲げて、ちゃんと発信をしていくということが必要なんじゃないかなと思います。

それが本来の目的じゃないということだと思いますので、逆に言うとそこがまだ伝わっていない。であれば、先ほど申し上げたように、この会これからも続けていかれるのであれば、この会の趣旨、こういうことをやっていきたいんだ、こういうふうに対話を深めていきたいんだという町長の思いと、それから、実際にそれをやってみてこんな形で対話を深めることができましたという報告を写真入りでこうやって分かりやすい形で町の人に発信していくということが、すごくこれからこの事業をもっといい形で広げていく上ですごく大事なことになるんじゃないかなという思いを持った次第です。

このことについては、私そういう思いを持ったということでご検討いただければなと思いついて、次の質問に移りたいと思います。

2つ目が、ネット対話ツール、S u r f v o t e の検討状況はというふうに題名を書かせていただいたんですが、3月の私の質問というか、これは提案でしたよね。趣旨としては、ハラを割って話す会、語る会のように、じかに対面式で対話を深めるというのをやる一方で、なかなか日中時間を割いて話すという場に来られない方、加えて申し上げれば、先ほど町長からもありました、35分でやってみたけど、一方的にお話聞くだけでもう時間が過ぎちゃって、なか

なか対話という形にならなかったという、それで45分に伸ばしてみたというお話があったと思います。これやっぱり、じゃ、35分を45分に10分延ばしたからといって対話が深まったかという、多少はというのはあるかもしれないですけども、本当の意味での対話、いろんな深い意見交換は難しいんじゃないかな。だとしたら、そういった時間の制約や場所の制約がないインターネット上のツールでそういった部分を補完していくということを両輪として、同時並行でやるべきだと、やったほうがいいよというのが、私の3月でのこのS u r f v o t eというツールをご提案した思いだったということです。

しかも、今後は分かりませんが、現時点ではこのツールは完全に無料で利用できる。しかも、初期導入に当たっての使い方とか、いろんなことも今まだ開発されて日が浅いということで、無料でそういった導入サポートも受けられるということで、もうやるしかないでしょうということを感じてご提言をさせていただいた次第です。

その後、私の耳に届いていないだけかもしれませんが、具体的な動きがあるということが聞こえてきていなかったのも、ちょっとお尻を叩くじゃないですけども、どうなっているのかな、それともこれも全然ご興味ないのかなという部分も含めて、検討状況、進捗のようなものをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 見直しのときに、やはり一方的に話をされて回答する時間もなかったと、それでどういうふうに進めますかというのも、始める前に確認を今しております。一方的に話をして終わりでいいかということとそうでもないの。

また、今申込みの受付のときに内容を聞きまして、打合せをして、それが語る会の内容なのか、単なる要望なのかということで、先ほど言ったように判断させていただいております。それについては、今、広報とかにもそれは載せておりますので、要望は要望で対話は対話という形でしております。

また、特に先ほど言った3回目のときの医療についてはかなり高度な提案がなされまして、ちょっと時間内で終わらなかったのも、また回を改めてやりましょうということで、今別の動きでそういった打合せは進めております。かなり、終末期医療とか在宅、それからリモート診療とか、そういったところも絡んできておりますので、今かなりいい話になるんじゃないかなというふうに感じております。

また、S u r f v o t eについては、今私ものぞいている段階で、時折のぞいてはおりますが、まだその段階です。ただ、あれを見ると、こちらから一方的に提案して、それについての

返答なのか、一般の人がこういう質問をして、それにやって対話をしていくのか、そこもちょっと分からないですね。見ると、行政とかいろんな人が、こんなことをどう思いますかと提案に対していろんな人が言ってくるというのは分かりましたが、まだそこまでです。

以上です。

○6番（北村昭彦君）　ありがとうございます。

正直にまだそこまでですというご答弁いただいて、思っていたとおりかなと、半分残念ですが、半分今日質問をこういう形でした意味があるかなというふうにも思っています。

繰り返しになりますけれども、これは今いろんな、我が町問題山積していて、しかも少なくとも私は、そしてここに座っている議員の皆さんの多くも役場、行政側だけではなかなか解決できない町の皆さん、いろんな方、専門家の方含めたいろんな方のお考えや知見を総動員しないと解決が難しいような本当に大きな行政課題がたくさんあるという中で、やはりこういったツールを、逆に言うところこういったツールを使わないと議論を深めることって難しいんじゃないかなと思うんですね。しかも、これ導入してすぐそういった意義のある深い議論がすぐにできるかという、絶対そういうことはないというふうに思っています。

何が言いたいかというと、無料で使えるんだし、どこまで使えるかも含めてとっとと導入して、そして重たい大きな行政課題ではなくて小さな、軽い話題からどんどん投げかけながら町の皆さんにそのツールの使い方を知っていただくとか、そもそもそのツールの存在を知っていただく、それから原町長以下、行政の皆さん、役場の皆さんがこういった課題を持っていて、町の皆さんと一緒に町づくりをしていきたいんだという、そういうメッセージにもなると思うんですね。そういったツールを導入して、町の皆さんと一緒に使いましょう、議論を深めたいんですという思いが伝わると思うんですね。

ご就任からもう何か月たちました、9か月ぐらいたって、ハラを割って話そうの会は続けていらっしやいますけれども、なかなか、先ほど申し上げたとおりそれに参加できる人数というのは限られている、そしてその結果も公表されていないということで、町の一般の皆さんの実感としては、原町長、対話のまちづくりするって高らかに掲げてはいるけれども、何か進んでいるのかなというのがやっぱり正直なところなんじゃないかなと思うんですね。

私は、少なくとも原町長の思いは理解していると思いますので、だからこそじれったいというか、もっともっとやれること、すぐお金がかかったり大がかりなことをいきなりやろうというのは難しいのは分かります。でも、このことは町長がホームページを見て、こんなものなのか、ふーんで、もし止まっているのであれば、それは僕はもったいないと思います。

どこが担当になるのかも分かりませんが、職員の方にも、それからほかの誰でもいいです。私が今ただ一人ではえているだけの状況ですけども、ほかのいろんな方と一緒に見て、どう思うかって検討を始めていただければなというふうに、ぜひやっていただきたいなと思います。いいんですよ、それで検討した結果、これは使えないだろうというならまだ分かるんですよ。でもまだ検討すら始まっていないということに私はちょっと残念だなと思いますし、もう一步ぜひ踏み込んでいただきたい。

繰り返しになりますが、なぜ急ぎたいかの理由は2つです。

1つは山積みになっていることをとっとと取りかかりたい、議論を深めたいけれども、それにはやっぱりこのツールを使い始めてからだって一定の時間がかかるということが1つと、あとはもう一つ、今はまだ無料ですし手厚いサポートを無料で受けられる状況ですけども、これがいつまで続くかは、やっぱりその会社の方針等々が、状況があると思いますので、急いで、一日でも早く動き出していただければなと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 先ほど同様、検討します。前向きに見てはおります。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。ぜひ、ほかの方を交えた形での一步進んだ検討を始めていただければなと思います。

それでは、次の質問にまいります。

3つ目、大きな1番の（3）ですね。職員の意識改革の進捗状況はという質問です。

同じ3月議会の私の質問に対するご答弁の中で、これはご答弁というよりもやはり当初から挑戦と対話の町づくりということを掲げられて、当然私の質問のご答弁の中にも、失敗を恐れずに挑戦しようという職員の皆さんの意識改革をしていきたいんだという意気込みをお話されていたと思います。その後、半年たって今ですけども、その後どのような工夫、取組を行っているのか、手応えがあった部分、苦戦している部分あるんじゃないかなと思います。それぞれについてぜひお聞かせいただければなというふうに思います。

ハラを割って話そうばりの本音トークを期待したいと思います。ぜひよろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 質問の職員への意識改革についてなんですけれども、まず昨年就任した日、それから新年度4月、それから去る9月1日、ここ3回職員会議、皆さん大会議室へ集まってもらって私のほうからいろいろお話をしております。

一番は、失敗を恐れずに挑戦しようということなんですけれども、ほかのところから、為政者

のトップの私が失敗を恐れずやれとか言っているのかというほかの人からお話もあったんですけども、失敗を勧めて、それを容認するというのではなくて、本当に失敗を恐れずに前向きにみんなで考えましょうということをまだやっております。その会議の中でいろいろお話しした部分があるんですけども、質問にあたって何点かお願いしたことがあります。

まず、皆さん、挨拶をしっかりしてくださいよ、窓口に来られたらすぐ対応してくださいよということをお話ししております。その中で、最近窓口にはすぐ来てくれる、丁寧に対応してくれるという話も今聞いております。また、5月の連休のときに御宿町でイベントがあったんですけども、それに訪れた方が、途中ナビゲーションの不慣れと具合悪くて道に迷って何とか役場に来たと。それで日直の方に尋ねたところ、親切に目的地を教えてくれて、さらにナビの操作もしていただいたということがありました。

そのイベントに私も参加しておりましたので、お話をしていたら、私が町長であるということが分かって非常に感謝されました。このようなことがあって、今皆さんがやっているなということできれしく感じているところでございます。

また、毎週水曜日の定時退庁の奨励についても、日中の窓口業務などあって、窓口業務が終わってから自分の仕事になることもあるということなんですけれども、そこいらはいろいろ皆さん考えて実行される方が増えているということです。職員もこのように対応されてきておりますので、継続されることを私も望んでおります。

以上です。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

これは、今の話を伺うと、3回会議のような、職員会議のような場で町長の思いを語られたということで、具体的なアクション、町長としてこの間やられたこととしては、この3回のいわゆる訓示というんでしょうかね、トップとしての職員の皆さんへのメッセージ3回をただけという受け止めでよろしいんでしょうか。

それだけ聞くと、それだけなのというふうに思っちゃうのが正直なところなんですけれども、これは確認です。

ほかにも何かアクションを起こされていらっしゃるのかどうなのか、工夫というか、新しい、前回の私の提言の中では、新しい小さな制度とか、何とかコンテストみたいなのを庁舎内で行うとかそんなこともお話しさせていただいたかなとは思いますが、そういうことなんかも含めて何かしらの工夫とか取組みたいのがほかにはないという受け止めでよろしいでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 先ほど総務課長からもちっとお話がありましたけれども、課長の方もいろんな試みをされてきております。それから、いろんな会議があると、やはりどうしても課長とお話しする機会が多いんですけれども、あとは庁内擦れ違ってちょっと会話をするとか、そのぐらいですね。あと、お昼休みに役場のコミュニティで食事されている方がいるので、そこに行って話をしようと思っているんですが、まだそこまで至っておりません。そこまでです。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

原町長らしい、本当に正直にお話をいただいているなというふうに今受け止めました。

まだそこまでなんだというお話だった、昼食をコミュニティスペースで職員の方と、というお話もありました。もう私本当に、今回の質問でそういうことをもっともっとやってほしいということを申し上げたくてこの質問を設定したんですね。

というのも、町長ご自身も日々ご苦労されていると思いますが、やはり行政経験がないという中でそれでもこの町、この役場外の、外のというか、行政経験がないがゆえにできることがあるという思いで立たれて、そしてご就任されたということなので、そこが原町ご自身の強みでもあるし、でもやはり行政の中のことがまだまだご理解するのに時間がかかる部分もあろうかと思います。そういうところは、まずは課長さんとの会議でのコミュニケーションというところから始められたのだろうとは思いますが、もっともっと役場の職員の皆さんといろんな場면을共有する時間を、場면을共有するということに時間を割いていただいたほうが絶対いいだろうかと、少し離れたところから拝見していて思うんですね。

ですので、先ほど申し上げた、よその町の自治体の事例とかだと小さな改善、小さなチャレンジなんかを毎月庁舎内で募集して、表彰して、みんなで、それはいいアイデアだね、ナイス挑戦、ナイスチャレンジだねといったたえ合うとか、あるいは我々議員とか町の皆さんにもそういった取組を知ってもらって、そういう小さなところからでもみんな町役場一丸となって挑戦を始めているんだなということをメッセージ、外に向けても出していくということをやってほしいなとか、ありがちなとか、とても分かりやすい事例の一つなんですけど、取組の一つなんですけれども、またそういったものとは別に、町長ご自身がもっともっと役場の現場に出て行って、先ほどの岩瀬議員の質問の中にもありましたよね。たまたま別件でというか、そのためにいたわけじゃないけれども、庁舎内のある場所に座って作業していたら、いろんな庁舎内で起きている、上司の方と部下の方とのやり取りとかが耳に入ってきたということがご質問の中にあっただと思いますが、やっぱりそういうことがすごく大事なんじゃないかなと思うんですね。

ですので、分かりやすく言っちゃえば、町長日替わりでどこかに椅子1つ置かせてもらって座っているとか、そんなこともやっていただくとか、あるいはただ座っていても、だったら現場の仕事のちょっとしたことを手伝ってみるとか、一緒に作業してみるとか、何かそんなことをやったほうがいいんじゃないかなと。町長室にいらっしゃると、現場で何が起きているのかとか、どういう言葉が、思いが飛び交っているのかというのもなかなか肌では感じられないんじゃないかなと思います。

町長が日替わりで座っていると、邪魔だなとか、仕事やりずれーなみたいな部分もあるかもしれないんですが、そんなことも、僕はぜひそれをやれと言っているわけではなくて、そういったことも含めていろんな取組、アイデア、チャレンジがあると思いますし、町長ご自身がスローガンとして挑戦というものを掲げているのであれば、町長やはりご自身が失敗を恐れずにいろんなことを、アクションを起こすと、チャレンジするというのをご自身が見せていかないと難しいんじゃないかな。

半年たって3回の訓示をただけという話で終わってしまうと、なかなかこれは難しいんじゃないかなということで、ちょっと苦言を呈した形にはなりましたが、一言、町長、いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 分かりました。

いろいろ用事があって、各課にちょっと話に行くことはあるんですけども、なかなか、私が入っていくと、あ、町長が来たと逆に緊張される場面もあるので、そこはまたいろいろ考えたいとは思っております。

○6番（北村昭彦君） ぜひよろしくお願いします。

続けていいですか。

○議長（滝口一浩君） 一般質問の途中ですが、午後1時半まで休憩といたします。

（午後12時19分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君、一般質問の続きをお願いいたします。

（6番 北村昭彦君 登壇）

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。休憩前に続きまして質問をさせていただきます。

それでは、通告しておりました質問、大きく2つのうち2つ目の“教育の町、御宿”の進め方についてというところに入らせていただきます。

先の6月議会では、子どもの数の危機的な状況に関する私の質問に対して、御宿の学校に通わせたいと思ってもらえる教育を目指す、自信を持って“教育の町、御宿”を発信していけるようにしていくという教育長からの力強いお言葉がありました。

本当に、去年、そして今年、5人ぐらいいか子どもの出生数がないと。この状況が続いたら本当にこの町、子どもの声が聞こえない、もう明るい未来を描けない、もう終わりにただ向かってしぼんでいくだけの町になってしまうというようなことも含めて、何とかしたいという私の訴えに対して、そのようなお言葉をいただきました。

そこで、さらに私が重ねて質問を続ければよかったんですが、時間等々の都合で、その後、じゃ、どのような目標を持って、そしてどのような形で“教育の町、御宿”を進めていくのかということについて、前回の6月議会ではお伺いできなかったのもので、その続きというような形にはなりますが、お話をお伺いできればと思います。

(1)です。目標をどのように設定するかということで、出生数の推移を見れば、先ほど申し上げたとおり、10人を割って5人、5人というような状況ですので、一刻の猶予もないと思います。ですので、今私たちがやるべきは、具体的な目標を立てて、そしてそれを高らかに宣言して、そこに向かって町の皆さんも含めて知恵と力を結集していく必要があると考えます。

まず、この点について、教育長、いかがお考えでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 海老根教育長。

○教育長（海老根秀昭君） よろしく申し上げます。お答えします。

今月の9月3日のいい部屋ネット、一つの情報なんですが、街の幸福度住みたい街ランキング2025千葉県版の街の幸福度ランキングで御宿町は8位に挙げられていました。さらに、去年はなかったんですが、住みたい街ランキングトップ20で御宿町が20位に入っておりました。ところが、御宿町の人口で見ますと、8月31日現在6,786人で18人減っております。

御宿町の小中学校に、子どもがもっと集まってほしいという思いは同じだと思います。

そこで、目標をどのように設定するかですが、令和7年度教育行政基本方針は、「まちづくりはひとづくり一次代を担う力を育む教育の推進」ということで進めております。今年度の教育行政基本方針に沿って、教育の町御宿を推進するために、例えば以下のような目標を考えることができます。

「未来を切り開く御宿町の小中学校を目指そう」とか、「御宿町の学校で学びたい。笑顔あふれる教育活動を発信しよう」などです。自然豊かで人情味ある御宿町で落ち着いた教育環境の下、特色のある学校教育を工夫・実践し、活動している内容と成果について発信する力を上げていく必要があると思います。

以上でございます。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

未来を切り開く小中学校を目指そうとか、発信しようというような目標が、例えばということとで今お話がありました。

確認なんですけど、この目標は、誰に対して、誰と共有して、どのような形で表に出していくというんですかね。私は、先ほど高らかに掲げてというようなお話をしましたがけれども、その辺はどんなイメージをお持ちでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 海老根教育長。

○教育長（海老根秀昭君） こちらの目標、例えばの目標なんですけど、結局周りに、みんなに伝える合い言葉のようなイメージでもありますので、まず小中学校の子どもたち、職員、そしてもちろん地域にもなるんですが、一番身近なところでは、学校現場に対しての目標になってくると思います。

以上です。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

地域等々はもちろんですが、一番は学校の現場の教職員の方々へというお話でした。

私としては、教育長、もしかしたら多分そうなんじゃないかなと思ったもので確認をさせていただいたんですが、私の思いとしては、やはり一番大事なのは町の教職員の皆さんだけではなく、町ぐるみで思いを一つにしてこの問題に立ち向かっていく。子どもが5人しか生まれないう、この現状を何とかしていこうという気持ちを、町一丸で持っていくというところにあるんじゃないかなというふうに思っております。

もう一つ申し上げれば、目指そうという目標、もちろんこれも大事だと思いますが、具体的に、例えば出生数であれば、5人のところを10人、いや、やっぱり1クラス20人は欲しいよねという意味では、20人を目指そうよとか、あるいは転入という児童生徒、小学生とか、中学生の町外からの転入という見方をすれば、年間で、例えば5人は転入してこられるような何かをちゃんと動きを見せていこうよ、発信していこうよみたいな形で、数値目標みたいな形で立てられると、なおいいんじゃないかなというふうに思った次第です。

一番大事なのは、分かりやすく、そして町の皆さん一丸となって、そこに向かうための目標、それから発信の仕方になるんじゃないかなというふうに思うのですが、その辺については、教育長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 海老根教育長。

○教育長（海老根秀昭君） 議員おっしゃるとおりです。町ぐるみで子どもたちを育てていく。それがすごく大事なことです。最終的には町全体で子どもの教育を考えていくという、そういう機運が必要になってくると思います。

以上です。

○6番（北村昭彦君） では、考え方は共有できたというふうに受け止めさせていただきまして、次の質問で、こちらのほうがもっと難しく、簡単ではないお話にはなるかなと思うんですが、だからこそいい議論をしながら進めていきたいなというふうに思っています。

そこに至るためのというふうに私書いちゃったんですが、要は、まずは目標を設定します。その目標達成に至るまでのプロセスをどう考えるかということがやっぱりとても難しいと思うんですね。口で言うのは簡単です。町ぐるみで、みんなで子どものこと考えよう。教育のこと考えよう。それで移住してくる人、子どもたちを増やそう。あるいは、生まれる子どもを増やしていこうという目標を立てることは、ある意味、ここの質問にも書きましたけれども、えいと思い切って目標を立てれば、例えばさっき言った20人とか、5人とかといって、目標を立てることはある意味腹をくくって思い切れば簡単だと思うんですが、そこに至るためのプロセスというのは、いろんなやり方、考え方がある。しかも、御宿町がこういう状況に、危機的な状況に瀕したのは初めてのことで、我々だって、町の皆さんだって、そして役場の職員の皆さん、教育長、町長、皆さんも初めてのことで、まさに挑戦になると思うんですね。としたときに、そこまでをどういうふうに描いて進めていくのか。例えば、工程、ロードマップというような言い方をする場合もありますけれども、最初はこういうところから始めて、こういうことにつなげていって、そして何年後にはできればこういう取組をして、何年後にはこの目標を達成したいというような目標達成までのプロセス、ロードマップを今からきちっと描いて、きちっとと言ってしまいましたが、これはやってみなきゃ分からないことばかりだと思いますので、ある意味きちっとではなく、一旦は描いて、そしてやってみながら、また修正をかけながら、でも着実に議論を深めながら、あるいは町内の思いを持って事業に参画してくれる方たちを増やしながら目標達成に近づいていくということを、今から始めないといけないのではないかなというふうに思っています。

そのぐらい。だって5人ですよ。5人しか生まれない町、住みたいと思いますか。ずっと幸せな町でいられると私は思わないんですね。一刻も早くこの状況を打破しないといけないと。でも、すぐには成果は上がらないとすれば、さっきのS u r f v o t eというツールのお話をしたときと同じですけども、すぐにでも、まずはロードマップを描いて始めてみて、そしてやってみながら、うまくいかないところを軌道修正しながら前に進んでいくということが必要なのではないかなというふうに思った次第です。

長くなりましたけれども、教育長、そういった意味で、目標をまず立てて、そして目標に至るためのプロセスをどのように考えていらっしゃるかについてお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 海老根教育長。

○教育長（海老根秀昭君） お答えします。

“教育の町、御宿”ですけども、これはサン・フランシスコ号の座礁による人命救助とか、五倫鬘、そして童謡「月の沙漠」の発祥の地などに由来していると思われま。御宿町教育行政基本方針等に基づいて、小中学校の子どもたちが笑顔にあふれて生活して、互いの立場を理解しながら地域で子どもたちを育み、地域に親しまれる学校をさらに具現化していきたいと考えています。

そこで、プロセスということなのですが、実はまだ、いつ、何を、どうするという具体策は未定です。ですけども、以下の内容を挙げさせていただきます。

これは、どうしても私の立場上、学校現場、学校教育に関わっての範囲で進めていますので、そういうことでお聞きいただければと思います。

1つ目ですが、平成29年度から続いています御宿町小中連携教育推進協議会、こちらがご。そのノウハウを引き継いで推進していきたいというところがあります。内容としては、何といたっても学力の向上、そして情操教育などを推進していくことです。

2つ目ですが、1番の内容とも少し関わりますけれども、学校のスローガンですね。自分自身もやってきた内容ではあるんですが、横断幕とか、掲示物を校舎の外側に見やすく掲げてアピールする。例えば、「チーム御宿、心を一つにいつまでも」などです。

3つ目ですけども、SDG sについて考える学習。これを総合的な学習の時間などで計画的に進めるということです。御宿町の歴史、文化、自然、観光等の産業についてになります。例えば、広報御宿にSDG sを考える子どもたちの思いが掲載されていた時期がございました。それから、今年の海と山の子交流会で中学1年生が御宿町について、SDG sの観点でグルー

ブ単位で発表していました。こういうものをさらに進めていくことが可能かと思っております。

もう一つは、深刻になってきております地球温暖化対策ですね。これはやはり取り上げて考えていく。

こういうようなことについて、小中学校や教育委員、各関係機関のご意見をいただきながら、実施の有無や内容について検討しまして、“教育の町、御宿”を推進してまいります。

以上です。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

どちらかという、今教育長からお話しいただいたのは、現状というか、これまでこういう学力向上、情操教育を主眼に置いて、そして、2つ目としては、スローガンを分かりやすく校外に掲げて、あるいは3つ目としてSDGsや地球温暖化への取組をしていくというようなお話があって、基本的にはその路線で進めていくというようなご答弁だったかなというふうに思います。

私が、もう少し突っ込んでお伺いしたいのは、ではそれを進めていけば、まだ目標ということも設定されていませんが、具体的な先ほどの数値目標等々はまだ設置をされていませんが、先般から申し上げているとおり、御宿の子どもたちを増やすための取組として、今教育長がおっしゃっていただいたようなことを、今までどおりというか、さらに力を入れてやっていった先に、子どもが増えていくという絵がなかなか、少なくとも今お話を聞いただけでは描きづらいというのが、私の正直な感想なんです。

これは、町の皆さん、これから教育長も賛同していただいたとおり、町ぐるみで、あるところに向かってやっていこうと言ったときに、そのプロセスを考える上では、ちょっと伝わりづらいし、分かりづらいんじゃないかなというふうに思うんですね。なので、これは今すぐご答弁を、具体的に、いつまでにこうこうしますというのは、教育長が一人で勝手に決められることでもないと思いますので、そういったご答弁を求めているのではなくて、今の段階で確実にこういうふうにしますというところまではいかなくても結構なんです。要はどういう、例えば町の皆さんと意見を交換する、あるいは教職員の方たちと町の住民の方の意見をこういうふうに集約して、まずは目標を設定するって、次のやり方としてはそれを、ある小さな取組から始めてみようということで、具体的にこういう動きをしてみるとか、そういった小さなチャレンジを何年間か繰り返して、最終的には5か年計画で目標、例えば子どもを20人増やすとかというようなことを、そういうロードマップをつくっていくということが、今までは多分やっていなかったと思うし、簡単ではないと思うんですけども、ぜひそこにも、先ほどから挑

戦という言葉が出てきていますけれども、そういったことに挑戦していただきたい。挑戦しないと、もう実現しないんじゃないかなという思いが強いんです。

そういう意味で、今までやっていなかったことで、こういった取組を始めたい、始めてみようと思っているというようなご答弁が聞けたらうれしいなというのが正直な気持ちなんですね。なぜなら町長も挑戦だということで新しく替わられて、その同級生ということも伺っています。右腕というか、一緒に新しい町づくりをしていただく同志として海老根教育長は就任されたというふうに、私は勝手に受け止めているんですが、そういう意味で今までどおりではなく、この窮状を改めて認識した上で、新しい目標に向かって新しいプロセスを踏んでいくということに、ぜひ挑戦していただきたい。そういう気持ちで、今回の質問をぶつけさせていただいております。

ですので、はっきり申し上げて、今この場で、すばらしい完璧なプロセスが教育長の口からぱっぱっぱと出てくるなんて、こんな失礼な言い方はあれですけども、思っていないし、自分自身だって全然思いつかないんです。ただ、そこから始めないと、なかなかこの状況は打破できないんじゃないかな。もっと言えば、それが新しい町づくりを始められた原町長と思いを同じくして、同志として教育長にご就任された海老根教育長に期待したいところなんですよ。

ぜひ、そのあたりを踏まえた上で、改めましてこのプロセス、目標を立てて、そこにどうやって近づいていくかというのを具体的に描きながら、やってみて、修正しながら、またやってみてという、これを繰り返していくと、こういうイメージを持った上でのご答弁をもう一度お願いできないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 海老根教育長。

○教育長（海老根秀昭君） 学校現場、これからの教育ですね。教育だけじゃないんですけども、いろいろ解決困難な問題がたくさんあって、それに対してどう立ち向かっていこうかというところで、課題解決に向けて子どもたちへの教育が、考えられていくと思うんです。教育だけでなく、政治も経済もということになるんですけども。

今、全国の公立学校では、子どもたちがまず何ができるようになるかという基本的なところ、そのために何を学んだらいいか、そしてどのように学ぶかという視点で学校教育が進められています。今までどちらかというとP D C Aって、プラン、ドゥ、ありますよね。最後、改善、アクション。そういう時代ではないというか、それだけでなく、最近聞いている言葉は、A A Rサイクルなんですね。まず見通しを持って、そしてまず行動してみる。そして、行動した結果を振り返る。

すごくシンプルになるんですけれども、そこで何ができるかというところで、これから学校現場で何をしていくか、これはもう私だけじゃなくて、全体で考えて、子どもたちの笑顔、先生方の笑顔が見られる教育を進めていきたいなど。まさに子どもの数が増えると、本当に素晴らしいことなんだと思います。

以上です。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、明快なプロセスがぱんとすぐに出てくるということでは、私もないと思っています。私も思い浮かびません。ですが、だからこそ、本当にくどくなりますけれども、今、教育長もおっしゃっていただいたような思いをたくさんの人に共有して、特に町内……

○議長（滝口一浩君） 北村議員、時間ですので、

○6番（北村昭彦君） そうか。全然時間見ていなかった。失礼しました。やって進めていただければなというふうに思います。

時間にもなりましたので、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、6番、北村昭彦君の一般質問を終了します。

◇ 椎 木 藤 弘 君

○議長（滝口一浩君） 椎木藤弘君、登壇の上、ご質問願います。

（9番 椎木藤弘君 登壇）

○9番（椎木藤弘君） 9番、椎木です。通告に従いまして、質問させていただきます。

防災対応について伺います。

近年の気候変動により、台風・線状降水帯の発生などによる集中豪雨等、多種多様な災害が発生するおそれがあります。また、御宿町は海岸に面していますので、地震による津波の被害が想定されます。南海トラフ巨大地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震双方の防災対応を取るべきエリアに含まれていると思います。

御宿町の防災対応として、避難所開設、備蓄品、夏季・冬季の対応、昼間・夜間の対応についてお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） それでは、町の防災対応について全般的なお話をさせていただきます。

防災対応といたしましては、地域防災計画に沿った対応をしており、職員の動員、配置について、震災、風水害、その他災害の状況により、職員の緊急連絡や災害対応表での対応をしております。

また、避難所開設時には避難所マニュアルにより行動しておりますが、交代も考え、民生部に所属している役場職員を1班五、六人の7班体制で班分けして対応しているところでございます。これにつきましては、交代要員、時間で対応するような形で行っております。

ただ、今、職員も御宿町から離れて住んでいる方も結構いるということで、どうしても大きな災害になったときを考えますと、なかなか初期の対応、地元の職員だけで即対応できるかという懸念は一つ持っておりますが、できる限り参集をするような形でお願いするような形になっております。

また、夏季・冬季、日中・夜間による大きな対応の違いはございません。近年では、夏の高温を考慮に入れ、先ほどもご質問にあった中では、空調の有無によって避難所の開設を優先、拡大をしている場合もございます。どうしても暑さ対策というのが、なかなかどこも遅れておりますので、その辺はまだ御宿の中学校については恵まれているほうなのかなというのは感じておりますが、今後教育のほうの施設等も、エアコンの設置等々、今後またお願いしていくようになると思いますけれども、体育館のエアコン設置は急務なのかなということは感じております。

また、台風は襲来時刻があらかじめ分かるので、高齢者等が夜間に避難しなければならない場合、明るいうちに早めに避難をしていることもございます。東日本大震災やその他の災害の教訓を生かして、津波避難については率先避難をお願いしているところでございます。

備蓄品や非常食も準備はしておりますが、非常食については町施設にも備蓄されておりますが、各個人で3日分の飲料、非常食の用意をお願いしているところでございます。現在では、非常食については7年保存のものが主流になってきております。御宿で7年保存のものを購入しているというのは、まだ3年目なんですけれども、今ちょうど切れてくるのが5年保存のものがほぼほぼになっておりますが、今後は7年保存のものを主流として考えております。備蓄目標が1万6,000食、3日掛ける3食掛ける1,777人を基本の目標数値として6年に分けて購入し、7年目は賞味期限間近となるため、小中学校や自主防災会の避難訓練などで啓発や試食をしてもらうなど、無駄のないように今後も考えていきたいと思っております。

また、11月15日に職員の防災訓練を予定してございます。夷隅広域消防による心肺蘇生法、AEDの操作の訓練を考えており、また、災害時の避難所開設までの訓練を、新人職員も随分

増えましたので、日頃やっている人はいいんですけれども、全く避難所を開設したことがない職員が増えました。これについての対応をしていこうと思っております。また、その後、期限切れ間近の備蓄食品を実際に食べて、どういう備蓄がそろっているんだよということも職員には周知していこうと思っております。

以上でございます。

○9番（椎木藤弘君） 万全の体制を整えて、災害時に対応していただきたいと思います。

また、消防団員の確保等をよろしくお願いします。

以上、一般質問を終了させていただきます。

○議長（滝口一浩君） 以上で、9番、椎木藤弘君の一般質問を終了します。

◇ 塩 入 健 次 君

○議長（滝口一浩君） 続きまして、3番、塩入健次君、登壇の上、ご質問願います。

（3番 塩入健次君 登壇）

○3番（塩入健次君） 3番、塩入でございます。お許しが出ましたので、一般質問のほうをさせていただきたいと思います。

1つ目といたしまして、役場職員人事についてということでお伺いしたいと思います。

原町長が令和6年12月24日に就任された後、直後の令和7年1月7日付で総務課長交代の人事が行われました。その後も4月1日、7月15日にも総務課長が交代となり、原町長の就任から僅か7か月弱の間に3度の総務課長交代がございました。これは明らかに異常事態だというふうに捉えておるのですが、また4月1日付の人事異動でも、例年より多くの職員が異動対象となりました。そこに新規採用職員も結構な数加わりましたので、現場が大変混乱して職員に大きな負担がかかったというふうな話を聞いております。

これら役場職員の人事について質問させていただきます。なお、これはあくまでも職員個人についての人事について口出しをするということではなくて、あくまでも町長が行った人事によって何かしらの影響が出たんじゃないかということを指摘させていただくのを目的としております。

1つ目、町長就任から僅か数日で町の行政全般をつかさどる総務課長を交代するにあたっては、相応の理由があってしかるべきと思いますが、また、その後任として3か月後に定年を迎える職員を起用したことから、また4月に総務課長が交代となることは必然の人事でございました。立て続けに総務課長が交代することにより、職務が混乱することは十分に想定されるこ

とであります、この一連の人事についてご説明をお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 市町村長は独任制で、市町村の執行機関の責任者であります。地方自治法に定める市町村長の権限として職員の任免権があります。

就任直後の人事についてですけれども、まず役場内の課長職の活性化のために行いました。また、御宿町副町長定数条例というのがありますけれども、地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副町長の定数を1人とするとの規定があります。御宿町は長らく副町長がいない状況が続いておりました。そのため総務課長の負担が大きく重責となっております。

先ほどありましたように、課長職は役職定年、退職、広域の水道局への派遣もありました。それから課の統合も行いました。それが今回の大規模な人事異動を行った理由でございます。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

確かに定年を迎える課長が多かった。また、課の再編などもありましたので、多少なりとも大規模な人事異動というのは必要であったかもしれないんですけれども、続きはまたこの後でさせていただくとして、2番目、体調不良など想定外の原因があったにせよ、結果的に僅か7か月弱の間に総務課長が3回交代するという事態になったということで、行政の混乱を招いた、その責任を町長としてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 3回の交代はそれぞれ理由がございます。また、それによって行政の混乱を招いたとは考えておりません。

4月に任命した総務課長については、体調不良による休職を予見したものではなく想定外でしたけれども、後任の総務課長によって問題なく行政運営が行われていると認識しております。

○3番（塩入健次君） 今年、御宿町は合併70周年ということになるんですけれども、70年の御宿町の歴史の中で7か月弱の間に総務課長が3回替わる。かつてない異例の事態、異常事態だというふうに私は捉えています。

町長は、この7か月弱の間の3回の総務課長交代を異常事態だと、異例の事態だと、そういうふうな認識はお持ちでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 総務課長の体調不良のやつは想定外でしたが、それ以外でも、当然年度始めとかいろいろ異動があり、職員も一時的に慣れないことになったり、引継ぎ等がありますので、当然混乱、時間はかかると思いますが、そういうことはどこでもあることと私は思っ

ております。特に混乱だとは、先ほども言いましたが、考えておりません。

○3番（塩入健次君） 町長自らが、そのような認識であるということは承知いたしました。

先ほど北村議員の質問の中とかにもありましたけれども、ある程度町のことに関心のある町民の方々が、皆さんいろいろ疑問に思われている。何でそんなに総務課長替わるんですかと。

私は町民の代表として、こうやって町長に直接質問させていただく機会を設けていただいておりますので、町民を代表して、その疑問を明らかにしたいということで、私のほうから質問させていただきました。

ただ、それが、町長が特に異常だと思っておられないということであれば、それはそれでこのお話については終わりにさせていただきたいと思います。

続きまして3番目、前回定例会でも田中副議長のほうから同様の質問がありましたけれども、というのは、これは先ほどの町長の回答のとおりということでよろしいですか。であれば、町のトップである町長が幾ら旗を振っても、現場で実際に業務を行うのは職員でございます。町長の手足となって働いていただく。そのためには一定の信頼関係を職員と築くことが大切かなというふうに思っております。全ての職員とそういう関係を築くということは不可能ではありますけれども、4月の人事が幹部職員を含め、なるべく多くの職員の能力、適性、人となり、そういったものを把握した上で行われたということであれば何も問題はないのですけれども、先ほどの答弁にもございましたけれども、なかなか職員と腹を割って話す機会というものがないと、町長自身も認められておられるように、そういう信頼関係みたいなものが出来上がっていない中での大きな人事異動だったというふうに私は捉えておりますので、そういうことが把握できない中でのこの人事異動、これが適正だったかどうか、町長のほうのお考えを伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 先ほどと同様です。適材適所で行いました。

○3番（塩入健次君） その適材適所が、どのような根拠に基づいて行われたのかということをお伺いしています。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 役場内、いろいろ相談はして決めています。

○3番（塩入健次君） 今のお話と重複しますけれども、原町長は、はら町長とハラを割って語る会ということで、町民との意見や要望を聞く機会をこれまで何回か設けていると思われるけれども、前回定例会でも田中副議長から、町民の意見を聞くことも大事だけれども、職員

とも腹を割って話し合ってもらえないかと、そういうような指摘がありました。全くもって私もそのとおりだと思っています。それに対して町長は、これからやっていきたいという答弁をされました。

この件について、その後に職員との対話の機会を持たれたのかどうか。これも先ほど北村議員の話の中にあっただけですけれども、改めてお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 先ほどお答えしたんですけれども、お昼にちょっと行こうと思っておりますが、ちょっとまだ私も恥ずかしいなと思っているところがございますので、これからやってまいります。

○3番（塩入健次君） 前回3か月前にこれからやりますということの答弁をいただいていた、3か月たってもまだやっていません。これからやります。じゃ、いつやるんですか、お願いします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） ですから、これからです。遅いかもしれませんがやります。

○3番（塩入健次君） では12月の議会のときまでには何らかの答弁が、結果が出ることを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、残念ながら中堅職員の退職というものが後を絶たず、また今朝も紹介のあったとおり、新たな職員が何名か入庁しています。御宿町には課題が山積しているということは承知しておりますけれども、役場の職員が途中で辞めてしまうようなことがないように、前向きな気持ちで働けるような職場環境づくりというのも最優先の課題だというふうに思います。

町民だけに目を向けるのではなくて、やはり役場の中、役場の職員に対しても十分なコミュニケーションを取りながら、丁寧な行政運営をお願いしたいと思います。

1つ目については、これで終わりいたします。

続きまして、2つ目、少子化対策についてということでお伺いいたします。

これも先ほどの北村議員とちょっと重複する部分がございますけれども、前回第2回定例会において、町の出生数の推移の報告がなされまして、昨年度、今年度、2年連続で出生数が5人となることが明らかにされました。もはや将来的な町の存続が困難な危機的状況であることは、誰の目から見ても明らかではないかと思えます。あわせて、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合も減少の一途であることから、今後の税収減による財政状況の悪化も見込まれております。この危機的状況下における町長の考えを伺います。

1つ目として、直近の出生数を聞いて、町長自身どのように思われたかお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 簡潔にいけば危機的状況にあるというのは考えております。

令和7年度の御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会というのがありますけれども、それが令和7年3月に改定になっております。その中で、人口の推移が載っておるんですが、現在2020年時点で年少人口406人が2040年には216人、2060年には112人に、また生産年齢人口も、2020年では2,888人だったものが、2040年では1,674人、2064年には925人とどんどん減っていくという予測も出ております。

ただ、先ほどあったような出生数が、昨年度5人、本年度もそうなるということで、予測より早い状況で動いているなということで、先ほどあった危機的状況というのはそのままだと考えております。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

2番目としまして、本年3月、布施小学校が閉校となりました。御宿小学校と統合したばかりではあるのですが、このままでは数年後には御宿小学校ですら児童数の極端な減少が予想されます。そのような事態になっています。現在検討中の小学校更新に対する政治的判断への影響があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 御宿小学校につきましては、今耐震の躯体の調査をやっておりまして、結果が出たらまた新たな判断をしようと思っております。また、教育についても、先ほど来からお話があったように、どのような教育をやっていくか。それとも絡めた問題になってきますので、ただ、このまま早く児童数が減少するということが進めば、新たな判断が必要になると考えております。

○3番（塩入健次君） 先ほど町長自ら想定より早く少子化が進行しているというようなお話がありましたけれども、今小さいお子さんをお持ちの家庭の立場からすると、できるだけ友達の多い環境で学校に行かせたいとか、いろんなことを相談し合えるママ友もたくさん欲しいとか、子どもや子育て世代に手厚い支援のある自治体のほうがいいと、そう思うのが当然だと思います。

どうしても御宿に住まなければいけないという理由がなければ、そのような自治体から小さい子どものいる家庭が転出するということは、普通に選択肢としてあり得ることだと思いますので、この5人、5人が果たして5年後とかに、本当にそのまま5人いるのと、とてもそのよ

うな今状況には思えないです。

また、このままいくと複数の学年が一つのクラスとして授業を受けるという複式学級というのも、完全に先が見えている状況になっています。国の基準では、2学年合わせて16人以下、1年生がいる場合は、2学年合わせて8人以下の場合は複式学級になるというような基準になっていますので、このまま5人、5人が増減がなかったとしても、今年度の5人が小学校2年生になるとときには、その前の年の5人と合わせて10人で複式学級になるということになります。それを含めた中での小学校更新についてどのようにお考えかお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 先ほどありましたように、だから政治的判断は行うというふうを考えております。

建物だけの話ではありませんし、またそういった子どもが増えてもらう、そういったことも、先ほどありましたように税収の話とかもありますし、当然そういうことも絡めてやっていかないと、すぐの解決にはならないと思います。

先ほど北村議員もおっしゃっていましたが、これという解決策が、課題は分かっているんだけど、どうすればいいというのが、町もそうですけれども、国も含めてやっているんだけど、なかなかこれだというのが出てこない。そんな中で何をやっていくかというのは、みんなの話の中で何が出てくるか、皆さんがどう思うか、それが非常に重要だと考えております。

○3番（塩入健次君） これから先、どういうことをやりますかというのは、次の質問で改めてお伺いさせていただきたいと思うのですが、教育の問題からいいますと、これは前町長の時代から、我々とか北村議員など中心に申し上げているんですけども、単純に小学校の更新の問題としか前町長は捉えていなかったんですけども、そうではなくて、少人数なら少人数なりに、それに対応したきめ細かい授業内容であるとか、教育カリキュラムであるとか、特色ある何か新たな教育に関する施策を始めるとか、そういうことが本来必要だというふうに思うんですけども、そういったお考えのほうは町長のほうにはございますでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 午前中に教育課長からもお話があったと思いますが、少人数でできる分の連携が取りやすいということを考えてやっていこうと考えてはおります。

○3番（塩入健次君） こう言っていますけれども、私はまだ諦めていないので、これから先5人で終わらせるつもりは全然なくて、もっと増やしたい。頑張るぞと。御宿これからもっと

V字回復するぞという気持ちで私はおりますので、町長もぜひ、そういった気持ちを持ち続けていただいて、この町の復活に協力を一緒にお互いにやっていけたらというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

続いて3番目、少子化と生産年齢人口の減少に歯止めをかけるため、どのような施策を考えておられるかということですが、先ほど町長がおっしゃっていた2060年には生産年齢人口が900人、そのときの全人口が何千人か分かりませんが、仮に5,000人だと仮定したら、900人の生産年齢人口で4,100人を支えるということになるわけですね。これは明らかに無理ですね。そうならないための施策として、どのようなことを考えておられるか伺います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 先ほどちょっとお話ししちゃったんですが、この問題は、町だけではなくて、国の共通の課題でありますし、先ほど言ったように政府もいろいろ施策を打ち出していますが、決定打がないというところがございます。特に、都市部には人口が集中しているということから、特に東京都のようなところは潤沢な税収で様々な施策は取れるんですが、御宿町は残念ながらそうはいかないということで、人口についても、移住策だけでは人口の移動があるということで、全体のパイが増えるという根本的な解決にはならないというところで、やはり御宿町、私も含めて、皆さんの分では限界があるかなと考えてはおります。

ただ、定住してもらうためには、当然衣食住、産業、医療、全ての分野で連携するとともに、皆様の意識改革がまず一番。先ほどもありましたけれども、そんな子どもがいない町にはなっ

てほしくないですし、私もそうですし、皆さんもそう思っておると思います。

その中で、産業の誘致ということについても、今何件か問合せが来ております。まだこれからという段階なんですけれども、そういったことを含めまして、就任以来掲げている対話でよりよい施策ができるよう続けてまいります。

○3番（塩入健次君） 町長が町長選挙に立候補されたときの選挙公報での公約に、2番目として子育て支援と移住定住ということで、思い切った子育て支援や教育施策、移住定住施策で全国にPRしますというふうに書かれておるんです。であるならば、やっぱりある程度町長のもっと具体的なお考え、俺はこうやるんだという宣言というか、そういうものがないと、なかなか町民の意識改革、町を引っ張っていくんだという自覚、そういうものが町長にはあまり見られないと私は感じるのですけれども、改めて何かそれについてご答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 今現在、PRということについては、まちづくり協議会の策定を進めております。そういうところができまして、動き出したら、さらなるPRができるものと私は考えております。

○3番（塩入健次君） 協議会は協議会で検討していただければいいと思うんですけども、町長ご自身の決意、そういうものはございませんでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） ですから、そういったところと一緒にやっていくと。また、PRの強化ということにつきましては、今私のほうでいろいろ市町村とか、企業とか、そういうところに行き、御宿町自体のPRを進めております。それについて、御宿町でこんなことをやっているんですね、またぜひ行きますと。ついては、御宿町もいろいろやっていきますからPRをよろしくお願いしますということで今動いております。まだそういったのも時間はかかると思いますが、そういった動きはしております。

○3番（塩入健次君） 町長の選挙戦のときからのキャッチフレーズが、停滞の町から挑戦の町へということだったんです。就任から9か月たちましたけれども、今までその9か月間で何か挑戦したと自負しているものはございますでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 公約の1番目に挙げていました子育て支援につきましては、給食費の無償、全部は無理だったんですが、半額やるようにいたしました。また、補助についても復活をさせました。

また、懸案である町のバリアフリー化については、今検討を進めているところでございます。

それから、先ほどの企業誘致につきましても、部田地区の件もありますし、また実谷バイパスの建設推進というのも掲げております。今それが現実建設のほうも動き出しておりますし、10月には熊谷知事もこちらに来ていただいて、町の視察をしていただきます。その中に、部田地区の問題、実谷バイパスの問題、それから獣害についてのお話をする予定でおります。

○3番（塩入健次君） 少子化については、政府のほうも、一時期異次元の少子化対策というような言葉でいろいろやられていましたけれども、結局身になっていないのが現実であることは承知しております。御宿町についても、御宿版異次元の少子化対策的なものがやはり必要で、原町長が選挙公報に書いてあるように、思い切った子育て支援ということであれば、給食費無償化なんていうのは今当たり前の話で、全く思い切っても、挑戦でもないと思いますので、

これから先もっと思い切った挑戦の少子化対策をぜひお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、3番、塩入健次君の一般質問を終了します。

◇ 土 井 茂 夫 君

○議長（滝口一浩君） 続きまして、5番、土井茂夫君、登壇の上、ご質問願います。

（5番 土井茂夫君 登壇）

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。通告に従いまして、ただいまから一般質問をします。

今回の質問は、今まで私自身も、ほかの議員の方も恐らく気にかけているけれども、全然聞いていなかったんじゃないかなと。そういうことで、今回は私、憎まれてもこの話はしていきたいなと、そのように思っている次第です。

御宿海岸、海外に出ても、本当にすばらしい御宿海岸と言われております。私自身、海外でそういう海岸を見たことないから、何とも御宿海岸はいいんだと思うだけで、全然ほかの方が、いろんな方がいいところだ、いいところだと言われても、はっきり自分としていいところなんだと思わないんですけれども、でもいいところです。

そういった意味でも、やっぱり今の海水浴場、見てのとおり、本当に入り込み数が少ないんですね。かつては、御宿中央海岸は人の波で、海の波じゃないほど人が本当に訪れてくれた場所であったわけです。それを私自身は微力ながらも復活してもらいたいなと、そういう思いが、今回の質問で一番の主眼としていることでございます。

具体的には、皆さんも御宿の方だからほとんど知っているのですが、改めて言うまでもないんですけれども、御宿の海岸の東側、太陽が東から昇る、その東側から岩和田、そして真ん中の御宿中央海岸、そして西側の浜海水浴場と、こういうことで3海水浴場が、いつのときか設定されているわけです。

あくまでも、当然のことですが、これは私が勝手に言っているという意味で、皆さんご理解願いたいと思います。もちろん一般質問している方も、それぞれ自分の考えで、私はこういうことがいいからこそ主張しているということだと私も理解していますので、議会関係がある程度ありますので、そういう意味では、一言お断りしなきゃならないんじゃないかなと、そんな思いがあるわけです。

まず、この区域は、私ほとんど区域そのものは、3区域の海水浴場の区域は、それこそブイもロープも何もない時代に幼少期を迎えていましたので、そもそもそういうロープやブイがい

つ頃から設定されたのかを、産業観光課長によろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、私のほうから、岩和田、御宿中央、浜、3つの区域が設定されているのはいつ頃かというようなご質問についてお答えいたします。

町として正式な海水浴場として位置づけられたのは、御宿町海水浴場等に関する条例が平成2年6月27日に公布されたことによるものと認識しております。千葉県指定である御宿海岸としては、昭和41年4月8日に指定されています。しかしながら、大正2年に鉄道が開通して以来、夏季に海水浴を楽しむ方をはじめ、夏の避暑地として御宿を訪れる方が増え、昭和初期には中央、岩和田の海岸を海水浴場として利用され、昭和40年代には海水浴客の増加が著しく、海水浴場の拡張が必要となったことから、浜海岸を海水浴場として利用されております。

以上でございます。

○5番（土井茂夫君） 私もいろいろこの質問内容があらこちらで少し整理した上で質問すればよろしいんですけども、時間等の関係もございまして、このような質問ということで、設定されてから、各区域の入り込み客数、これはある程度は、目の感覚では、今年は増えたな、今年はちょっと減っているよな、そんなような目の感覚は多少なりとも持っているんですけども、具体的な最近の入り込み数を見る上では、かつての隆盛な時代は、もう程遠く過ぎて、在りし日のことじゃないかなと。そんなような思いがございまして、産業課長のほうには、度々申し訳ないんですけども、ここの入り込み数の5年ごとの、それから今日までのデータを提示していただければありがたいんですけども、よろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、設定されてから各区域の入り込み客数の人数についてということでございます。海水浴場として位置づけられたのが平成2年からなので、そちらからご説明させていただきます。

平成2年では100万8,000人、平成7年では92万8,000人、平成12年では51万9,000人、平成17年では31万2,000人、平成22年では38万313人、平成27年では13万949人、令和2年はコロナにより一時閉鎖となっております。そして、今年度につきましては2万7,169人となっております。

以上です。

○5番（土井茂夫君） これほど、当初の平成2年、課長のほうからデータを提示してくれましたけれども、100万人の海水浴客がいたということですよ。そして今や2万人にも満たない、そういう海水浴客になってしまったということですね。凋落の一途をずっとたどって、こ

の先、この海水浴場って成立するのかなと。自然消滅すれば自然消滅だとは思いますが。

でも、そういうことで、この御宿の海岸を、このままでは衰退を見ているだけでよろしいんでしょうか、皆さん。御宿のそれこそ観光明媚なこの場所を、かつての100万人とも言わなくても、少しでもここに近づくような努力をしていく必要があるんじゃないかなと、そのように思っている次第なんです。

最終的に私が何を言いたいかといいますと、最後のほうが結論なんですね。結論は、初めから結論出しちゃうとそれで終わりますから。そうじゃなくて、そういう意味で、分かっているよということだと皆さん思うんですけれども、聞きとどめていただきたいなと、そのように考えるわけです。

私もいろいろ興味があるというんじゃないくて、この町の観光の行く末として、やっぱり先ほどの少子化ではないですけれども、自分の子どもたちが、孫たちが、この海岸を誇れるような、そしてまたウミガメじゃないですけれども、生まれたところに戻ってくる。そんなすばらしい海岸を持っているわけです。

そんな意味も込めまして、私はまた別の観点から話したいと思います。

今年も不思議に思ったのが、九十九里側の海岸沿いは、海水浴場の御宿ほどじゃないですけれども、海水浴、都心から近いですから、親しんでいる方は多いわけですから、ライフセーバーの確保ができない海水浴場があったんだと。これは地元紙の千葉日報が発表していました、そうなんだ、そんなこともあるんだ。たまたま御宿町は幸いにしてライフセーバーの確保は、いわゆる関係の皆さんのご努力によって確保されているなと思っているわけですから、やっぱりこのマンパワーがないと、一つでも欠けると海水浴の開設はできないんだと、そのように思った次第です。

これは少子化で大学にも及んでいまして、ライフセーバー部の入部が芳しくない状態のようです。そんなことも加味しながら、ここ御宿の海水浴場を運営していかなきゃならないんだなということで、今後もある面では争奪戦になっていくようなことが考えられますので、やっぱりこの人たちに、本当に海の安全としての要ですから頑張ってもらいたいし、我々の行政側というか、産業観光課のほうもライフセーバーの確保をしていただきたいと思うわけで、私が言うまでもないんですけれども、強いて言わせてもらっています。

これだけの入り込み人数が少ないと、それなりに費用にも、民間の収入も少なくなっていくだろうし、また、御宿町の費用も、このままの状態ではどんどん費用がかさむんじゃないかなと思われるわけですから、ちなみに、3区域のライフセーバーの配置人数と、3海水浴場

の費用は幾らかかるのかお教え願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、近年全国の海水浴場では監視員が確保できないことから閉鎖をしている海水浴場がございます。

本町の監視業務は、拓殖大学ライフセービング部に平成3年から依頼しております。今年の部員数は25名で、監視業務を運営する上では充分維持ができる状況となっております。

続きまして、配置人数についてお答えいたします。

1つの監視台に3人から5名のライフセーバーを配置しております。御宿海岸の監視台数は総数で4か所あり、各海水浴場の案内所業務の3人を加え、1日の監視員数は20名程度で、今年につきましては、必要な監視員数は満たしている状況でございます。

次に、それぞれの費用についてですが、海水浴場ごとに費用が分かれていないので、3区域の設置費用の合計金額でお答えいたします。

まず、令和4年では1,546万円、令和5年では1,738万円、令和6年度では1,834万9,000円です。令和7年度の予算では1,961万4,000円が予算額となっております。

以上でございます。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。

これは3海水浴場の区分というか、そういうものはできないんですね、今言ったように。ライフセーバーの張りつけは、岩和田が1人、中央が3人、浜1人とか、そういう張りつけはしているわけですね。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） まず、監視台数につきましては、岩和田が1か所、中央が2か所、浜が1か所でございます。それぞれの監視台に3人から5名、そして案内所業務に1名を配置しているような状況でございます。

以上でございます。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。

こういう人たちが遭難者を早く見つけて、早く救助する。そして死者を一人も出さない。今年もたしか1人も出さなかったですね。そういう安全が、この先の御宿の海水浴場を高めていくはずですから、これにはやっぱり力を入れていただきたいと思います。

あと、海岸に行ってみると、かつては人も多かったけれども、海の家もずっと並んでいまし

たよね。特に中央海水浴場。岩和田海水浴場も結構、岩和田の海岸そのものに全部張りついていたぐらいの時代がありました。それだけ人が来たんだな。そしてさらに、それだけの収入があったんだなと。それは町としては、ある産業が正直優勢であるということは、税金としての収入も当然あるはずですから、これは喜ばしいことじゃないかなと、かように考えるわけです。

ちなみに、多分入り込み数と海の家建設数が、ほとんど相関関係にあるんだとは思いますが、けれども、先ほど言いました最大、最少ぐらいですね。今はもう一番最少ですかね。岩和田が2棟、中央海岸が2棟、浜が1棟というのは、これは一番最少の建築数ですかね。ちなみに最大にあった軒数って何軒でしたか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、お答えいたします。昭和45年からということでお答えさせていただきます。

一番最大、多かったということは、昭和44年で33棟、一番少なかったというのは、令和6年で4棟ということでございます。

以上でございます。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

ちょうど昭和四十四、五年が一番ピークだったのかもしれないですね。そうなんですね。ちょうど高校を私が卒業する頃ですから、その頃は本当に海岸には足が踏み入れていけないような、そんなような状況でしたね。いろいろありがとうございました。

そして、最後に、私のもちろん私案ですけども、3か所の海水浴場を1か所に統合して、利便性向上に努め、来場者の満足度を高める施策が必要ではないかなと思うわけです。少なくとも、これは町民の町税を投入した事業でもあるわけですよ。町民の納得いく事業に変える必要が私はあると思っています。今までのままでいいんだよと。そんなことは、どんどん私は衰退するんだと思います。もちろん必要なものを、当然町は協力していくべきだとは思いますが、けれども、そういう今のままでいいと、そのような考えを打破していかない限り、私が町の財政を思っているんじゃないで、町の財政がこういうことであれば逼迫していくと思いますよ。現に、町民税が減ってきているわけですから、これはゆゆしき事態なわけですよ。まだこういう問題は御宿町にはあるわけです。

町税に余りは今回出していませんけれども、町営プールですよ。これをやっぱりコンセンサス、皆さんとのコンセンサスが得られて経営していくのが本当の経営であるし、もともと出資者は町民なわけですから、町民から集めたお金を無駄に使っていかないということは聞いて

いますよ、それは。でも、そういうところって無駄じゃないかなと思うわけです。

そんな意味でも、私は今回の海水浴場の区域の再編につきまして、今後は必要な会議を開いて、町民と合意形成を得て、夏の御宿を復活してもらいたいという願いです。町長、一言どうですか。何か行政側のトップとして。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） ご異議はありません。今、夏の御宿というのももう薄れてきていると思いますし、通年型のことも目指さなきゃいけないし、先ほど来ありますけれども、海だから海水浴に来るというわけでもないし、海を眺めに来るというほうが主流になっているというところで、また、あと3区域の統合についても、また検討はあるかなと思いますが、まだそこには至っておりません。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

確かに町長がおっしゃっている、あるときからですかね、多様な要望というか、バカンスというか、そういうものに変わってきましたよね。それを少し乗っていかなきゃならなかったんじゃないかなという思いもあります。ですから、海水浴場ばかりじゃなくて、今、町長おっしゃった、ビューというか、海を見る、ある意味見るって、そういうことで御宿を売のような手だてというか、方法というか、そういうものを皆さんと議論してつくっていったらどうかと私は思いまして、私の一般質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、5番、土井茂夫君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

（午後 2時59分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時12分）

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

質問の前に、石井議員より追加の資料を配付してありますので、皆さん、お手元にありますでしょうか。

（8番 石井芳清君 登壇）

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。通告に従いまして、一般質問を行います。

本日は、町長の政治姿勢について2点質問いたします。

1点目は、手話言語条例制定についてであります。

2点目は、第5次総合計画、前期基本計画の柱7、生み出す（産業・観光）についてです。

ただいまの議長の許可もいただきまして、9月14日大多喜町で行われました立教大学のビジネス発表会、その講評を、私、自分なんですけれども起こしましたので、参考までに配付をさせていただきました。ここに至るかどうか分かりませんが、もし至らないとすれば、ご参考までに読んでいただければというふうに思います。

それでは、第1点目ではありますが、手話言語条例制定についてであります。町長は、本年7月27日にいすみ市内で開かれた手話言語条例の制定についての講演会に、参加されたと思いますが、参加しての感想をお聞かせいただきたいと思います。

そして、この会ではありますが、私も参加させていただきました。細かくは申しませんが、私の感想といたしまして、まず手話というのが言語であると。日本語、英語、スペイン語、同じような言語であるという認識を改めて持ちました。当日も紹介されましたけれども、会のニュースを見ますと、2025年、本年6月12日に手話に関する施策の推進に関する法律、手話施策推進法が参議院内閣委員会で提案可決され、翌6月13日金曜日には、参議院本会議において提案、全会一致で可決され、同日午後に衆議院に送付され、衆議院内閣委員会においても全員賛成で可決をされたと。18日に本会議で提案され全会一致で可決成立をされたということで、そういうニュースが報道されておりました。

それともう一点、御宿町は、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画がございます。こちらのほうの扉の中に、本計画の推進により障害のある方の支援体制をさらに充実させ、差別や偏見をなくし、個人の人権が尊重されるとともに、地域の方々と手を取り合い、自立して生活できる社会を推進してまいりますというふうにうたわれております。この立場に立ちまして、それで手話条例なんですけど、会を見ますとまだ全国的には県単位でほぼ100%制定をしたような県もあるわけなんですけれども、千葉県においてはまだまだ制定した団体が少ないということもあるようでございます。そうした中で、町長としてこの会に参加されての受け止めについて伺いをしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 私もその講演会を聞きまして、拝聴したわけなんですけれども、手話の重要性ということについては認識いたしました。また、御宿町の中でも、交流サロンのかぐや、こちらでも手話の体験会というのが開催されておりますし、また、聴覚に障害がある子ど

もたちと海で遊ぶAKEUMIという行事、イベントが今度の10月10日、11日にも開催されるということで、そういったことで重要性は高まっているなというところの認識は先ほどもいたしました。

以上です。

○8番（石井芳清君） 会のほうから、この会議の目的として、ぜひ各自治体において条例の制定をという要請を受けたというふうに思いますが、これについて町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 結論からいくと、これからの動向に注視するということになろうかと思えます。また、保健福祉課長も参加しておりましたので、そちらからも説明をいたします。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） すみません、私のほうも7月27日開催の講演会のほうに参加させていただきました。私のほうの感想としましては、町長も話があったんですが、講演では聴覚の障害のある方にとって、手話により情報が得られるようになった、意思表示が可能になった、会話が可能になったなど、大変重要なものであると話されていまして。そのことから、手話が聴覚に障害のある方が社会に参加する上では重要なものであることを認識することができました。

引き続き、条例の制定の受け止めなんですが、現在、県内では県を含めた9の自治体で条例がされています。手話や、聴覚に障害がある方に関する施策が実施されていることは承知しております。また、条例の制定は、先ほど石井議員さんもおっしゃられたように、第4次障害者計画に掲げる地域共生社会の実現に向けて取り組むこととしており、聴覚に障害のある方が積極的に社会に参加するため、さらには講演会の中でも話のありました、手話が言語であることを認識してもらうためには大変有意義なものであると思われまいます。しかしながら、現段階では行政の基本的な姿勢、考えを示す理念条例である条例の制定は考えてはおりません。

今後、関係者の意見を伺うことや、近隣自治体の状況、国や県の動向等を引き続き注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（石井芳清君） 分かりました。現段階では御宿町の状態として、直近には制定するという事務はないということで理解いたしました。

しかし、先ほど紹介したとおり、法律が制定をしております。また、今、課長も答弁の中に

含めていただきましたけれども、計画の中にもうたわれてございますし、条例を制定できればそれにこしたことはないんですけれども、その趣旨を生かして町づくりを進めていくということは当然大事なことだろうなというふうに思います。町長も担当課長もその趣旨では多分ご賛同いただいた答弁であったかというふうに思われます。

特に手話なんですけれども、例えば講演会ですよ、そういうときでありますとか、また、先日議会で議会だよりの勉強会に行ったんですけれども、議会の中でも、もし住民から要望があれば手話者、そうした方をお呼びすることができるというふうに、そういう議会活動をされている自治体もあるということもありました。でありますので、ぜひ聾者の方々の仕事の間、通訳を含めて、手話ですよ、そういう場所を提供するということと、もう一つは町の基本姿勢としての構えというんですか、姿勢というのも試されると申しませうか、表現されると申しませうか、ということであると思いますので、ぜひ法律の趣旨を理解していただきながら、そのためにご尽力をいただければなというふうに思います。

もう一つ、この講演の中で、実はデフリンピックというんですけれども、これは聾者のオリンピックなんだそうです。それで、このオリンピックが1924年にフランスで開かれて、今年が100年目に当たるということで、今年は東京で開かれるんだそうですね、日本で。このデフリンピックそのものがまだまだ国民に知らされていないと。認知度が低いということで、このデフリンピックについてもぜひ皆さんで情報を共有してほしいんだという話も当日あって、自治体においては、例えば役場ですとか、それから公民館、そういうところにポスターなどを掲示してあるような自治体もあるようでございます。こうしたこともぜひ検討いただければなというふうに思います。

次に移ります。2点目、御宿町第5次総合計画、前期基本計画の目標の柱7、生み出す（産業・観光）について伺いたいと思います。

こちらが計画です。「ひと・マチ・自然がつながり つなげる「ちょうどいいまち」御宿」。みんなで創るちょうどいいまちということです。

これが2年目に当たるというふうに思うわけでありましてけれども、それで、この中でちょうどいいまちをどう表現しているかということで、改めて質問を準備しながら読み返したんですけれども、こちらはダイジェスト版なので、こちらは非常に簡単なので、こちらから紹介させていただきますと思います。3、御宿町の目指す未来の姿「ひと・マチ・自然がつながり つなげる「ちょうどいいまち」御宿」。住民ワークショップでいただいた様々なキーワードを基に、8年後の町の将来像を先のように定めました。今申し上げた内容ですね。御宿の資源であ

るひと・マチ・自然が様々な形でつながることによって、生活環境の向上や時代への対応、新しいことにチャレンジしていく、そして、このつながりが広がって、新しいつながりを生み出すことで、より住みよい御宿町を目指します。また、御宿の資源や文化、気質などを生かし、都会ではないけれど田舎過ぎず、のんびりした時間を過ごすことができるちょうどいいまちを目指しますと。ここでこの基本計画が目指す理念について述べているわけであります。

それで、具体的に今日質問いたします産業は、この中の最後なんですけれども、目標の柱7、生み出す（産業・観光）。地域経済の縮小などの環境変化に対応し、本町の特色でもある水産業や観光業をはじめ、多様な地域資源などの強みを生かしながら、産業の持続的な発展や交流人口・関係人口の拡大などを図り、誰もが住み続けたいと思える、活力とにぎわいを生み出すまちを目指しますというふうにうたわれております。

下のほうに、私たちにできることということで3つ書いてございます。これも紹介させていただきます。地域の特産物や海産物をアピールし、地元の商品を購入しようと。地元で買うことを意識してみようと。御宿のよいところを積極的に発信しようとして書いてあるんですね。私たちにできることの、「私たち」ということなんですけれども、これは町民全体と私は理解しています。生産者であり、商業者であり、消費者。御宿町はこれが混然一体としていると。また、我々の農村地帯の農家についても同じ、野菜も買えますし、お米を買う農家も当然ございます。そんなことも含めまして、先ほどから皆さん議論がありましたけれども、白い砂浜の海岸地帯と漁業ですね。それから、中間地帯は御宿台、これは都市下水道も整備された、いわゆる近代的に整備された住宅地、そして一山越えると、今度は信州と見まがうような里山の地帯と、そういう地域があると、基本的には全部そろっていると。そういう面では、25平方キロということで非常に小さいところでございますので、人と人との本当に近いというのが御宿の特徴だというふうに思います。

その中で、この2年間、この計画に基づいてどういうふうに進んできたか。先ほどの海水浴場の話もございましたけれども、基礎的に資源の実態と町の特質など、計画策定から2年経過しているが成果と課題、特徴について報告を求めたいと。まず農林業について報告を求めたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、まず初めに全体的なことからお答えしたいと思います。

コロナ禍で冷え込んだ本町の産業については、回復の兆しはあるものの、全体としてはコロ

ナ前には戻っていないような状況でございます。

ご質問にありましたシビックプライドというのは、地域の一員として自らの意識と行動で町をよくしていくという、当事者の意識と貢献をするという意欲を示していると認識しております。この点では、御宿町に移り住んできた方が町で知り合い、つながりを見せ、開催されるイベントに参加し、少しずつですが御宿町を盛り上げてくれていると感じております。こうした輪が年々広がりを見せ、大きな輪になっていけるよう、イベントの情報や支援策に取り組んでいきたいと考えております。

それでは、個別にお答えさせていただきたいと思います。

まず農林業でございます。米や野菜、果物、家畜物の生産量と町内の流通ということでございますが、現在こちらについては、把握はできておりません。

すみません。このまま続けてよろしいですか。

○8番（石井芳清君） はい。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは続きまして、森林環境税の使途ということでございます。森林環境税の使途についてお答えいたします。

森林環境税で納められた税金は、森林環境譲与税として町に交付されるもので、森林整備の推進や担い手の確保、人材育成、木材利用の促進、二酸化炭素排出の削減などに利用されるものでございます。交付額は令和6年で338万5,000円、令和5年で259万2,000円となっています。主な使途につきましては、千葉県森林クラウドサービスの利用や森林環境整備基本計画の策定業務などに使用しております。

森林環境譲与税は基金管理で活用しており、基金の積立ての状況を踏まえ、森林整備事業を実施していきたいと考えております。

続きまして、水産業でございます。

○8番（石井芳清君） ちょっとそれで、農林業だけで結構です。

まず、今、農林業についての業況ということでありますけれども、基本的な米や野菜、果物、畜産物の生産量と町内流通ということでありますけれども、行政とすると把握をしていないと。それで、これは昨年の12月分の広報、754号、2024年の12月号、12月号は御宿町は毎年町政特集ということで、この中に、25、26ページですか。観光業とか含めまして水産業、その前から農業ですか。農業が24ページ、水産業、観光業ということで、農業の分は24ページでありますけれども、ここには、農家の数、それから経営規模ということが載っているだけであって、いわゆる私の期待、じゃ、どんなものが作られているかというのはここに載っていないというこ

とは、統計は取っていないと、要するに把握をしていないということだったのかなというふうに思います。

今年の基本方針、こちらが、それから広報などを見ましても、今年は特に特産品ということで、これは前々からやっておられるんでしょうけれども、レモンの栽培ですか、これに取り組まれていると。そして、直近の中ではラベルと申しましょうか、特産化も含めて協議が行われたというのをちょっと聞いたことがあるんですけども、そういうことがどこまでいつているのか。要するに、この中に、今年の課としての方針があるわけですけども、その中で、中山間の収量であるとか、レモン栽培でありますね。それから、獣害対策、それから林道の今言った森林環境でため池管理、それから地産地消とかということで、こちらを書いてあるわけですけども、レモンは今年はどういうような事業をやられているのかということ、を、せっかくの機会ですので紹介いただければと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） 町ではいろいろ今までもオリーブやパッションフルーツなど、そういった特産品に関わってきたことがございます。近年では、今議員ご提言がございましたレモンについてということで、御宿産ラベルについて、本町にあるレモン研究会では、レモンの栽培を県の農業事務所と一緒にやって取り組んでいるような状況でございます。昨年からは、個人的に出荷や販売など、小規模ではございますが実施している状況でございます。今年度は試作段階ではございますが、レモンアミーゴを作成いたしまして、出荷するパッケージに貼り、御宿産レモンとしてPRをしている状況でございます。

以上でございます。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。昨年からは試行販売が始まって、今年はレモンアミーゴとおっしゃられましたか、ラベルも作られたということで了解いたしました。ぜひ施行されることを期待したいというふうに思っております。

次に、水産業の実態について、先ほども述べましたが、広報のほうにも主な漁獲別水産高とか組合の状況とか載っておるわけでありまして、改めて水産業がどういう状況なのか。加工関係も大変厳しいような話も聞いたことがあるわけでありまして、御宿町の今の漁業の実態について把握されているとすれば、それについて公表いただければと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、水産業についてお答えいたします。

まず初めに、水産業の船舶数と魚種別水揚げ量の推移についてお答えしたいと思います。

御宿支所の漁船数では、令和7年で22隻、令和6年でも同じく22隻、令和5年では20隻となっています。令和5年に比べ漁船数が増となっているのは、通常の漁船のほか小型の船外機を新たに購入したということで、組合員の増加によるものではございません。

岩和田の支所でございますが、令和7年で35隻、令和6年でも35隻、令和5年では39隻と、令和5年に比べて4隻の減となっております。

魚種別水揚げ高では、イセエビ、アワビ、サザエのほか、キンメダイは御宿の水揚げの主力として漁業を支えてきましたが、他の魚種をはじめ、ここ数年はキンメダイについても漁獲高は減少傾向にあります。これは海の状況にもよりますが、その年によってばらつきがあり、漁に出る回数にもよりますが、海洋環境の変化により取れる漁獲類も影響が出ていると考えております。

漁業においても以前のようなにぎわいある創出や即効性のある対応は難しく、担い手や支援策、関係団体、海洋環境など、複合的に取り組む必要があると考えております。こうした中、今年度千葉市にあります県水産振興公社内に県海洋人材確保育成センターが開設されました。このセンターでは、担い手の就業支援や育成について、就業後もサポートする伴走型の支援として取り組むもので、町としてもこうした機関をはじめ、県関係機関や地元漁業組合と連携しながら、創業者や担い手の確保などの支援に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

最後のほうで、県当局において水産公社、それから漁業支援センターとおっしゃいましたか、そういう支援組織をつくったということで、町単独だとなかなか支援というのは難しいというふうにも理解をしておりますが、県全体の中でこうした取組をやられている、新たに始まったということで、これは一つの明るい話題かなというふうに思います。

ただ、この表にもありますけれども、例えばイカの切り干しとか、沖漬けだとか、これは前に特産品づくりということでやられたんですけれども、これ見て分かるんですが、もうここ数年ゼロという中で、具体的な水揚げがないということですよね。

それから、先ほどの加工場関係がどうなっているかという実態がもし分かれば、それも含めまして紹介いただければと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、加工場関係についてお答えいたしたいと思います。

以前は、地元で取れたアジやそうしたものをひらきにしたり、めざしにしたりという、そう

した加工場のほうが御宿町にもありまして、そういったところで、地元で取れたものを地元で加工していたと。それは一部野沢のほうに特産品として配られたりしたこともあったんですけども、現在は加工場の施設が閉鎖しておりまして、御宿では加工場というものはございません。

以上でございます。

○8番（石井芳清君） 分かりました。

沖干しについては、先日も海山交流の中で、御宿中の生徒と、それから野沢中の生徒と一緒に、実際にイカを割いて作っていたというのを見ることができました。これも両学校とも大変楽しんでいると。また成果も多いし、先生方もそうだと思いますし、保護者の方も両方とも、帰った中で、御宿ならではの海産物を実際漁港で加工するというのは、なかなか全国的に私は少ないんじゃないかなと思うんですね。そうした体験も組合の協力によってやっていただけると、漁船体験もそうなんですけれども、こういうこともやっていただけるといいますので、そういうことも含めまして、後で提案の中にも触れたいとは思いますが、海産物をどうやって食べていくのか、食の問題とかあろうかと思しますので、また後ほど時間があれば提案をさせていただきたいと思います。

次に、商工業・雇用創出という中で、商工会、先日、チラシなども入ってございましたけれども、特徴と申しましょうか、課題と申しましょうか、どんな取組がされているのか。また、新たな起業だとか含めまして、特徴的なことがあれば紹介いただければと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、商工業雇用創出等につきましてお答えいたします。

雇用創出で最も効果的なのは企業の誘致であると認識しております。しかしながら、現在本町では大規模な工場や店舗などの立地がないことから、多くの新規雇用を生み出すことが難しい状況にあります。新たに町内で創業した事業者について、一つの指標として観光協会、商工会の会員の推移についてまずはお答えしたいと思います。

観光協会では、令和7年で204、令和6年では209、令和5年で213と近年減少傾向にあり、商工会でも令和7年で223、令和6年で219、令和5年で227と、飲食店や娯楽サービス施設など、一部は増加している業種もありますが、全体としては減少傾向にあります。

町としても、雇用創出や創業などの支援策としては、企業誘致条例による立地奨励金や雇用促進奨励金、起業・創業等支援事業補助金、ホームページ作成費補助金などがありますが、立地奨励金は令和元年以降活用されていないような状況となっております。

いすみ市や近隣市町では、新たに創業し、小さいながら様々な取組をされている方が少しずつですが、地域においてにぎわいを見せていると伺っております。本町でも支援策を活用せず、新たに開業している事業者もいますので、まずは本町をはじめ、近隣において創業している方々と創業に向けての取組や決め手など、直接に話を聞き、現状把握に努め、必要に応じて利用しやすいよう支援策の見直しを行い、引き続き町ホームページや広報等で周知を行い、御宿の雇用創出に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（石井芳清君） 分かりました。これまた後ほどもう少し時間があれば議論したいと思います。

次に移ります。観光であります。

夏の入り込み客、本年の特徴、また、海ですね。特に今年、海開きのときにドローンの監視ということで見せていただきました。その結果、どうであったのか非常に関心がございますので、高いと思いますので、どういう状況があったのか、ご報告いただければと思います。

先ほどからも海の入り込み客、それからプールの入り込み客等の報告もあったわけですが、あと、食ですね、飲食店、それから宿泊、特に夏が御宿はこれまで中心だったんですが、今、通年化も含めてあると思います。全体的には先ほど報告では減少傾向にあるということだろうと思いますが、改めての特徴などあれば報告いただければと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、夏の入り込み客数や、本年の特徴、また、ドローンの監視につきましてご回答させていただきます。

本年の夏の入り込みについてまずお答えいたします。海水浴客につきましては、当初38日間でしたが、7月3日に発生しました津波の影響により2日間閉鎖したことから、36日間開設することとなりました。

今年の夏の特徴ですが、津波の影響による閉鎖や、その後に発生しました台風9号により遊泳禁止が続き、8月前半はコンディションとしてはあまりよくありませんでしたが、後半は天候、波の状況もまずまずだったと思います。

人の入り込みといたしましては、8月前半の荒天による影響から、全体といたしまして2万7,169人で、昨年度と比べ4,016人の減となりました。しかし、開設期間は7日間少なかったため、昨年度と比べ1日当たりでは30人の増となっております。御宿ウォーターパークでは、令和7年が2万4,250人、1日当たり577人、昨年度より全体では784人の増となっております。

昨年度の入り込みと比べて、1日当たりの入園者数では67人の増となっております。

町観光協会における問合せや照会など事務的な対応件数につきましては、8月までで合計4,859件となっており、昨年度の4,073件と比べ786件の増となっております。

海水浴客の減少は、御宿のみならず県下同様の状況であると伺っております。なかなか昔のようににぎわいある海岸を戻すことはできませんが、少しでも御宿のよさを知ってもらい、家族連れでも安心して海水浴やビーチスポーツが楽しめる、引き続き魅力ある御宿海岸の創出に努めてまいりたいと思います。

また、最後に本町の監視状況ですが、海水浴客としては減少となっておりますが、先ほどご説明したとおり、海水浴場のコンディションはあまりよくない状況にもかかわらず、堅実な監視体制の下、ウォーターパークも海水浴場ともに大きな事故等が発生していないことをまずご報告させていただきたいと思います。

続きまして、ドローンについてお答えいたします。

ドローンによる監視については、海岸監視の先進的な事例として、本年度本格的に導入を行ったところです。今回のドローン監視では、遊泳者へのスピーカーによる注意喚起や、海水浴場の入り込み状況や、海底面の形状確認による離岸流の把握、溺れている人の発見などを目的に実施したもので、スピーカーによる注意喚起では、遊泳状況や熱中症対策、クラゲの注意などを実施することができました。飛行実施日数は12日間で、定期監視飛行は午前11時と午後2時の2回、その他随時飛行として15回実施しました。飛行範囲は、中央案内所から出発しまして、御宿漁港、岩和田漁港を経由して中央案内所に戻るルートで、発着以外は自動運転で行うものです。海水浴期間中の総飛行回数は65回で、飛行時間に直しますと717分でした。実施効果としては、監視員が海底面の形状を把握することによって、特に満潮時に離岸流の想定や対処、スピーカーによる注意喚起などが挙げられます。今後はこの結果を基に、御宿町観光協会や日本ライフセービング協会など、関係機関と本町の取組が先進的な事例となり、全国の水難事故を少しでも減少につなげられるよう、改善点などを整理し、情報の共有化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。ドローンについてであります。特に今年の夏は海もプールも基本的に事故なしという、先ほどからご報告があったとおりで、大変それはもう努力の結果だろうなと思います。

このドローンを、もう少し詳しくお聞かせ願いたいんですけれども、離岸流の中で、地元、

要するに漁師の方、また、海岸近くにお住まいの方は、どこに離岸流が立っているかと、経験的に子どもの頃から親たちに、あそこは危ないところだよと、よく私なんかも注意されることがあるわけでありましてけれども、満潮、干潮、それからよく言われるのが、波があるところと波がないところってありますよね。どこが危険なんだって、一般的に僕はよく分かりませんから、波がないところに行くんですけれども、そこは海が深いから波が立たないんだとかという話もあるようでありますけれども、具体的にどういうことがこの夏の中で経験ができたのか。それが科学的ということではなくても、経験的にこんなことがドローンによって判明というか、分かって、それに基づいた安全対策が的確に行われたのではないかなと思うんですけれども、そこをもう少し詳しくお話しできませんか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、お答えいたします。

まず、ドローンによる上空から海底面を確認したところ、海底面の変化というのが見えまして、海底面で深いところと浅いところというのが確認できるような状況でした。離岸流というのは、当然波打ち際で、川のような流れが沖合に向かっていくということで、特に沖合に向かっていくものに流されると、助けを必要となるような状況となるわけですが、そういった満潮時には特に潮が上に上がってきますので、午前中は膝までだったところが、満潮時には胸を超えたりとかしたりするので、こういったところは監視としては要注意ということで、必要に応じては赤フラッグを立てて、そこは海に入らないでくださいというような注意喚起をすることによって、離岸流によって流されたりとか溺れるような方を事前にその海に入らせないような処置をさせていただきました。

以上でございます。

○8番（石井芳清君） 離岸流においては、今年は20人ぐらいですか、救援して事故にならなかったというお話を伺ったんですが、そういうことなんでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） 今の20人というのは、一夏の数ではなくて、1日20人離岸流で流されて、監視のほうで救助に行ったということでございます。

○8番（石井芳清君） そういう面では、大変大きな効果を発揮するし、未然に問題点が分かるということで、人員配置を含めて適切な対応を取れたということだろうと思います。ぜひ書面にさせていただいて、まとめていただいて、公開できるような形にさせていただければと思います。

それともう一つ、このドローンでありますけれども、このドローンの業者はたしか町内の住民が最近起業された、そういう企業にたしか委託をされたということで紹介があったわけであり、それも前段でもありましたけれども、町内での新たな起業家で、その機材なんかもたしか国・県か何かの事業で購入されたようなことを聞いたことがあるんですけれども、そんなことも含めて起業に対する支援、それから、町内でも活用できるのであればどんどん活用していただいて、育てていっていただくということも大事だろうなと。それは安全対策も含めてだろうと思います。

それから、海については町民清掃です。なかなか今大変な状況ではありますけれども、現実的に行われております。また、機械なども入れてございます。それから、ライフセービング、人としての監視体制、これも私は全国的に見れば相当かなり人の投資、お金の投資も含めて、多額な投資をしながら、御宿のきれいな海、安全な海ということを行行政として行っているというふうに思うんですね。今年のそういうドローンもそうなんですけれども、そういうものが一体として、御宿の海はこうですと、私は出ていないと思うんです。私はとてもったいなと思うんです。別に海水浴客どうこうじゃないですよ。やっぱりそれ全体が海岸を楽しむことも含めて、それから、御宿町のPRですよ、力、御宿の地域はこういう力があるんだと、こういう魅力があるんだというところにつながってくると。そういうひとつひとつの取組がこれだと思うんですよね、今日テーマにしている。このトータルですよ。皆さん一人一人。ここでは課長がその分掌なんでしょうけれども、教育もしかり、福祉もしかり、産業観光もしかり、それから防災もしかり、これに基づいた到達、それが町の魅力、ああ御宿に暮らしてよかったなと、越してきてよかったなということにつながるのではないかなというふうに思います。

それと、あと食と泊なんです、お盆ですか、今年は夕食難民が出たという話もちよっと伺いました。それから、泊のほうも先ほど業者が少なくはなってはきているんですけれども、ところが、その業者さんというのはほとんどリピーターの方が多くて、全体数が減っているもので、例えば今いろんなスポーツイベントをやるんですけれども、それも、町内ではオーバーしちゃっていて、ほかの自治体、近隣自治体へお願いせざるを得なかったというのも伺っております。それを増やすかどうかというのもあるんでしょうけれども、では、これから先ほどの町づくりの中でほかの議員からも提案はありましたけれども、どういう町を目指していくんだと、どういう海を目指していくんだという中で、これから町づくり協議会ですか、町長が設置されるようなお話もありましたけれども、また、私たちもいろんなところ、過去もありますし、これからは、例えば小菅村でありますとか、淡路島だとか、視察をする予定になってございます。

そうした先進事例も、私たちも学びながら、御宿町はこういう町をつくろうぜということをみんなで話し合って考えていくということが、みんなでつくるちょうどいいまちであろうかなと思います。

それで、幾つか提案をさせていただきたいと思います。

1つは、今の産業なんですけれども、小さい農業、小さい林業、小さい商いということが言われております。それで、これは「「小商い」で自由に暮らす」という本なんですけど、これは何と房総いすみ市に移住されてきた方が自ら執筆されて、ちょっと紹介させていただきますと、小がお金を指すと、気軽な小遣い稼ぎ。小が時間を指すと、隙間時間に行う片手間の商い。小が個人を指すと、自分ひとりの趣味的な楽しみ。しかし、この本で取り上げる小商いは、このどれでもなく、思いを優先させたものづくりを身の丈サイズで行い、顔の見えるお客さんに商品を直接手渡し、地域の小さな経済圏を活発にしていける商いのことです。つまり、とことんDIYでFace to FaceでLOCALであることということで、これは最初の執筆と、最後をまとめたときには、今言ったところに達したということで、これが今の新しい働き方、ビジネス、先ほど増えた減ったというのもありますけれども、商工会とか観光協会に入らないで独立されて、立派に経営されている新規就業者と申しますでしょうか、開業といいましょうか、そういう方も結構たくさんいらっしゃるというふうに伺っております。

ですから、今はこういうものが一つ大きなライフスタイルというんですかね。一人一人のね。そういう中で、昔はこれが成り立たなかったんですけれども、今はインターネットなども含めて情報交換だとか含めまして、様々な形できちんと生活できる状況が生まれているというのが今の新しいライフスタイルであるし、この夷隅地域のライフスタイルの一つの形だろうなと思います。ということで紹介をさせていただきました。

もう一つはこれです、小さい林業。それから、もう一つ紹介をさせていただけると、農業の関係なんですけれども、もう今年は暑くて草刈りも大変なんですけれども、うちの地域は。もう大変な思いなんですけれども、その厄介者である雑草という言葉はないようなので、野草が実はこれはハーブとかいろんなケーキづくりとか、それから染色だとか、いろんな形で一方で使えらる。それから、林業なども昔は大きい材木だったんです。今、枝でも、例えばカキだとか含めまして、枝を使ったブローチをつくるだとかという形で、そういう加工なんかもできるし、御宿町は比較的山に近いというんですか、今までそういうのは処分しなきゃいけなかったんですけれども、そういうものもまず自分が楽しむこと、そして、またそれを貨幣に換えることも可能だというのが、この小さな商いの原点だろうなと思いますので、そういうところなど

もあるということをご紹介させていただきたいと思います。

それで、まず地産地消、先ほど計画にもありましたけれども、それから地域の循環ですね。これはお金を町外に出さない。同じものであればできるだけ町内で買うと。そうした場合に、先ほどの計画では、みんなで町内のものを買いましょうよとかとなっているわけですが、少ないかも分かりませんが、じゃ、町内産のお米、御宿産のお米、御宿産の野菜、今だったらピーマンとかナスだとかキュウリだとかあるわけですが、そういうものって買えるんですか。これは町がそういうものを皆に推奨していくと。先ほどレモンのラベルをつくるという話もありましたが、それは特産品でいいわけでありますが、今実態とするそういう、普通の野菜そのものが、いわゆる獣害を含めて、あと高齢化を含めてなかなか大変になってきているというのが実態であると思います。ですから、買うに買えないということもあろうかと思いますが、まずそういうものを先進地に学ぶことも含めて、ぜひ検討していただければと思います。

それから、先ほども言いましたが、食文化ですよね、農産物、海産物、魚のおろし方も含めて、うちの地域であれば、みそ汁だって1軒1軒味が違うんだと思うんですね。それはやっぱり地域によって全然違うというふうに思いますので、そうしたものを、ちょうど何種類もありますけれども、集めていただきながら、みんなでこういうことやったのよねとか、うちのごはんはおいしいとかも含めて交流していくと。それは、産業課だけじゃなくて、公民館もそうだし、福祉課も、住民相手にいろんなことを、配膳も含めてあるじゃないですか。そういうものを全部町内で賄えるかも分かりませんが、町内のものを食材として使うようお願いするとか、企画の中に入れ込むということも私は可能じゃないかなというふうに思います。これは町が行政誘導という専門用語を使うと思うんですが、町が意識的にその方向性を示していくと。そのためのワークショップだとか、それから講演だとか、先進地の視察だとか、そういうものを併せて組んでいくということが大事なんじゃないかなと思います。

もう一つは、これは、今、生産者だとかなんですけれども、もう一つは生活防衛ということで、御宿町は、先ほどもお話ししましたが、農家でも野菜を当然買います。当然、今回も経済対策ということで、生活支援ということで、商品券だとか新たにこれから提案されるというふうに伺っておりますけれども、それだけ逆に町民の生活は逼迫しているわけでありまして。特に年金生活者においては、原資は年金しかございません。それがあつて、でも働くんですけども、80、90になってということだと思いますけれども、そういう中で、私は生活防衛の中でも1品種でも野菜を作ってみようというのを取り組まれたらいいかなと思います。

今、ごみの関係では、家庭用の家庭コンポストですか、そうしたことを町が推奨して町民と共に取り組んでいると思いますけれども、そうしたものの使い方からでもいいんですけれども、そういう、例えば発泡スチロールで野菜を作るとか、そういうところの費用に使うだとかと、そういういろんな情報交流というんですか、経験交流というものもさらに進めていただくとすることが大事なかなと思います。

それから、獣害の問題でありますけれども、獣害に強いというか、本当に何もなくなればどんなものでも食べるよというふうに言われてしまいましたけれども、うちの拙い個人的な経験なんですけれども、ネギとかからし菜だとかコンニャクなどは、うちは結構キョンが庭を朝晩と歩いているんですけれども、全く見向きもしないという状況があります。そうしたのも経験で、個人的な住民の経験かも分かりませんが、そうしたことも交流していただきながら、それだったら防護柵も何もなくてある程度作れるのかなというふうにも思います。そうしたことを、今の状況の中で特産品も大事なんですけれども、そういうベーシックなもの、暮らしを守ることも含めて、全町体制で取り組んでいただければかなと思います。

最後に、先ほど冒頭でお話しいたしました立教大学のビジネスプランです。これは非常に参考になりました。

お手元にお配りしたものは、最後、県の担当者が審査をやっているわけですが、その担当者が講評したものを私個人の責任で起こしたものでございます。ぜひ参考にさせていただければかなと思います。全体で今回100名で24チームで、その審査の中で6チームが選ばれて、6チームが発表されたわけでありまして。それで、これはただ単に数値上なんでしょうけれども、6つのうち何らかの形で御宿町が関係しているのが4つあると、が今年の発表でした。それが一つの特徴かなと思います。

このビジネスプランなんですけれども、現地に足を運んで、きちんと事業戦略を立てて、要するに会社を起業するということですね、シミュレーションをかけると。最終的には損益分析表を計算もして、5年後にはこれだけの収益が上がるんだと、地域にはこれだけの人材、費用というものが出てくるんだということを、ひとつひとつ丁寧にシミュレーションをかけていくということです。私はいつも何も無いと思うんですけれども、それは非常にたくさんものがあるし、若い学生が、院生なんですけれども、それを捉えて、起業化のプランニングということでシミュレーションをかけて大変参考になったと思うんです。御宿町からは、行政関係者は、私と町長と教育長お見えになりましたか。あまり時間がないんですけれども、一言でも参加されて感想があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） このビジネススクールのビジネスプランの発表会、私も拝聴したんですけれども、立教大学の大学院生、それも社会人の大学院生ということで、いろいろな切り口で、社会人の大学生ですから、先ほど言われたようにビジネスプラン、全部収支計算とか、そこいらまできっちりやっておられて、こういったものが本当にビジネスとして成り立つのであれば、これは非常に有効かなと感じました。特に勝浦、御宿を取り上げたものが、1番目のヨガの話、それからビーチスポーツの話、それから波乗り人生ということで、海岸での思い出づくりに例えば結婚の写真を撮るとか、ペットとの写真を撮るとか、そういった提案がなされておまして、本当に誰かがこういうことをやっていただけたらうれしいなと思った次第でございます。

○8番（石井芳清君） 参考になるということでよろしいわけですね。

教育長は何か所感ございますか。

○議長（滝口一浩君） 海老根教育長。

○教育長（海老根秀昭君） 私は全てではないんですが、発表を聞かせていただきました。

勝浦と御宿でビジネスをというプランが、去年が最初だったんですかね、今年で2回目ですけども、この発表会自体は6回目ということで、こういう発表が続いているという、その仕組みづくり、それもすばらしいなと思いました。

御宿に関わる内容も、今議員からございましたように幾つもあって、まさに地域の特徴を生かして町で新たなビジネスをできないかという、本格的なビジネスプランの発表会だったなと思っています。ですから、こういうのを、学校関係者なので、これは多分年齢制限がないですね。子どもたちも、いつこういうのがあるよと学校に出して、関心のある子が何人かでもいれば、また家族で聞きに行く。それはすごく、今子どもたちが学校で勉強している内容、それをまさに目の前で本格的な発表を聞きますので、すごくいい勉強、刺激になるなとも思いました。

24の発表のうち、6つなんですよ。ですから、選に漏れた発表で、やっぱりいいものもあると思うんですよ。例えば御宿に関わるものがあると思うんです。そういうのに接する機会が何かあるのかなとか、そういうところもしあれば、きっと自分たちの勉強になっていくのかなと思いました。

以上です。

○8番（石井芳清君） ありがとうございました。

例えばユーチューブでは、この間ニュースに載っていたのは、社長が小学生で専務がお父さ

んで起業化したというのは随分前にニュースに載っていたこともあると思いますけれども、そんなふうにも子どもたちでも起業するということがあるというふうに思いますので、今、教育長がお話しされましたけれども、参加者も全体で60名ぐらいでしたか、大分少なかったのも、ちょうど一番連休中でもありますし、いろんなお祭りだとか催物があるので、なかなか参加の機会というのも難しかったかも分かりませんが、大変そういう意味でちょっともったいなかったなと思います。

それから、御宿町、それから商工会等が講演されていたと思うんですね。そういう面ではもっともその機会を私たちが生かせることがあるし、学ぶこと、それは分野が違っても、その気づきということの観点ではいろんなヒントを私自身はいただいたかなと思っています。教授に許可をいただきましてビデオ等も撮ってございます。また一緒に勉強できる機会があればと思っております。

最後に、では全体的に今後どう進めていくのかと、それからもう一つ、森林環境税の中で、使途の中でチップ化、木々を整備したときにその処理の問題が出てくると思うんですね。前に私は、チップの機械を導入したらどうかという提案もさせていただきました。これは前に進めるというお話があったんですけども、今回まだ予算化されていないようです。財源としてはそういうものも例えば充当できるのかどうかも含めまして、それから、私が今提案させていただきましたことについて、担当としてどう考えるのか、どうやっていきたいのかについてお考えがあればお示しいただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、初めにチップの機械の充当ということについてお答えいたします。

まずその辺のジャッジについては、私のほうでお答えするのは控えさせていただきたいと思います。まず、森林環境譲与税の先ほどの使い道の中でご説明させていただきましたが、木材の利用の促進、二酸化炭素の排出量の削減というところが目的としてなっております。そういった意味も含めて、利用にあたりましては、また県、関係機関と相談しながら進めていければと思っております。

そちらについては以上でございます。

また、今日の総体としてというようなことでございますが、まず御宿町というのは、先ほど石井議員さんのほうからもいろいろお話がございましたが、非常にコンパクトであると。観光や漁業、農業など生産においていろいろな角度から様々な取組の可能性があるかと認識しており

ます。ひとつひとつをしっかりとつなげていくことが大切であり、まず町民一人一人が小さいことから始め、結果として大きな輪になっていく、そういった意識を持っていただくことが必要なのかなと思っております。そうした取組を積み重ねることが、さらなる人の呼び込みにつながっていくものと考えております。

以上でございます。

○8番（石井芳清君） 前向きに進めていただくことを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、8番、石井芳清君の一般質問を終了します。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（滝口一浩君） 日程第5、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度健全化判断比率についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度健全化判断比率についてご報告いたします。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を指すもので、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標でございます。

なお、議会への報告の前に監査委員の審査に付さなければならないこととなっておりますので、8月1日に実施されました決算審査におきまして審査をいただいたところでございます。結果及び意見につきましては、決算審査意見書32ページのとおりでございます。

それでは、令和6年度決算に基づく健全化判断比率についてご説明いたします。

2ページの令和6年度決算に基づく健全化判断比率の表をご覧ください。

まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支が赤字となる場合、その額の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。御宿町の場合、令和6年度は黒字決算であることから非該当となりました。

次に、連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらには公営企業における資金不足など、町のあらゆる会計に係る支出の全計から判断するものでございます。令和6年度は、全会計において実質赤字及

び資金不足が生じていないため非該当となりました。

次に、実質公債費比率でございますが、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。令和6年度決算においては、平成15年度及び平成20年度借入れの臨時財政対策債の償還が終了し、分子となる元利償還金の額が減少したことに加え、普通交付税の追加交付などにより、分母となる標準財政規模も増加したため、前年度の4.9%から0.2ポイント改善し4.7%となりました。

最後に、将来負担比率でございますが、地方債現在高や一部事務組合等が起こした地方債の償還に対する将来の負担見込額、退職手当負担見込額等から、これらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額、歳入見込額等を控除した額の標準財政規模に対する割合を示したものでございます。令和6年度決算においては、地方債現在高が減少したことや、基金残高が増加したことなどにより、充当可能な財源が将来負担額を上回ったことから算定されませんでした。

各指標には、早期健全化基準及び財政再生基準が設けられております。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、比率の改善も見られるところですが、今後は人口減少による町税収入の減少が見込まれる中、社会保障関連経費や公共施設等の更新費用などにより、将来負担は増加していくものと思われます。

こうしたことを踏まえ、このほかの財政指標等の分析や、将来の歳入と財政需要を的確に把握し、今後も健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝口一浩君） 以上で報告第1号を終了します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第6、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉野信次君） それでは、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が令和7年10月1日に施行されることに伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、未就学の子を養育する

職員を対象とした部分休業の拡充等が図られたことに伴う改正を行うものでございます。

法改正の概要といたしましては、未就学の子を養育する職員を対象に、1日につき2時間の範囲内で取得可能な部分休業について、1年につき10日相当の範囲内の取得形態を加え、職員が取得方法を選択可能とすること。また、妊娠、出産を申し出た職員や、3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児の両立支援制度の情報提供と制度利用等の意向確認、意向確認した事項への配慮に係る措置を行うこととなります。

条例の具体的な改正内容につきましては、新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

まず第1条関係でございますが、職員の育児休業等に関する条例の改正規定で、第1条中、第19条第1項及び第2項を第19条第1項から第3項まで及び第5項に改め、新たに部分休業の取得形態の新設に伴い、第19条第2項中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に、「。次条項において同じ」を加え、第20条では、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業」を「第1号部分休業」に改め、2ページからになります第20条の2では、1年につき10日相当の範囲内の第2号「部分休業」を新設し、第1号及び第2号では、同条で規定する1時間単位の承認に係る例外規定となります。

次に、2ページから3ページに係る第20条の3では、部分休業の請求を申し出る単位時間を毎年4月1日から翌年3月31日までの期間と定め、第20条の4では1年につき請求できる第2号部分休業の上限を、第1号で常勤職員は77時間30分、第2号で非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間としてございます。第20条の5では、育児時間の請求パターンの申出の内容を変更することができる特別の事情を、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより申出の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認めることと定め、第21条では、条例改正に伴う字句の整理を行い、第22条では、取消事由に第20条の5に定める事由を規定したものでございます。

4 ページをご覧ください。

次に、第2条関係は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正規定で、第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第15条の4第1項」に改め、第15条の3第1項では、職員又はその配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の情報提供等に併せて、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供、利用に係る意向確認のための措置、当該申出に係る子の心身の状況または育児に関する当該申出をした職員の家庭の状況に起因して、当該子の出

生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置を講ずることを規定し、第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対し、規則で定める期間内に第1項と同様の措置を講ずることを定め、第3項では、意向確認をした事項の取扱いにあたっては、当該意向に配慮しなければならないと規定するものでございます。

第15条の3では、「申告、請求又は申出」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とし、第15条の4を第15条の5と改めます。

最後に附則についてですが、第1項はこの条例の施行日に関する規定で、附則第3項の規定は公布の日から施行するものです。第2項は、職員の育児休業等に関する条例に関する経過措置を規定するものでございます。第3項は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関する経過措置を規定するものでございます。

現在、職員は2名部分休業を活用してございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第7、議案第2号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例及び御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 議案第2号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御宿町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、令和7年1月31日に公布された子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されたため、同様の内容を規定している御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第1条関係、御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例になります。

1ページをご覧ください。

第6条では、保育内容支援に係る連携施設について、新たに第2項、第3項を追加しています。家庭的保育事業者等が行う保育内容支援とは、利用乳幼児に集団保育を体験するための機会の設定等のことで、従前の規定では、連携施設である保育所、認定こども園または幼稚園を確保しなければならないとされていましたが、その連携施設の確保が著しく困難と認める場合には、連携施設を確保しないことができるとするものです。また、連携先として小規模保育事業者及び事業所内保育事業者を新たに追加するものです。

第6条第4項は、代替保育に係る連携施設についての改正になります。代替保育とは、家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育のことで、従前は連携施設である保育所、認定こども園、また幼稚園を確保し、確保が困難な場合は小規模保育事業者または事業所内保育事業者も代替保育を実施することを可能としていました。今回、新たに連携施設の確保が著しく困難と認める場合には、連携施設の確保に関する規定を適用しないことができることとするものです。

附則第3条では、特定地域型保育事業における連携施設に関する経過措置として、子ども・

子育て支援法の施行の日から起算して10年を経過するまでの間においては、連携施設を確保しないことができるとの定めがあり、当該規定が15年に延長されます。

新旧対照表第2条関係、御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正する条例になります。こちらは先ほど説明いたしました御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の改正内容と同様の改正となります。

4ページをご覧ください。

第37条は、後の条で改正される部分の引用箇所の改正です。

第42条では、特定教育・保育施設等の連携となりますが、保育内容支援に係る連携施設の確保に関する規定の改正、代替保育に関する連携施設に関する規定の改正になります。

附則第5条も、第1条関係同様に経過措置期間を5年延長するものです。

なお、改正に係る家庭的保育事業所等につきましては、現時点では当御宿町において該当施設はございません。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分休憩いたします。

（午後 4時29分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時40分）

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第8、議案第3号 令和7年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（上野千晶君） 議案第3号 令和7年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,884万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億726万5,000円と定めるものでございます。

補正の内容は、国民健康保険システム標準化対応の補助金及び委託料予算の一般会計から国保会計への移行、人件費の増額、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修の補助金及び委託料の増額、保険税の過誤納還付金の増額を行うものです。

なお、町の基幹系システム標準化につきましては、今年度内の実施が困難であり、先送りになる予定です。しかしながら、現段階では詳細な内容が明らかになっておらず、国民健康保険システムの標準化にあたっては、国の市町村事務処理標準システムを導入する方針であることから、今年度内に実施する可能性も残されています。また、補助金の交付を受けるためにも、システム改修費については、国民健康保険特別会計で予算措置しておく必要がありますので、歳入歳出ともに、今回の補正予算に計上させていただいております。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿って説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金の2,706万円の増額は、後ほど歳出でご説明いたします国民健康保険システムの標準化対応に係る補助金の増額です。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の28万1,000円の増額は、人件費の増

額に伴うものと、資格確認書等の一斉切替え時に同封したマイナ保険証周知のためのリーフレット印刷代について、国庫補助が確定したことから財源更正を行ったものです。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金の33万円の増額は、前年度繰越金を増額し、収支の均衡を図りました。

7 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目社会保障・税番号システム整備費等補助金の2万1,000円の増額は、先ほどご説明いたしましたマイナ保険証のリーフレット印刷代についての補助金です。

2 目子ども・子育て支援事業費補助金の115万5,000円の増額は、子ども・子育て支援金制度が令和8年度から創設されることに伴い、システム改修費についての補助金を増額しました。改修の内容については、歳出予算でご説明させていただきます。

8 ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の2,736万2,000円の増額は、職員の昇給等による人件費の増額のほか、国民健康保険システム標準化対応の委託料予算を一般会計から国保会計へ移行するものです。国民健康保険システムの標準化にあたり、国の市町村事務処理標準システムの導入を予定しておりますが、当初は、一般会計で町全体のシステム標準化と併せて予算措置していたところ、市町村事務処理標準システムを導入する市町村に対し、データ移行に関する経費について、県の保険給付費等交付金の特別調整交付金分として交付される見込みとなったことから、一般会計で減額し、国保会計で増額するものです。

2 項徴税费、1 目賦課徴收費の115万5,000円の増額は、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、保険税の収納管理システムの改修を行うものです。内容は、現行の保険税の医療分、介護分、後期高齢者支援金分に加え、子ども・子育て支援金分を新設するシステム改修費です。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険税還付金の33万円の増額は、過年度分所得更正による還付や、遡及して資格喪失したことによる保険税返還分などの増額によるものです。

以上、歳入歳出予算それぞれ2,884万7,000円を増額しております。

なお、本補正予算につきましては、8月25日に開催されました国保運営協議会においてご承認をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎時間延長の件

○議長（滝口一浩君） 質疑に入る前にお諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

国保会計の補正ということで、9ページ、一般管理費、国民健康保険事務費ということで委託料、電算機保守委託標準化対応2,706万円という補正で、ただいまの説明では、一般会計から国保会計ということで補正で対応しようと思ったところ、最悪、年度内の事業ができない可能性もあると。できる可能性も若干残っているという説明であったわけでありますけれども、これはいわゆるガバメントクラウド、標準化、御宿町がそれに入るという中で、この短期間の中で、全国一斉にこれだけ大規模なシステムの移行というのは、どう見ても無理じゃないかと、大きな問題が生じるのではないかとという指摘をさせていただいたところです。

これは、何らかの理由があって延ばすわけですが、理由についてどうしたことが起きたのかということについて、もう少し詳細に報告していただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） ただいまの標準化システムの稼働時期の延期の要因でございますが、我々のほうに委託事業者から報告がありましたのが9月9日になります。その際、本町の委託業者におきましても、システムの開発元から稼働が間に合わないという連絡を受けたのが前日の9月8日ということで、我々のほうにも詳細な内容はまだ入ってきてございません。現在、委託業者のほうがそのシステム開発元からヒアリングを行っておりまして、稼働延期の要因と今後の対応やスケジュール等を今確認しているということで、我々のところには、今年度間に合わないということだけが確定したというところで、詳細についてはまだ分かって

おりません。

事前に、始まる前に、モデルとしている自治体で様々なテスト環境で行っている中で問題が発覚したということで、本当に詳細は分からないんですが、1つの問題ではなくて複数の問題があるというふうには聞いております。その中の一つにガバメントクラウドに関してというところが入っているということで、それにつきましては、標準化において非常に重要な部分になりますので、そこについての正確性であったりとか安全性が確保できない以上、先に進められないということで、そこにつきましては開発元のほうから、総務省のほうに報告を上げていただいております、そのシステムを使っている自治体につきまして今年度できないという旨の報告を国のほうに上げたという、そこまでの情報しか入っておりませんので、後ほど、一般会計のときにご説明をいたすつもりでございましたが情報が入り次第随時ご報告させていただきたいと思いますが、現時点では、それ以上のことはちょっと分からないという現状でございます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第9、議案第4号 令和7年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（上野千晶君） 議案第4号 令和7年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、補正後の予算総額を2億1,068万円と定めるものでございます。

補正の主な内容といたしましては、システム標準化に合わせたコンビニ収納サービス導入経費と、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う保険料システム改修経費の計上によるものでございます。

なお、国民健康保険特別会計の補正説明でも申し上げましたとおり、町の基幹系システムの標準化は今年度内の実施が困難であり、先送りになる予定です。しかしながら、後期高齢者医療のシステムは、開発が遅れているシステムとは別のシステムであるため、今年度内に実施する可能性が残されておりますので、今回の補正予算に計上させていただいております。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入予算についてご説明いたします。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金の5万5,000円の増額は、標準システム導入に併せたコンビニ収納サービス導入を行うにあたり、財源として一般会計繰入金を増額するものです。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目子ども・子育て支援事業費補助金の143万円の増額は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う保険料システムの改修費用が、全額国庫補助対象であることから追加するものです。

8ページをお開きください。

歳出予算でございます。

1款総務費、1項徴収費、1目徴収費の148万5,000円の増額は、システム標準化に併せて実施するコンビニ収納サービス導入経費として、手数料を5万5,000円、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う保険料システムの改修委託料を143万円追加するものです。

以上、歳入歳出予算として148万5,000円を増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第10、議案第5号 令和7年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 議案第5号 令和7年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございます。

歳入歳出それぞれ7,300万4,000円を追加し、補正後の予算総額を10億4,832万8,000円と定めるものでございます。主な内容は、職員の人件費の増額及び令和6年度の介護給付費の確定に伴う精算でございます。

各費目の詳細につきましては、予算書の事項別明細書により説明させていただきます。

初めに、歳入予算でございます。

6ページをご覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合

事業)の14万1,000円、3目地域支援事業交付金(包括的支援事業等)の10万7,000円の増額につきましては、人事異動に伴う増額に伴う法定負担割合分です。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業交付金の15万2,000円も、同様に人事異動による増額に伴う法定負担割合分です。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)の7万1,000円、2目地域支援事業交付金(包括的支援事業等)の5万4,000円も、同様に人事異動による増額に伴う法定負担割合分です。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)の7万1,000円、3目地域支援事業繰入金(包括的支援事業等)の5万4,000円、5目その他一般会計繰入金の476万3,000円の増額につきましても、同様に人事異動等による増額に伴う法定負担割合分です。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の6,759万1,000円は、前年度からの繰越金を追加し、令和6年度の介護給付費や地域支援事業費等の確定に伴う国・県支払基金への返還、一般会計への繰出金に対する財源とするものです。

以上、歳入予算に7,300万4,000円を追加しております。

次に、歳出予算でございます。

8ページをご覧ください。

1款総務費と3款地域支援事業費の1節報酬から4節共済費までと、8節旅費の各予算は、一般行政職員の人事異動に伴う人件費の調整や会計年度職員の任用替えに伴う通勤費用弁償の調整などを行うために増額するもので、個別の説明は省略させていただきます。

3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費の地域介護予防活動支援事業、18節負担金補助及び交付金の10万円は、交流拠点活動事業の要望が増加したための増額です。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の5,466万8,000円は、令和6年度介護保険給付費及び地域支援事業の実績に伴う返還のための増額となります。

引き続き、10ページをご覧ください。

2項繰出金、1目一般会計繰出金の1,273万5,000円ですが、令和6年度の介護給付費や地域支援事業費等の精算分といたしまして一般会計に繰り出すものです。

以上、歳出予算に7,300万4,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第11、議案第6号 令和7年度御宿町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 議案第6号 令和7年度御宿町一般会計補正予算（案）（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算の概要は、町長提案理由で申し上げたとおりでございますが、プレミアム付商品券事業や高齢者福祉タクシー事業など、町民生活の支援及び地域経済の活性化対策に係る予算を新たに計上するとともに、今年度の予算執行において、人事異動や制度改正、半年の実施状況等を踏まえた事業費の増額及び減額、国・県支出金や特別会計の精算などの補正を行おうとするものです。

なお、国民健康保険特別会計補正予算審議でご説明いたしましたとおり、今年度12月に稼働予定でありましたシステムの標準化につきましては延期となりますが、今回の補正予算に計上いたしました国民健康保険システムの標準化関連の予算は、年度内実施の有無にかかわらず、

補助金を受けるためには国民健康保険特別会計に計上する必要があるため、一般会計予算から減額をさせていただいてございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出それぞれ1億187万1,000円を追加し、補正後の予算総額を45億7,913万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為に関する規定、第3条は地方債の変更を定めるものでございます。

内容につきましては、予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

初めに歳入予算をご説明いたしますので、8ページをご覧ください。

1款町税、1項町民税、1目個人の1,500万円の増額は、現年課税分で、給与所得者等の所得額が当初予算において算定した見込額との差異が大きかったことから、課税状況に合わせて追加するものです。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節老人福祉費負担金の6万3,000円の増額は、介護保険低所得者軽減負担金で、令和6年度事業費の確定に伴い、所要額を追加するものです。

3節心身障害者福祉費負担金の26万2,000円の増額は、障害者自立支援給付費等負担金で、事業費の2分の1を国が負担することから、補装具利用者の増加に伴い、所要額を追加するものです。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の3,612万1,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、生活支援及び地域経済の活性化対策として実施するプレミアム付商品券事業に対し交付金を活用するものです。

2目民生費国庫補助金、1節心身障害者福祉費補助金の8万2,000円の増額は、10月から創設される障害者福祉サービスに伴うシステム改修に要する経費で、事業費の2分の1を国が補助することから所要額を追加するものです。

3節社会福祉費補助金の62万7,000円の増額は、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金で、税制改正に伴う国民年金システム改修費の全額を国が負担することから所要額を追加するものです。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節老人福祉費県負担金の3万1,000円の増額は、介護保険低所得者軽減負担金で、令和6年度事業費の確定に伴い所要額を追加するものです。

3節心身障害者福祉費負担金の13万1,000円の増額は、障害者自立支援給付費等負担金で、

事業費の4分の1を県が負担することから、国庫負担金同様所要額を追加するものです。

3項県委託金、4目統計調査費委託金の88万1,000円の増額は、国勢調査委託金で、交付決定に伴い追加するものです。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金の1,273万5,000円の増額は、介護保険特別会計の令和6年度事業費の確定に伴う精算金を繰り入れるものです。

20款1項1目繰越金の2,773万8,000円の増額は、純繰越金で、収支の不足に対応するため追加するものです。

22款1項町債、1目総務債の750万円の増額は、いすみ鉄道復旧整備支援事業債で、いすみ市の脱線事故に係る復旧整備支援に対応するため追加するものです。

10ページをご覧ください。

4目、商工債の70万円の増額は、観光施設整備事業債で、月の沙漠記念館LED照明更新工事の事業費増加に伴い追加するものです。

次に、歳出予算をご説明いたします。

12ページをご覧ください。

歳出予算につきましては事業ごとにご説明させていただきますが、1款議会費から9款教育費の1節報酬から4節共済費までと8節旅費の各予算は、人事異動に伴う職員人件費の調整及び会計年度任用職員の確定に伴う通勤費用弁償の調整などによる追加及び減額でございますので、個別の説明は省略させていただきます。

1款1項1目議会費、議会運営事務費の使用料及び賃借料9万9,000円は、山梨県小菅村への行政視察のバス借上料です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、電算管理事務費の委託料2,706万円の減額は、システムの標準化に係る国民健康保険システム改修経費が国民健康保険特別会計の特別調整交付金の対象とされたことから、所要額を減額するものです。

会計管理事務費の役務費10万6,000円は、10月から実施する役場窓口手数料等のキャッシュレス決済に係る経費です。

4目企画費、企画関係事務費の負担金補助及び交付金750万円の増額は、令和6年10月の脱線事故を受け、千葉県と関係市町で実施しているいすみ鉄道の施設維持修繕に係るいすみ鉄道基盤維持費補助金を追加するものです。

定住化促進事業の負担金補助及び交付金20万円の増額は、定住化促進空き家家財等処分補助金で、申請状況を踏まえ所要額を追加するものです。

7 目財政調整基金積立金の8,000万円は、地方財政法第7条の規定に基づき、年度間の財源調整を図り、健全な財政運営に資するため、令和6年度の決算剰余金の2分の1相当額を基金に積み立てるものです。

14ページをご覧ください。

5 項統計調査費、2 目各種統計調査費、国勢調査事務費の85万円の増額は、県委託金の交付決定に基づく調整で、それぞれ所要額を追加、減額するものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、社会福祉事務費の工事請負費145万1,000円と、負担金補助及び交付金46万1,000円の増額は、いずれも地域福祉センターのエアコン改修工事に要する経費で、事務室分については、酷暑が続く、迅速な対応が必要なことから、一般分補助金から流用して実施したため追加するものです。

住民関係事務費の委託料62万7,000円は、税制改正に伴う年金生活者支援給付金事業のシステム改修に係る経費を計上するものです。財源は全額国庫補助金です。

国民健康保険繰出金の繰出金28万1,000円の増額は、国民健康保険特別会計に係る人件費調整分及び事務費分を追加で繰り出しするものです。

16ページをご覧ください。

2 目老人福祉費、介護保険事業の繰出金488万8,000円の増額は、介護保険特別会計に係る人件費調整分及び事務費分を追加で繰り出しするものです。

高齢者福祉タクシー事業の179万5,000円は、移動手段を持たない80歳以上の高齢者世帯の日常生活の移動を支援するため、10月から実施するタクシー券交付事業に必要な経費をそれぞれ計上するものです。

3 目心身障害者福祉費、障害者自立支援給付事業の委託料16万5,000円と使用料及び賃借料18万円の増額は、10月から創設される障害福祉サービスに伴うシステム改修費及びガバメントクラウドの利用料で、扶助費52万5,000円の増額は、補装具の購入費で、申請件数の増加により不足が生じることから、所要額を追加するものです。

心身障害者福祉事務費の償還金利子及び割引料761万5,000円は、障害児入所給付費等負担金、障害者医療費負担金及び障害者自立支援給付費負担金に係る令和6年度国庫負担金の精算に伴う返還金です。

5 目後期高齢者医療の繰出金5万5,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計に係る事務費分を追加で繰り出しするものです。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費の児童福祉総務事務費の償還金利子及び割引料17万

4,000円は、子育てのための施設等利用給付交付金及び子供のための教育・保育給付交付金、子ども・子育て支援交付金に係る令和6年度国・県支出金の精算に伴う返還金です。

2目児童措置費、児童手当支給事業の償還金利子及割引料18万3,000円は、令和6年度児童手当の県支出金の精算に伴う返還金です。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、予防接種事業の扶助費50万円の増額は、带状疱疹ワクチン接種費用助成金で、申請件数の増加により不足が生じることから、所要額を追加するものです。

18ページをご覧ください。

3目環境衛生費、環境衛生事務費の備品購入費4万4,000円は、不法投棄の監視カメラが故障したため買い換えるものです。

2項清掃費、2目じん芥処理費、じん芥処理運営事業の需用費49万9,000円の増額は、清掃センターの受水槽及び機械室の換気扇の修繕料で、委託料22万円の増額は、上布施地区に設置してあるリサイクルステーションの撤去費用です。

20ページをご覧ください。

6款1項商工費、2目商工振興費、プレミアム付商品券事業の3,616万6,000円は、国の交付金を活用し、物価高騰対策として、町民の生活支援及び町内経済の活性化を図るため、1万円に4,000円のプレミアム付商品券を販売するもので、実施に必要な経費をそれぞれ計上しています。

3目観光費、観光関係事務事業の報償費15万円は、観光資源を活用し、環境に配慮した持続可能なまちづくりを実現するため、新たに設置する御宿ビーチタウン協議会の講師謝金で、需用費55万2,000円の増額は、御宿町ガイドブックの在庫が少ないため増刷する印刷製本費です。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、道路清掃委託事業の委託料70万円の増額は、草刈り清掃業務委託で、倒木撤去や水路復旧箇所の対応などにより不足が生じることから、所要額を追加するものです。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、地籍調査事業の備品購入費6万1,000円は、相続関係図作成ソフトの購入費です。

22ページをご覧ください。

8款1項消防費、2目非常備消防費、消防団関係団体助成事業の負担金補助及交付金9万円の増額は、消防団出初式運営事業補助金で、出初式後に実施する祝賀会の費用を追加するものです。

9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、中学校教育振興事務事業の負担金補助及交付金9万8,000円の増額は、関東中学校陸上競技大会出場に伴い、生徒活動費補助金を追加するものです。

4項社会教育費、2目公民館費、公民館運営事務事業の工事請負費48万1,000円と備品購入費34万円は、経年劣化による調理室の給湯器の改修及びガスコンロの買換え費用です。

5項保健体育費、2目体育施設費の海洋センタープール管理運営事業の委託料100万円の減額は、プール施設監視清掃業務委託料で、ろ過機の故障により、7月31日をもって営業終了となったことから、所要額を減額するものです。

次に、第2条の債務負担行為をご説明いたします。

4ページの第2表債務負担行為補正の表をご覧ください。

債務負担行為の追加といたしまして、第4期ちば電子調達システムサービス提供業務について、令和7年度から令和13年度までの7年間で、1,271万9,000円を限度に債務負担行為を設定するものです。

続きまして、地方債についてご説明いたします。

5ページの第3表、地方債補正の表をご覧ください。

地方債の変更といたしまして、いすみ鉄道復旧整備支援事業及び観光施設整備事業につきましては、それぞれ限度額を変更するもので、内容は歳入予算でご説明しましたとおりでございます。

以上、歳入歳出予算に1億187万1,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 15ページの社会福祉事務費、エアコンの改修工事費についてお伺いします。

今の説明の中で、地域福祉センターのエアコンが故障したために補正を組んだということなんですが、このエアコンの場所と台数、これがいつからの故障だったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） こちらの故障につきましては、ふれあいの間（和室）にある

エアコンが2台あります。そのうちの1台が6月下旬に故障したものです。その後は、利用するには暑さがあったんですが、大型の扇風機等を設置するとともに、本当に暑いときとかは冷えたタオルを配ったりして、また人数によっては、エアコンの効く部屋を使って、場所を変えて実施したと伺っております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 今年本当に猛暑で、利用者については大変ご迷惑をかけたんじゃないかと思います。どちらかというと福祉センターは、クーリングシェルターというんですか、とは言わないですが、高齢者とかいろいろな方が利用する施設ということなので、ほかに影響はありませんでしたかね。例えば、隣がB&Gのセンター、野球場の利用者、また弓道場の利用者等、暑くて避難するという方もいらしたんじゃないのかなというふうに思うんですけども、それはなかったですかね。分かりました。ないということです。

次に、17ページの高齢者福祉タクシー事業179万5,000円についてお聞きします。これについては、先日、議員協議会で説明を受けています。改めて詳細なことをお伺いしたいと思います。

今回は試験的に、移動困難高齢者に対してタクシー利用券を助成するということでお聞きしました。80歳以上の高齢者で、独居及び高齢者のみの世帯が対象ということですが、対象者は何名いるか把握していますか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 対象者の方が御宿町の80歳以上の高齢者独居、高齢者世帯のみの世帯は1,160人ほどと把握しております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 分かりました。1,160名の方が一応対象者になるだろうということなんですが、この申請方法について、窓口申請とするのか、通知か何か出して届出してもらうのか、どういう方法を考えているのか。

それともう一点、1,160名の中には含まれないと思うんですけども、日中独居の方って結構いらっしゃると思うんですね。多分そういう方からの問合せも来るんじゃないかなというふうには考えられます。そういったことも含めて窓口対応が大事なことはないかなと思うんですが。

それともう一点、3点目、それともう一点、全員が申請するとは思えないんですけども、

タクシー供給ができるだけの事業所があるのかどうか。障害者支援タクシー事業者ということでちょっとホームページのほうを調べたんですけども、障害者支援タクシー事業者というのは、大体27件を御宿町が指定しているということで調べさせていただいたんですけども、この事業者が全てこの高齢者の対応をできるのかどうか、それについてお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） ただいまのご質問についてお答えします。

こちらの高齢者福祉タクシー事業なんですけど、今回の予算のほうご承認いただきましたら、広報等で周知しまして、申請につきましては、使いたい方が申請してもらえるような形を取りたいと思います。ただ、先ほど議員さんも言ったとおり、必ずしも窓口に来られない方とかもいると思いますので、その際には、郵送とか何か、その辺もいいうようにとか、使い勝手をちょっと考えさせていただければと思います。

日中独居の方につきましては、現段階では、一緒に住んでいる方が車を持っている方とか、若い方がいらっしゃるという人は現在のところ考えていないんですが、今後、またその状況、申請状況を見まして、ちょっと検討していければと思います。タクシーの協力会社のほうにつきましては、今、障害者タクシーのほう26件の協力会社、協力していただいているんですが、こちらのほうに、予算が通りましたら速やかにお願いをしまして、できるだけ多くのタクシー会社に協力していただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） ありがとうございます。日中独居の方はかなり大勢いらっしゃるのかなというふうに思います。

それに関連するんですけども、高齢者80歳以上という、運転免許証の返納を推進しているというのが現在のところありますので、他の市町では、運転免許証を返納した方に対する助成をしていますよということで、御宿はどうしてやらないんですかということもよく言われるんです。今後のことだとは思いますが、それらを踏まえて今後検討していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

1番、藤井利一さん。

○1番（藤井利一君） 1番、藤井です。

21ページのプレミアム商品券事業につきましてです。

せんだっての議員協議会で、副町長からこの事業を行うというようなお話がありました。今回は1万4,000円で、4,000円のプレミアムをつけるということでした。これがいつから始まるのか、それからまた、現時点で分かっているようなことがありましたら、詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、プレミアム商品券についてお答えいたします。

説明が重複してしましますが、まず、自己負担1万円に対して4,000円のプレミアム分をつけて1万4,000円をつけるという、そういった商品券を販売させていただく予定でございます。

時期につきましては、前回、2年前に実施したものと同時期を予定しております。おおむね11月の終わりぐらいから1月の終わりぐらいまでを、販売と利用の時期として考えております。部数につきましては7,500部というようなことで、現在作業のほうを進めているところです。販売の場所については、観光協会を予定しております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 私は、13ページの企画関係事務費のいすみ鉄道基盤維持費補助金、750万円という形で上がっています。来年完成するということで、新聞報道ではそのように聞いています。

御宿町は、確かに大多喜高校とか何か行っている学生はいますけれども、大原、大多喜のほうがウエートは当然、学生はより利用しているわけです。

そこで、これ今回の脱線事故を起こして、路盤工というか鉄道の基礎となる部分を、今後修理していくよと、補修していくよということを聞きまして、まず1点目は、750万円って、その補修費の全体の何%に相当するのかということと、たしか新聞報道だと、大原大多喜間を当面はやって、多分そういうことは、大多喜中野間はまた追加で負担金が発生するのかな、そんなような認識、私は携わっていないからそう思うんですけれども、その辺を教えてもらいたい。

大きく見たら、これは町長なんかをお願いしたいんですけれども、ご存知だと思うんですけれども、いすみ鉄道と小湊鐵道は、中野駅で相互乗り入れしているんですね。こんな相互乗り入れしていて、なぜ一通にしないのかなと。それがすごく疑問で、そうしますと中野から逆に市原までのいろんな観光地というか、あるわけなんですよね。登山する場所もあったりですね。そんな、お互い、また小湊鐵道から大原まで行くと、養老溪谷とか、いろんなまた別の観光地

というか観光する場所がある中で、それはもうお金がかかるのは十分分かっているんですけども、そもそも運賃収入では成り立たない収支ですから、何か根本的な解決をやっていくべきじゃないかなと。私も小湊鐵道少しは携わったんですけども、議長というのを降りるとかそういうことはなくなりますけれども、そういうふうな発言は私もしたこともあるんですけども、今後のですね、根本的な経営の収支を考えて、その鐵道を直接に相互に乗り入れして使える方法を取っていかないと、ずっと永久的に収支が赤字のところを支えていかなきゃいけないんですね。それってちょっとナンセンスだなと思うわけです。

都合3点ほど、ちょっと答えていただきたいんです。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 初めに、いすみ鐵道の脱線事故による工事の関係ですけども、実際の工事期間は今年度だけではございませんで、一応運行の再開が、現時点での目標は令和9年の秋頃ということで、工事期間は約2年3か月を予定しているものでございます。

そのうち、今回の補正予算に上げさせていただきましたのは、大原大多喜間の復旧費用約14.5億円のうち、令和7年度の工事費用を約5億円と見込んでおりまして、そのうち、令和6年度に、多分補正で同じように復旧支援整備費を計上させていただいたんですが、工事の方針等が定まらなかったということで、県を含めて約2億円を繰り越しましたので、5億円から2億円を控除した3億円につきまして、県と市町の負担割合に応じて負担するものでございます。御宿町750万円は、3億円に対しまして約2.5%の負担ということでございます。

次に、大多喜中野間でございますが、今、県のほうとかでも示しております14.5億円というのは、大原大多喜間ということでございますので、これから先の大多喜中野間につきましては、線路の状況、工事がどれぐらいかかるかという概算を出す調査を今している段階でございますが、それにつきましては、工事を実施するかも含めてまだ未定でございまして、そちらについての方針は全く出ておりませんので、現時点では分かりませんが、もし、工事をするよということであれば、また同じように負担になるのか、そうじゃないのか、そういったものも含めてまだ何も示されておられません。

それと、中野駅での小湊鐵道との相互乗り入れの関係でございますが、それにつきましては、ちょっとなかなか民間同士ということでございますので、議員さんからそういったご意見がありましたということは、いすみ鐵道側にはこの会議等終わりましたら伝えさせていただきますが、それにつきましてはちょっとお答えができないといいますが、そういったご意見があったということは伝えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 企画財政課長、ひとつひとつ説明してくれましたね。多分と言っちゃあれだけでも、御宿にとって大多喜中野間は、今ほとんど高校生が利用して、それに対する負担金を払っているみたいなのところがありますので、そこを整備したところで、負担金はちょっと払えないんじゃないかなと。ただ、今後、先ほど言ったように、上層レベルですけれども、県知事レベルの何かそういうふうないろんな、地元がやっぱり首長がみんな出ますから、そうした中で、今後の在り方に、相互乗り入れするような形になれば、当然、御宿町も負担しているかなきゃいけないかなという思いがありますけれども、当面それは決まっているわけじゃないですから、昔は決まっていたそうなんです、昔はやりたいということで決めたそうですね。それで、戦後いろんな動乱の中で、なかなかそこまでは無理だろうということでストップしているみたいですが、そんなこんながあつて、小湊鐵道も経営がかなり厳しいと言われてますよね。もちろんそんなこと、厳しい同士なんですけれども、企画財政課長が言ったとおり、その首長の人たちに説得してもらって、ぜひとも将来を見据えた、あの鉄道のことを考えていってもらえればありがたいなと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） すみません、1点聞き漏れましたのでお願いします。

21ページの観光関係事務事業についてですが、ここに講師謝金ということで15万円計上されているんですけれども、講演か何かの予定があるんですかね。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） こちらは、まだ名称は、企画財政課長の説明ではビーチタウン協議会というような、仮称なんです、有識者や専門家の参画を求めまして、産業観光分野のシンクタンク的な組織を立ち上げたいと考えておりまして、町の方針決定の参考として、ご意見を伺うような組織と考えております。これを運営していく中で、専門家ですとか有識者、こちらの講師の謝礼について計上させていただいております。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） これ時期とかはまだ未定ということでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 補正予算が通り次第、速やかに立ち上げたいと思っております。また、この中には町議会の代表の方にもご参画いただく予定にしております。詳細については、また改めてご説明する機会を設けたいと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。

私も21ページの商品券についてなんですけれども、これちょっと質問というかお願いといえるかなんですが、議員協議会のときにも少しお話しさせていただいたんですけれども、これ3,000万円分の効果を出すために3,600万円、経費を含めて3,600万円かかるということと解釈してよろしいのかと思うのですが、その600万円分の経費が3,000万円の効果を出すのにかかるということが少しもったいないなという気がするので、物価高騰対策の補助金という性質でどういう使い方があるのかというのは、ちょっとこれから先の話になるのかもしれませんが、もし今後同じような事業を行うことがあれば、別な支援方法みたいなものを検討されることをちょっとお願いしたいなと思ひまして発言させていただきました。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） ご提言ありがとうございます。本事業につきましては、まず3,000万円、これは4,000円掛ける7,500分ということで、3,000万円のほうがプレミアム部分として計上をさせていただいております。

また、費用につきましては、内訳としてはポスターとか周知の関係とか、あとは換金の業務として、商工会や商店振興会のほうにご協力を求めているところがございます。基本的には、この費用につきましては国の交付金のほうを活用して事業を進めていくような形でございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 物価高に対する交付金につきましては、ある程度推奨メニューということでメニュー数が限られておる中で、昨年度は観光事業であつたりとかそういったものに充当させていただいたんですが、今年度は、その推奨メニューの中に、低所得者向けであつたりとか、子育て系の部分というものもメニューの中にはございますが、先立って今10万円給付であつたり、5万円給付をやっているという中で、内部で協議した結果、そういった

方たち以外にも広くということで、今回はプレミアム商品券ということで、推奨メニューのほうから選ばせていただきました。来年度以降、またそういったメニューがありましたら、そういった全体的な部分も含めながら、検討してメニュー決定はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

5 番、土井茂夫君。

○5 番（土井茂夫君） 忘れちゃいまして、企画財政課長のほうにお聞きしたいんですけども、2.5%という根拠はどういう形で導かれたのか、教えてもらえればありがたいんですが。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） まず、かかる経費の2分の1、50%を千葉県が負担。これは全て持ち株割になっておりますが、50%が県のほうになります。残りの50%を大多喜町が46.4%、いすみ市が43.6%、御宿町と勝浦が5%という形なんです。事業費3億円全体としていきますと、県が50%、大多喜町が23.2%、いすみ市が21.8%、御宿町と勝浦市が2.5%という形になります。これは全て保有している株に応じて負担割合が決まっております。

○議長（滝口一浩君） 5 番、土井茂夫君。

○5 番（土井茂夫君） すみません、その株って、御宿町は何万株持っているんですか。

○議長（滝口一浩君） ちょっといいですか。

（「それでね……」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） はい。

○5 番（土井茂夫君） せっかくあれだから、今日じゃなくてもいいですから、後日、ペーパーでももらえればありがたいんですけども、急な話だったもので、ごめんなさいね。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） すみません。今ちょっと資料がありませんので、御宿町含めて株の状況については後でご報告させていただきます。すみません。

○議長（滝口一浩君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

8 番、石井芳清君。

○8 番（石井芳清君） 8 番、石井です。

大きく2点、商工関係と教育関係について質問したいと思います。

商工関係でありますけれども、商工振興費、先ほどから質疑がございますけれども、プレミ

アム付商品券事業の中で、18節負担金補助及交付金ということで、商工振興会がということで3,000万円ですか、ということになっておるかと思いますが、3,000万円じゃないですね、300万円ですか。3,000万円ですよ。この事務はどういう内容なのかということがまず1点。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、お答えいたします。

まず、販売の関係といたしまして、観光協会のほうで販売をさせていただく予定でありますので、販売手数料ということで、金額のほうが62万2,000円を計上させていただいております。また、商工会におきましては、商品券の換金の業務として商工会のほうに委託をして、換金作業についてお願いするものでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

いわゆる消費者、買う側と、それから売る側ですよ、いわゆる商をやっている、商売されている方だと思いますが、これ商店振興会ということなんですけれども、いわゆる商店振興会の会員のみが、お店として今回の対象なんでしょうか。

私は幅広く、例えば農家もお米だとか、流通を含めてやっていращやと思うんですけれども、結論としては、そういうところも可能かどうかということの確認なんですけれども、お願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） すみません、丁寧に説明しておけばよかったんですけれども、この後、1枚刷りのチラシを作りまして、商工会とか観光協会に限らず、一般の方で、手挙げ方式で、この業務のほうに協力していただける方については、この後募集のほうをさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 農家の方も店というか、商売というんでしょうかね、していれば、この制度を使えるということによろしいんでしょうか。もう一回、全てとおっしゃったんですけれども、私は具体的に例を出したんですけれども、例えば農家の米販売をされている方も大丈夫だということなんですか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） 前回、108件ほど、この商品券の業務に協力していただいたお店がございます。前回のほうの協力店を見ますと、農家と個人としては、現在のところはちょっと確認が取れていないというような状況なので、基本的には店舗というような形で進めていけたらなとは思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。了解いたしました。

広く可能性があるのだったら広げていただきたいというふうに思います。

次、教育関係でありますけれども、教育費で、これは23ページですね。中学校教育振興事務事業ということで、教育振興活動事業ということで生徒活動費ということで、関東大会に出場するということでの費用というふうに説明があったんですけども、いま一度詳しく説明をいただければと思います。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） では、中学校教育振興事務事業の教育振興活動事業ですが、こちらにつきましては、学校の部活動における各種大会の出場に係る経費を補助しているものです。

議員ご質問ありましたとおり、関東大会に出場したことが決定したために、今回計上させていただいておりますが、この関東大会というものが、栃木県で開催されました第53回関東中学校陸上競技大会となっております。こちらに、中学2年生ですけれども、110メートルハードルで出場しているというところです。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。これは大変すばらしいことだと思いますので、教育効果の一つの成果を見るかなというふうに理解いたしました。

次に、同ページの体育施設費ということで、委託料、海洋センタープール管理運営事業でプール施設監視・清掃業務委託でこれが100万円ですか、減額補正になっております。これは先般口頭で、B & Gのプールが今年度中開設断念ということだったと思うんですけども、具体的にどういう状況だったのか。多分大規模な、要するに多額の費用がかかるために断念したのかなという感じはするわけですけども、それから、今後どうされるのかについて報告を求めたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） では、プールの管理運営委託のほうの減額100万円についてなん

ですけれども、こちらがB&G海洋センターのプールですが、当初、7月19日土曜日から8月25日金曜日まで34日間の開設を予定しておりましたが、プールの循環ろ過装置が故障いたしまして水質の衛生状態が保てないことから、7月31日より閉鎖といたしました。

こちらプールの循環ろ過装置というところで、直ちに修理も利かないというところがございます。見積りのほうも取らせていただいたんですけれども、やはり多額な、高額であるということと、直ちに直せないというところの判断ですね。ですので閉鎖となっておりますわけですが、今後につきましては、こちらのほうの、非常に高額な見積りをいただいておりますので、協議をさせていただいて対応のほうは図りたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。了解いたしました。

このプールの利用状況なんですけれども、最近ちょっと分からないんですけれども、中学での授業での利用というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。あるとすれば、支障があったのか、なかったのか、その辺のことについて承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） 中学校のプールですけれども、小学校に関しましては、プールの授業というものが、こちらろ過装置が故障する前に行っております。中学校に関しましては、プールのほう利用しておらず、命の海洋教育の中で、海岸での授業というものを代わりに行っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（滝口一浩君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日19日は、午前 9 時半より会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後 5 時 5 3 分）